

目 次

(平成 25 年)

第 7 回定例会

第 1 日目 (12 月 13 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例	8
議案第54号 中城村道路認定について	9
議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例	11
議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	12
議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算 (第 4 号)	15
議案第59号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	19
議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	22
議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	23
議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	24
議案第63号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算 (第 2 号)	26

第 2 日目 (12 月 14 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (12 月 15 日) 休 会 (日)

第 4 日目 (12 月 16 日)

議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例	31
議案第54号 中城村道路認定について	31
議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例	36
議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例	36
議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算 (第 4 号)	37
議案第59号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	40
議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	40
議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	41
議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	41

議案第63号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)	42
---------------------------------	----

第5日目(12月17日)

一般質問

7番 仲 座 勇 議員	45
14番 宮 城 重 夫 議員	52
4番 新 垣 徳 正 議員	58
15番 新 垣 善 功 議員	66
2番 新 垣 博 正 議員	69

第6日目(12月18日)

一般質問

10番 安 里 ヨシ子 議員	81
13番 仲 村 春 光 議員	87
6番 與那覇 朝 輝 議員	95
1番 伊 佐 則 勝 議員	100

第7日目(12月19日)

一般質問

12番 宮 城 治 邦 議員	109
3番 金 城 章 議員	117
5番 新 垣 光 栄 議員	124
9番 仲 眞 功 浩 議員	133

第8日目(12月20日)

陳情第19号 要請書 組合製品採用について	147
陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	148
意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める 意見書	149
意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普 天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書	152
意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書	155

第7回 定例会

平成25年第7回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成25年12月13日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成25年12月13日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年12月13日 （午前11時46分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	欠 席	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員	5 番	新 垣 光 栄		
会 議 録 署 名 議 員	14 番	宮 城 重 夫	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例
第 6	議案第54号 中城村道路認定について
第 7	議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第 8	議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例
第 9	議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例
第 10	議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第4号）
第 11	議案第59号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 12	議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 13	議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 14	議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 15	議案第63号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）

議長 比嘉明典 おはようございます。ただいまより平成25年第7回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番 宮城重夫議員及び15番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日12月13日から12月20日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日12月13日より12月20日までの8日間に決定しました。

議長 比嘉明典 日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成25年9月6日より平成25年12月12日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、平成25年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。また、11月5日から15日までの間実施された平成25年度定期監査の報告書を12月5日村長に提出しております。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合議会・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の

経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び意見書については、5件受理し、12月10日の議会運営委員会で協議した結果、『組合製品採用についての要請』は建設常任委員会に付託し、『国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情』は総務常任委員会に付託します。

残り3件の陳情については、資料配付にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

10月29日(火) 沖縄県町村議会議長会定例会総会及び研修会が自治会館で開催され、議長と事務局長が出席しております。

10月30日(水) 沖縄県町村議会議長会主催の議員・事務局職員研修会が本部町中央公民館で開催され、本村からも16名が参加しております。

11月12日(火)～15日(金) 第57回町村議会議長会全国大会がNHKホールで開催され、議長と事務局長が参加し、24項目の要望事項決議を全会一致で採択しております。

5 中部町村議会議長会関係について

10月4日(金) 中部地区町村議会議長会定例会が北谷町で開催され、議長と事務局長が出席しております。

6 その他

9月6日(金) 平成25年度海外移住者指定研修生の歓迎会が吉の浦会館で開催され、議長が乾杯の音頭をとっております。

9月18日(水) 株式会社浦添自動車サービスの川上吉男社長が爆発事故の経緯説明とお詫びに訪れ、議長と副議長が対応しております。

9月22日（日） 第3回グスクの響きまつりが中城城跡で開催され、議長が出席しております。

10月2日（水）上村病院建築工事地鎮祭が開催され、議長が出席しております。

10月10日（木）二輪事故抑止総決起大会が吉の浦会館で開催され、議員が多数参加しております。

10月12日（土）中城みなみ保育園落成式が開催され、議長が祝辞を述べております。

10月18日（金）中城村青少年育成村民会議主催の夜間街頭指導が実施され、議長が参加しております。

10月19日（土）第70回中部広域市町村圏事務組合議会が開催され、議長が出席しております。

10月26日（土）・27日（日）第11回中城護佐丸まつりが中城城跡で開催され、副議長が挨拶を述べております。

10月29日（火）飲酒運転根絶県民大会が沖縄市民会館で開催され、議長が参加しております。

11月2日（土）中城村全戦没者慰霊祭が老人センターで開催され、議長が追悼の言葉を述べております。

11月3日（日）赤花まつりが久場グラウンドで開催され、議長が出席しております。

11月5日（火）ミツバチを活用した地域振興に関する研究会が中城村商工会館で開催され、議長が出席しております。

11月15日（金）海外移住者指定研修生修了式及び激励会が吉の浦会館で開催され、副議長が祝辞を述べております。

11月25日（月）第22回暴力団追放沖縄県民大会が宜野湾市で開催され、副議長が出席しております。

12月11日（水）「イルミネーション点灯式」が花と緑のふれあい広場で開催され、

議長が挨拶を述べております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を、まずは1枚で示してあるものから主要な部分を読み上げて御報告申し上げます。行政報告、平成25年9月から平成25年11月までの行政報告でございます。

まず9月8日には、中城村陸上競技大会が開催され、参加しております。

9月22日には、屋宜の公民館の落成式に参加しております。

同じく、その日には、またグスクの響きが城跡で開かれまして、参加しております。

10月2日には、上村病院の地鎮祭に参加しております。

10月9日、これは全国史跡整備市町村大会があつて、今回、沖縄県の南城市のほうでありまして、参加しております。

10月26日、27日は、中城護佐丸まつりが開催されました。議員の皆様方にも大変協力をいただきました。成功裏に終わったと自負しております。

10月30日からは町村長行政視察研修で、石川県、富山県のほうに行政視察を行っております。

11月に入りましては、2日に村の慰霊祭に参加をして、11月6日には、都市基盤整備事業推進大会及び要請行動ということで、主に区画整理についての要請行動を東京で行っております。

11月18日には、全国治水砂防促進大会及び全国町村長大会に参加しております。

11月25日には、中部南地区の火葬場・斎場建設首長会議、5市町村の首長が会しまして、最終的といいますか、その方向性をどうするかという会議を行っております。

11月28日には、吉の浦火力発電所竣工祝賀会に参加しております。

続いて、主要施策の部分でございます。平成25年度主要施策の執行状況調書（第3・四半期分）でございます。同じく課ごとに、今度は読み上げて御報告申し上げます。

まず1ページを開いていただきまして、企画課のほうでございます。節、事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げさせていただきます。18節、農地地図台帳システム端末入れ換え及びデータ移行業務、平成25年9月25日、随意契約、27万8,250円、株式会社オーシーシー。

続いて、税務課でございます。13節、平成27年固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価委託業務、平成25年10月1日、随意契約、199万9,200円、株式会社はまもと不動産鑑定、株式会社あい総合研究所。13節、コンビニ収納サービスに伴うシステム改修契約（住民税・固定資産税・軽自動車税）、平成25年9月6日、随意契約、630万円、株式会社オーシーシー。

健康保険課。13節、コンビニ収納サービスに伴うシステム改修業務、平成25年9月6日、随意契約、186万9,000円、株式会社オーシーシー。

農林水産課。13節、中城浜漁港現場技術業務（漁港地域整備交付金事業）、平成25年10月11日、指名競争入札、189万円（90.9%）、株式会社大栄コンサルタント。同じく13節、久場地区土砂崩壊防止工事現場技術業務（団体営ため池等整備事業）、平成25年11月29日、指名競争入札、157万5,000円（89.3%）、株式会社三矢エンジニアリング。13節、中城地区農道及び排水路調査設計委託業務、平成25年10月24日、指名競争入札、693万円（96.2%）、アート技研株式会社。13節、デイゴヒメコバチ防除、平成25年11月15日、随意契約、38万7,838円（100%）、第1農薬株式会社。15節、久場地区土砂崩壊防止工事（25-1）（団体営ため池等整備事業）、平成25年11月29日、指名競争入札、3,129万円

（94.7%）、有限会社ヒコ建設。

同じく農林水産課。15節、中城浜漁港船揚場改良工事（漁港地域整備交付金事業）、平成25年10月11日、指名競争入札、2,696万850円（89.7%）、株式会社新栄組。

都市建設課でございます。13節、平成25年度調査業務（その3）、平成25年9月24日、随意契約、336万円（89.8%）、株式会社沖縄ランドコンサルタント。同じく13節、中城村橋梁長寿命化修繕計画策定業務、平成25年11月1日、指名競争入札、394万8,000円（94.8%）、株式会社ウイング総合設計。13節、中城村城跡線修正設計業務、平成25年11月1日、指名競争入札、294万円（95.9%）、株式会社双葉測量設計。13節、中城村景観計画策定等委託業務、平成25年11月19日、指名競争入札、274万500円（94%）、株式会社エスティ環境設計研究所。同じく13節、久場稲子原排水路磁気探査業務、平成25年9月17日、指名競争入札、44万1,000円（98.4%）、株式会社沖縄探査開発。

都市建設課が続きます。15節、南上原地区築造工事（25-3工区）、平成25年9月24日、指名競争入札、3,864万1,680円（88%）、有限会社丸清建設工業。15節、南上原地区築造工事（25-4工区）、平成25年10月11日、指名競争入札、4,049万8,500円（93.8%）、有限会社とよむ建設。15節、南上原地区築造工事（25-5工区）、平成25年10月16日、指名競争入札、3,465万円（90.8%）、有限会社渡久地建設。15節、糸蒲公園整備工事（14工区）、平成25年10月21日、指名競争入札、1,774万5,000円（97.4%）、ピース造園土木。15節、糸蒲公園整備工事（15工区）、平成25年11月29日、指名競争入札、3,568万9,500円（98.2%）、株式会社島袋開発。

同じく都市建設課。15節、道路反射鏡・防犯灯設置工事、平成25年10月9日、指名競争入札、133万3,500円（66.8%）、沖縄道路興業株式会

社。15節、久場稲子原排水路整備工事、平成25年11月14日、指名競争入札、782万400円（99.6%）、有限会社光造園土木。22節、物件補償6件、平成25年9月6日、随意契約、1,210万5,200円、南上原195番地3他5名でございます。

続いて、上下水道課。13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務（その2）、平成25年9月27日、指名競争入札、861万円（95.6%）、株式会社双葉測量設計。15節、南上原地内公共下水道工事（25-5）、平成25年9月27日、指名競争入札、2,173万5,000円（94.5%）、有限会社津城電気工事。15節、当間地内配水管布設工事（25-1工区）、平成25年9月6日、指名競争入札、3,966万9,000円（94%）、有限会社北浜土木。15節、平成25年度消火栓設置工事（その1）、平成25年10月2日、随意契約、200万円、仲真設備工業。15節、平成25年度消火栓設置工事（その2）、平成25年10月30日、随意契約、100万円、有限会社北浜土木。

同じく上下水道課。15節、平成25年度消火栓設置工事（その3）、平成25年11月22日、随意契約、50万円、有限会社石原設備。

続いて、教育総務課。13節、中城中学校部室改修設計委託業務、平成25年9月20日、随意契約、112万9,800円、合同会社新里建築設計事務所。同じく13節、中城中学校屋外環境設計委託業務、平成25年9月20日、随意契約、128万1,000円、株式会社与那嶺測量設計。

生涯学習課。13節、平成25年度中城城跡岩盤動態観測委託業務、平成25年9月1日、随意契約、84万円（74%）、株式会社真南風。13節、平成25年度中城城跡施工管理委託業務、平成25年11月11日、随意契約、115万5,000円（91.6%）、株式会社真南風。13節、平成25年度中城城跡遺構測量委託業務、平成25年11月28日、指名競争入札、471万4,500円（97.8%）、

株式会社琉球サーベイ。13節、平成25年度歴史の道遺物・トレース業務委託、平成25年9月2日、随意契約、94万5,000円（90%）、株式会社文化財サービス。13節、平成25年度「ハンタ道及び周辺文化財」保全整備基本計画作成委託業務、平成25年9月6日、指名競争入札、522万9,000円（94.3%）、有限会社MUI景画。

同じく、生涯学習課。13節、平成25年度歴史の道遺物・トレース業務委託2、平成25年11月21日、随意契約、76万6,500円（97%）、株式会社文化財サービス。13節、平成25年度歴史の道追加地形測量業務委託、平成25年11月22日、随意契約、126万円（100%）、株式会社双葉測量設計。15節、平成25年度中城城跡整備工事、平成25年11月11日、指名競争入札、1,727万9,850円（95.2%）、喜舎場石材。15節、平成25年度文化財整備工事、平成25年11月25日、指名競争入札、1,621万4,100円（95.4%）、有限会社喜舎場組。15節、吉の浦公園野球場施設整備工事、平成25年10月9日、指名競争入札、3,181万5,000円（96.8%）、株式会社機電工業。

同じく生涯学習課。15節、吉の浦公園遊具整備工事、平成25年11月15日、随意契約、3,593万1,000円（97.9%）、有限会社公園沖縄。15節、吉の浦公園内トイレ整備工事、平成25年11月21日、指名競争入札、2,310万円（97.6%）、有限会社協伸建設。15節、中城村民体育館整備工事、平成25年11月29日、指名競争入札、3,570万円（95.5%）、株式会社新栄組。

以上でございます。

議長 比嘉明典 次に、教育行政報告を行います。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。それでは教育行政報告、平成25年9月から平成25年11月まで。

9月6日、平成25年度海外移住者子弟研修生歓迎会に出席しております。具志堅・ダニロ・

アウグスト（ブラジル）。カリーナ・セシリア・安里（アルゼンチン）。城田・アンヘル・フランシスコ（ペルー）。この3名であります。

8日、中城村陸上競技大会に参加していません。

23日、第3回グスクの響きまつり。エイサーとか獅子舞、護佐丸太鼓等の演技が行われました。

26日、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会。これは郷土資料部門の移設、1階から2階に。それから朗読室の設置が話し合われております。

同じ日、中学生・高校生の海外短期留学及び小学生・中学生ESL、第2言語としての英語、キャンプ事業合同報告会がありました。

26日、27日は、第40回中頭地区陸上競技大会、中学校です。中城中は27日のDブロックで出場しております。

27日、第12回定例会教育委員会会議。中城村教育委員会各種委員の委嘱について話し合っております。文化財関係の委員、護佐丸歴史資料図書館建設検討委員、社会教育委員等の委嘱について話し合いがありました。

29日、中城小運動会に参加。

10月10日、第2回中頭地区学力向上推進委員会。第36回中頭地区学力向上推進大会は平成26年2月15日、西原町大会になります。

同じ日、中頭地区教育長会第4回定例会がありました。行政報告がありまして、算数、数学の事業づくりの説明がありました。

12日、中城みなみ保育園落成式に参加しております。3歳児30名、4歳児30名、5歳児30名、計90名で開園しております。

13日、津覇小学校運動会に参加しております。

20日、中城中学校体育祭に参加しております。

25日、第13回定例会教育委員会会議。中城村就学指導委員会委員の委嘱について会議を持っております。

同じ日、幼小中校種間の交流授業研究会。確

かな学力の向上推進のため、各教科の指導方法等について、授業後に情報交換を行っております。

26日から27日は、第11回中城護佐丸まつりに参加しております。

11月2日、平成25年度中城村全戦没者慰霊祭に参加しております。

3日は、第4回赤花まつりに参加していません。

10日、津覇小学校PTA文化祭に参加しております。

13日、平成25年度中城村学力向上推進実践発表会。公開授業の後、浜本神戸大の名誉教授による言語活動を通して国語の力を育てる演題で講演が行われました。

15日、平成25年度海外移住者子弟研修会修了式に参加しております。

17日、第6回ふれあいフェスティバル。グリーンホーム主催によるものに参加していません。地域福祉関係団体による舞台発表やゲーム等の活動紹介がありました。

18日、中城村子ども会育成連絡協議会。各支部PTAとの交流及び村子連への加盟促進のための活動説明会が行われております。

19日、校長人事ヒアリング（定期人事異動）。これは教職員の人事異動による校長からのヒアリングを行いました。

同じ日、中頭地区教育長会第5回定例会。行政説明がありまして、平成26年2月15日、学体推進西原大会の取り組みについての説明がありました。

28日、沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所竣工祝賀会に参加しております。

29日、第14回定例会教育委員会会議。ここでは津覇小、中城南小合同金管バンド部、中城村表彰候補者の推薦及びスポーツ活動で知名さん、儀間さん、與那覇さんの3名の推薦を行っております。

以上です。
議長 比嘉明典 これで教育長の行政報告を
終わります。

休憩します。

休 憩（ 1 0 時 2 7 分）

~~~~~

再 開（ 1 0 時 5 2 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第 5 議案第53号 中城村都市公園条例  
の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第53号 中城村都市公  
園条例の一部を改正する条例について御提案申  
上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第53号</p> <p style="margin-top: 20px;">中城村都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p style="margin-top: 20px;">中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p style="margin-top: 20px;">平成25年12月13日提出</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">中城村長 浜 田 京 介</p> <p style="margin-top: 20px;">提案理由</p> <p style="margin-left: 40px;">都市公園を整備したため、中城村都市公園条例の一部を改正する必要がある。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

中城村都市公園条例の一部を改正する条例

中城村都市公園条例（平成2年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 改正前                |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----|-----|--|---------|-------------------|-------|------------------|-------|--------------------|-------|--------------------|-----|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|--|---------|-------------------|-----|--|
| <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>ちゅらばる公園</td> <td>〃 字南上原193番地（12街区）</td> </tr> <tr> <td>石橋原公園</td> <td>〃 字南上原67番地（98街区）</td> </tr> <tr> <td>竹口原公園</td> <td>〃 字南上原465番地（118街区）</td> </tr> <tr> <td>山内原公園</td> <td>〃 字南上原336-1（140街区）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> | 名称                 | 位置 | （略） |  | ちゅらばる公園 | 〃 字南上原193番地（12街区） | 石橋原公園 | 〃 字南上原67番地（98街区） | 竹口原公園 | 〃 字南上原465番地（118街区） | 山内原公園 | 〃 字南上原336-1（140街区） | （略） |  | <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>ちゅらばる公園</td> <td>〃 字南上原193番地（12街区）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | （略） |  | ちゅらばる公園 | 〃 字南上原193番地（12街区） | （略） |  |
| 名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 位置                 |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| ちゅらばる公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 〃 字南上原193番地（12街区）  |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| 石橋原公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 〃 字南上原67番地（98街区）   |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| 竹口原公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 〃 字南上原465番地（118街区） |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| 山内原公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 〃 字南上原336-1（140街区） |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| 名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 位置                 |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| ちゅらばる公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 〃 字南上原193番地（12街区）  |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |
| （略）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |    |     |  |         |                   |       |                  |       |                    |       |                    |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |    |    |     |  |         |                   |     |  |

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第54号 中城村道路認定を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第54号 中城村道路認定について御提案申し上げます。

#### 議案第54号

#### 中城村道路認定について

村道の路線を認定し、道路法（昭和27年法律第180条）第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

| 整理番号 | 路線名     | 起点                   | 終点                    | 摘要 |
|------|---------|----------------------|-----------------------|----|
| 395  | 久場前浜原線  | 中城村字泊伊那具原<br>508番地先  | 中城村字久場前浜原<br>2018番1地先 |    |
| 396  | 稲子原避難路線 | 中城村字久場稲子原<br>513番2地先 | 中城村字久場稲子原<br>529番1地先  |    |

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

久場前浜原線・稲子原避難路線を村道として認定し、広く村民の利用に供する必要がある。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第55号

#### 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

平成25年12月13日提出

中 城 村 長 浜 田 京 介

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正する必要がある。

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則<br/>（延滞金の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び7.3パーセントの割合は、同乗の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1.0パーセント割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあってはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1.0パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> | <p>附 則<br/>（延滞金の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日より施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中城村後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（10時58分）

~~~~~

再開（11時10分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第8 議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

<p>議案第56号</p> <p style="text-align: center;">中城村下水道条例の一部を改正する条例</p> <p>中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条1項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成25年12月13日提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> <p>提案理由</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の公布に伴う消費税の引き上げと、中城村水道事業給水条例第26条（連合専用）との整合性をとるために、中城村下水道条例の一部を改正する必要がある。</p>
--

中城村下水道条例の一部を改正する条例

中城村下水道条例（平成14年中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じた額と</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第22条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額とする。</p>

する。ただし、10円未満については切り捨てるものとする。

別表（第22条関係）

用途別	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金
家事用	8立方メートルまで	428円	9立方メートルから 25立方メートルまで 26立方メートルから 50立方メートルまで 51立方メートル以上	1立方メートルにつき 57円 1立方メートルにつき 66円 1立方メートルにつき 76円
営業用	10立方メートルまで	714円	11立方メートルから 100立方メートルまで 101立方メートルから 300立方メートルまで 301立方メートル以上	1立方メートルにつき 85円 1立方メートルにつき 95円 1立方メートルにつき 104円
団体用	10立方メートルまで	714円	11立方メートルから 100立方メートルまで 101立方メートルから 300立方メートルまで 301立方メートル以上	1立方メートルにつき 85円 1立方メートルにつき 95円 1立方メートルにつき 104円
臨時用	1立方メートルにつき			95円
連合専用	一戸（世帯）当たりの料金は、それぞれの用途に応じて適用する。この場合の料金算定の基礎となる汚水量は各戸（世帯）均等に使用したとみなす。			

別表（第22条関係）

用途別	基本料金（1月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
	汚水量	使用料金	汚水量	使用料金
家事用	8立方メートルまで	450円	9立方メートルから 25立方メートルまで 26立方メートルから 50立方メートルまで 51立方メートル以上	1立方メートルにつき 60円 1立方メートルにつき 70円 1立方メートルにつき 80円
営業用	10立方メートルまで	750円	11立方メートルから 100立方メートルまで 101立方メートルから 300立方メートルまで 301立方メートル以上	1立方メートルにつき 90円 1立方メートルにつき 100円 1立方メートルにつき 110円
団体用	10立方メートルまで	750円	11立方メートルから 100立方メートルまで 101立方メートルから 300立方メートルまで 301立方メートル以上	1立方メートルにつき 90円 1立方メートルにつき 100円 1立方メートルにつき 110円
臨時用	1立方メートルにつき			100円
連合専用	一戸（世帯）当たりの料金は、家事用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる汚水量は各戸（世帯）均等に使用したとみなす。			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行し、同年5月調定分から適用する。ただし、連合専用の規定については、同年1月1日から施行し、同年1月調定分から適用する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（11時14分）

~~~~~

再 開（11時16分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第57号 中城村水道事業給水

条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。



議案第57号

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の公布に伴い、消費税及び延滞金に関する規定を改正するため、中城村水道事業給水条例の一部を改正する必要がある。

中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例

中城村水道事業給水条例（平成10年中城村条例第3号）の一部を次のように改正する

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |           |                    |     | 改正前                                                                      |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------|--------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------|------|--|--------------------|---|-----|---|-------|------|-----|-------|-----|------|-----|-----|----|-------|--------|-----|-----------|-----|---------|-----|-----|----|-------|--------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|----------------|------------------------|-----------|------|--|--------------------|---|-----|---|-------|------|-----|-------|-----|------|-----|-----|----|-------|--------|-----|-----------|-----|---------|-----|-----|----|-------|--------|-----|
| <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額<u>に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                        |           |                    |     | <p>(料金)</p> <p>第27条 料金は次の水道料金表の基本料金と超過料金との合計額<u>(消費税相当額を含む。)</u>とする。</p> |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| <p>(料金表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目<br/>単位<br/>用途</th> <th rowspan="2">基本水量<br/>m<sup>3</sup></th> <th rowspan="2">基本料金<br/>円</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>段階別 m<sup>3</sup></th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家事用</td> <td rowspan="3">8</td> <td rowspan="3">1,114</td> <td>9～20</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>21～35</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>36以上</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">10</td> <td rowspan="3">1,933</td> <td>11～100</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>101～1,000</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>1,001以上</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>10</td> <td>1,933</td> <td>11～100</td> <td>257</td> </tr> </tbody> </table> |                        |           |                    |     | 項目<br>単位<br>用途                                                           | 基本水量<br>m <sup>3</sup> | 基本料金<br>円 | 超過料金 |  | 段階別 m <sup>3</sup> | 円 | 家事用 | 8 | 1,114 | 9～20 | 190 | 21～35 | 200 | 36以上 | 219 | 営業用 | 10 | 1,933 | 11～100 | 257 | 101～1,000 | 271 | 1,001以上 | 300 | 団体用 | 10 | 1,933 | 11～100 | 257 | <p>(料金表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目<br/>単位<br/>用途</th> <th rowspan="2">基本水量<br/>m<sup>3</sup></th> <th rowspan="2">基本料金<br/>円</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>段階別 m<sup>3</sup></th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家事用</td> <td rowspan="3">8</td> <td rowspan="3">1,170</td> <td>9～20</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>21～35</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>36以上</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">10</td> <td rowspan="3">2,030</td> <td>11～100</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>101～1,000</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>1,001以上</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>10</td> <td>2,030</td> <td>11～100</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> |  |  |  |  | 項目<br>単位<br>用途 | 基本水量<br>m <sup>3</sup> | 基本料金<br>円 | 超過料金 |  | 段階別 m <sup>3</sup> | 円 | 家事用 | 8 | 1,170 | 9～20 | 200 | 21～35 | 210 | 36以上 | 230 | 営業用 | 10 | 2,030 | 11～100 | 270 | 101～1,000 | 285 | 1,001以上 | 315 | 団体用 | 10 | 2,030 | 11～100 | 270 |
| 項目<br>単位<br>用途                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 基本水量<br>m <sup>3</sup> | 基本料金<br>円 | 超過料金               |     |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 段階別 m <sup>3</sup> | 円   |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 家事用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 8                      | 1,114     | 9～20               | 190 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 21～35              | 200 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 36以上               | 219 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 営業用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10                     | 1,933     | 11～100             | 257 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 101～1,000          | 271 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 1,001以上            | 300 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 団体用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10                     | 1,933     | 11～100             | 257 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 項目<br>単位<br>用途                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 基本水量<br>m <sup>3</sup> | 基本料金<br>円 | 超過料金               |     |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 段階別 m <sup>3</sup> | 円   |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 家事用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 8                      | 1,170     | 9～20               | 200 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 21～35              | 210 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 36以上               | 230 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 営業用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10                     | 2,030     | 11～100             | 270 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 101～1,000          | 285 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                        |           | 1,001以上            | 315 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |
| 団体用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10                     | 2,030     | 11～100             | 270 |                                                                          |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |                |                        |           |      |  |                    |   |     |   |       |      |     |       |     |      |     |     |    |       |        |     |           |     |         |     |     |    |       |        |     |

|     |   |  |           |     |
|-----|---|--|-----------|-----|
|     |   |  | 101～1,000 | 271 |
|     |   |  | 1,001以上   | 300 |
| 臨時用 | 1 |  |           | 523 |

(加入金)

第33条 給水装置又は、改造(増径)の申し込みを行う者は、次の表に定める加入金に100分の108を乗じた額を申し込みの際に納付しなければならない。

| メーター口径                    | 加入金(一給水装置につき) |
|---------------------------|---------------|
| 13ミリメートル<br>(16ミリメートルを含む) | 15,000円       |
| 20ミリメートル                  | 40,000円       |
| 25ミリメートル                  | 66,000円       |
| 40ミリメートル                  | 202,000円      |
| 50ミリメートル                  | 300,000円      |
| 75ミリメートル                  | 750,000円      |
| 100ミリメートル                 | 1,275,000円    |
| 150ミリメートル以上               | 2,790,000円    |

(督促手数料及び延滞金)

第35条 第27条に規定する料金又は第34条に規定する手数料を納期限内に完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を發し、延滞金を課する。

- 前項の督促状を發した場合は、1件につき100円の督促手数料を徴収する。
- 延滞金は、督促状に指定した日から納付の日までの日数に、年14.6パーセントを乗じて算出した額とする。

|     |   |  |           |     |
|-----|---|--|-----------|-----|
|     |   |  | 101～1,000 | 285 |
|     |   |  | 1,001以上   | 315 |
| 臨時用 | 1 |  |           | 550 |

(加入金)

第33条 給水装置又は、改造(増径)の申し込みを行う者は、次の表に定める加入金(消費税相当額を含む。)を申し込みの際に納付しなければならない。

| メーター口径                    | 加入金(一給水装置につき) |
|---------------------------|---------------|
| 13ミリメートル<br>(16ミリメートルを含む) | 15,750円       |
| 20ミリメートル                  | 42,000円       |
| 25ミリメートル                  | 69,300円       |
| 40ミリメートル                  | 212,100円      |
| 50ミリメートル                  | 315,000円      |
| 75ミリメートル                  | 787,500円      |
| 100ミリメートル                 | 1,338,750円    |
| 150ミリメートル以上               | 2,929,500円    |

(督促手数料及び延滞金)

第35条 第27条に規定する料金又は第34条に規定する手数料を納期限内に完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を發し、延滞金を課する。

- 前項の督促状を發した場合は、1件につき100円の督促手数料を徴収する。
- 延滞金は、督促状に指定した日から納付の日までの日数に、1万円につき1日4円の割合で算出した額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、条例第33条第1項の規定については、同年4月1日から施行する。また条例第27条については、同年4月1日から施行し、同年5月調定分から適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 当分の間、第35条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において、同

じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 ( 1 1 時 2 0 分 )

~~~~~

再 開 (1 1 時 2 0 分)

議長 比嘉明典 再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第58号

平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)

平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,212,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加、変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		2,511	353	2,864
	2 負担金	2,510	353	2,863

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		832,617	38,122	794,495
	1 国庫負担金	507,227	14,530	521,757
	2 国庫補助金	322,290	52,652	269,638
15 県支出金		1,049,317	19,194	1,068,511
	1 県負担金	244,094	7,645	251,739
	2 県補助金	774,001	12,168	786,169
	3 委託金	31,222	619	30,603
18 繰入金		72,916	23,015	95,931
	2 基金繰入金	72,915	23,015	95,930
20 諸収入		78,192	1,275	79,467
	4 雑入	71,444	1,275	72,719
21 村債		328,998	3,400	332,398
	1 村債	328,998	3,400	332,398
歳入合計		6,203,032	9,115	6,212,147

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,808	368	107,440
	1 議会費	107,808	368	107,440
2 総務費		847,421	191	847,612
	1 総務管理費	701,597	1,899	703,496
	2 徴税費	98,760	999	97,761
	3 戸籍住民基本台帳費	35,101	244	34,857
	4 選挙費	9,325	618	8,707
	5 統計調査費	1,051	153	1,204
3 民生費		1,695,604	32,458	1,728,062
	1 社会福祉費	924,483	39,857	964,340
	2 児童福祉費	771,121	7,399	763,722
4 衛生費		781,924	3,551	785,475
	1 保健衛生費	354,570	4,798	359,368
	2 清掃費	426,436	1,247	425,189

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		235,613	12,393	248,006
	1 農業費	189,168	3,337	192,505
	2 林業費	1,296	162	1,134
	3 水産業費	45,149	9,218	54,367
7 商工費		125,563	10,534	136,097
	1 商工費	125,563	10,534	136,097
8 土木費		688,782	85,842	602,940
	1 土木管理費	14,498	20	14,518
	2 道路橋梁費	253,262	83,530	169,732
	4 都市計画費	261,703	1,232	260,471
	5 下水道費	115,558	1,100	114,458
10 教育費		923,017	36,198	959,215
	1 教育総務費	116,265	482	115,783
	2 小学校費	152,943	6,960	159,903
	3 中学校費	66,021	2,409	68,430
	4 幼稚園費	43,670	5,129	48,799
	5 社会教育費	314,535	2,059	316,594
	6 保健体育費	229,583	20,123	249,706
歳 出 合 計		6,203,032	9,115	6,212,147

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
村道中城城跡線改良舗装事業	平成26年度	千円 61,666

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産業整備事業債	千円 4,800	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 6,000	同じ	同じ	同じ
社会教育施設整備事業債	20,100				22,300			

ページを開いていただきまして、歳入歳出ともに款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入の12款分担金及び負担金、2項負担金、補正前の額251万円、補正額35万3,000円、合計で286万3,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億722万7,000円、補正額1,453万円、合計で5億2,175万7,000円。2項国庫補助金、補正前の額3億2,229万円、補正額5,265万2,000円の減額補正、合計で2億6,963万8,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額2億4,409万4,000円、補正額764万5,000円、合計で2億5,173万9,000円。2項県補助金、補正前の額7億7,400万1,000円、補正額1,216万8,000円、合計で7億8,616万9,000円。3項委託金、補正前の額3,122万2,000円、補正額61万9,000円の減額補正、合計で3,060万3,000円。

18款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額7,291万5,000円、補正額2,301万5,000円、合計で9,593万円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額7,144万4,000円、補正額127万5,000円、合計で7,271万9,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億2,899万8,000円、補正額340万円、合計で3億3,239万8,000円。

歳入合計、補正前の額62億303万2,000円、補正額911万5,000円、合計で62億1,214万7,000円。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、補正前の額1億780万8,000円、補正額36万8,000円の減額補正、合計で1億744万円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額7億159万7,000円、補正額189万9,000円、合計で7億349万6,000円。2項徴税費、補正前の額9,876万円、補正額99万9,000円の減額補正、合計で9,776万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額3,510万1,000円、補正額24万4,000円の減額補正、合計で3,485万7,000円。4項選挙費、補正前の額932万5,000円、補正額61万8,000円の減額補正、合計で870万7,000円。5項統計調査費、補正前の額105万1,000円、補正

額15万3,000円、合計で120万4,000円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、補正前の額 9 億2,448万3,000円、補正額3,985万7,000円、合計で 9 億6,434万円。2 項児童福祉費、補正前の額 7 億7,112万1,000円、補正額739万9,000円の減額補正、合計で 7 億6,372万2,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、補正前の額 3 億5,457万円、補正額479万8,000円、合計で 3 億5,936万8,000円。2 項清掃費、補正前の額 4 億2,643万6,000円、補正額124万7,000円の減額補正、合計で 4 億2,518万9,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、補正前の額 1 億8,916万8,000円、補正額333万7,000円、合計で 1 億9,250万5,000円。2 項林業費、補正前の額129万6,000円、補正額16万2,000円の減額補正、合計で113万4,000円。3 項水産業費、補正前の額4,514万9,000円、補正額921万8,000円、合計で5,436万7,000円。

7 款商工費、1 項商工費、補正前の額 1 億2,556万3,000円、補正額1,053万4,000円、合計で 1 億3,609万7,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費、補正前の額 1,449万8,000円、補正額 2 万円、合計で1,451万8,000円。2 項道路橋梁費、補正前の額 2 億5,326万2,000円、補正額8,353万円の減額補正、合計で 1 億6,973万2,000円。4 項都市計画費、補正前の額 2 億6,170万3,000円、補正額123万2,000円の減額補正、合計で 2 億6,047万1,000円。5 項下水道費、補正前の額 1 億1,555万8,000円、補正額110万円の減額補正、合計で 1 億1,445万8,000円。

10款教育費、1 項教育総務費、補正前の額 1 億1,626万5,000円、補正額48万2,000円の減額補正、合計で 1 億1,578万3,000円。2 項小学校費、補正前の額 1 億5,294万3,000円、補正額696万円、合計で 1 億5,990万3,000円。3 項中学校費、補正前の額6,602万1,000円、補正額240万9,000円、合計で6,843万円。4 項幼稚園

費、補正前の額4,367万円、補正額512万9,000円、合計で4,879万9,000円。5 項社会教育費、補正前の額 3 億1,453万5,000円、補正額205万9,000円、合計で 3 億1,659万4,000円。6 項保健体育費、補正前の額 2 億2,958万3,000円、補正額2,012万3,000円、合計で 2 億4,970万6,000円。

歳出合計、補正前の額62億303万2,000円、補正額911万5,000円、合計で62億1,214万7,000円。

続いて第 2 表債務負担行為補正。事項が、村道中城城跡線改良舗装事業。期間が平成26年度。限度額が6,166万6,000円でございます。

続いて第 3 表地方債補正。起債の目的、まず 1 つ目が水産業整備事業債。補正前の限度額が480万円、補正後の限度額が600万円。その下の段で社会教育施設整備事業債。補正前の限度額が2,010万円、補正後の限度額が2,230万円。

2 つともそれぞれ起債の方法、利率償還の方法は同じであります。起債の方法は、証書借入又は証券発行。

利率年 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩（ 1 1 時 3 1 分）

~~~~~

再 開（ 1 1 時 3 1 分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第59号 平成25年度中城村国

民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題  
とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第59号 平成25年度中  
城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について御提案申し上げます。

議案第59号

平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,411,892千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款          | 項          | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 4 国庫支出金    |            | 1,009,188 | 5,294  | 1,003,894 |
|            | 1 国庫負担金    | 538,071   | 5,294  | 532,777   |
| 5 療養給付費交付金 |            | 91,385    | 5,727  | 97,112    |
|            | 1 療養給付費交付金 | 91,385    | 5,727  | 97,112    |
| 7 県支出金     |            | 141,713   | 26,394 | 168,107   |
|            | 1 県負担金     | 25,556    | 5,294  | 20,262    |
|            | 2 県補助金     | 116,157   | 31,688 | 147,845   |
| 13 諸収入     |            | 4,705     | 2,769  | 7,474     |
|            | 4 雑入       | 1,701     | 2,769  | 4,470     |
| 歳入合計       |            | 2,382,296 | 29,596 | 2,411,892 |



(歳出)

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費     |           | 42,497    | 3,929  | 38,568    |
|           | 1 総務管理費   | 31,982    | 3,251  | 28,731    |
|           | 2 徴税費     | 10,417    | 678    | 9,739     |
| 2 保険給付費   |           | 1,403,612 | 52,220 | 1,455,832 |
|           | 1 療養諸費    | 1,202,050 | 40,330 | 1,242,380 |
|           | 2 高額療養費   | 184,250   | 11,890 | 196,140   |
| 7 共同事業拠出金 |           | 425,768   | 17,016 | 408,752   |
|           | 1 共同事業拠出金 | 425,768   | 17,016 | 408,752   |
| 8 保健事業費   |           | 26,780    | 1,679  | 25,101    |
|           | 2 保健事業費   | 14,665    | 1,679  | 12,986    |
| 歳出合計      |           | 2,382,296 | 29,596 | 2,411,892 |

同じく歳入歳出ともに款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額5億3,807万1,000円、補正額529万4,000円の減額補正、合計で5億3,277万7,000円。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額9,138万5,000円、補正額572万7,000円、合計で9,711万2,000円。

7款県支出金、1項県負担金、補正前の額2,555万6,000円、補正額529万4,000円の減額補正、合計で2,026万2,000円。2項県補助金、補正前の額1億1,615万7,000円、補正額3,168万8,000円、合計で1億4,784万5,000円。

13款諸収入、4項雑入、補正前の額170万1,000円、補正額276万9,000円、合計で447万円。

歳入合計、補正前の額23億8,229万6,000円、補正額2,959万6,000円、合計で24億1,189万2,000円。

続いて歳出であります。歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額3,198万2,000円、

補正額325万1,000円の減額補正、合計で2,873万1,000円。2項徴税費、補正前の額1,041万7,000円、補正額67万8,000円の減額補正、合計で973万9,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億205万円、補正額4,033万円、合計で12億4,238万円。2項高額療養費、補正前の額1億8,425万円、補正額1,189万円、合計で1億9,614万円。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、補正前の額4億2,576万8,000円、補正額1,701万6,000円の減額補正、合計で4億875万2,000円。

8款保健事業費、2項保健事業費、補正前の額1,466万5,000円、補正額167万9,000円の減額補正、合計で1,298万6,000円。

歳出合計、補正前の額23億8,229万6,000円、補正額2,959万6,000円、合計で24億1,189万2,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(11時36分)

~~~~~

再開（11時36分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議

題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第60号

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入） （単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		39,175	507	39,682
	1 一般会計繰入金	39,174	507	39,681
歳入合計		112,949	507	113,456

（歳出） （単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,356	19	3,375
	2 徴収費	1,345	19	1,364
2 後期高齢者医療広域連合納付金		107,374	508	107,882
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	107,374	508	107,882

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		1,475	20	1,455
	1 予備費	1,475	20	1,455
歳 出 合 計		112,949	507	113,456

同じように歳入から読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額3,917万4,000円、補正額50万7,000円、合計で3,968万1,000円。

歳入合計、補正前の額1億1,294万9,000円、補正額50万7,000円、合計で1億1,345万6,000円。

続いて歳出、1款総務費、2項徴収費、補正前の額134万5,000円、補正額1万9,000円、合計で136万4,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億737万4,000円、補正額50万8,000円、合計で1億788万2,000円。

4款予備費、1項予備費、補正前の額147万

5,000円、補正額2万円の減額補正、合計で145万5,000円。

歳出合計、補正前の額1億1,294万9,000円、補正額50万7,000円、合計で1億1,345万6,000円でございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第61号

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日 提出

中城村長 浜田京介

第2表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		930,137	0	930,137
	1 南上原土地区画整理事業費	930,137	0	930,137
歳出合計		930,139	0	930,139

歳出のみでございます。歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額9億3,013万7,000円、補正額はございません。同じく9億3,013万7,000円。

歳出合計が、補正前の額9億3,013万9,000円、合計も9億3,013万9,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御提案申し上げます。

議案第62号

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成25年12月13日提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		115,558	1,100	114,458
	1 一般会計繰入金	115,558	1,100	114,458
6 村債		98,400	1,100	99,500
	1 村債	98,400	1,100	99,500
歳入合計		351,793	0	351,793

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		248,672	0	248,672
	1 公共下水道費	248,672	0	248,672
歳出合計		351,793	0	351,793

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 98,400	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 99,500	同じ	同じ	同じ

ページを開いていただきまして、まず歳入のほうから、3款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,555万8,000円、補正額110万円の減額補正、合計で1億1,445万8,000円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,840万円、補正額110万円、合計で9,950万円。

歳入合計、補正前の額3億5,179万3,000円、補正額はゼロ、合計で3億5,179万3,000円。

歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,867万2,000円、補正額はゼロ、合計も2億4,867万2,000円。

歳出合計、補正前の額3億5,179万3,000円、

補正額ゼロ、合計も3億5,179万3,000円。

続いて第2表地方債補正。起債の目的、下水道整備事業。補正前の限度額9,840万円、補正後の限度額9,950万円。

起債の方法は、証書借入又は証券発行。

利率年5%以内。

償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。これは改正前も改正後も同

じでございます。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第63号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第63号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第63号

平成25年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業費用	422,361千円	699千円	423,060千円
第1項	営業費用	411,441千円	699千円	412,140千円

平成25年12月13日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1条 平成25年度中城村水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成25年度中城村水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、第1項営業費用、既決予定額4億1,144万1,000円、補正予定額69万9,000円、合計で4億1,214万円。

平成25年12月13日提出、中城村長 浜田京介。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 (1 1 時 4 6 分)

~~~~~

再 開 ( 1 1 時 4 6 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。御苦労さまで  
した。

散 会（ 1 1 時 4 6 分）

## 平成25年第7回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年12月13日（金）  |                        |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年12月16日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年12月16日 （午後1時39分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 宮 城 重 夫                | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕                | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人                | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘                | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄                | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                |                                    |           |



## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                   |
|------|---------------------------------------|
| 第 1  | 議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例            |
| 第 2  | 議案第54号 中城村道路認定（久場前浜原線、稲子原避難路線）について    |
| 第 3  | 議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例     |
| 第 4  | 議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例             |
| 第 5  | 議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例          |
| 第 6  | 議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算（第4号）         |
| 第 7  | 議案第59号 平成25年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）   |
| 第 8  | 議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 第 9  | 議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 10 | 議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  |
| 第 11 | 議案第63号 平成25年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）       |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時01分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第53号 中城村都市公園条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 中城村道路認定(久

場前浜原線、稲子原避難路線)についてを議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時02分)

~~~~~

再開(10時10分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 議案第54号 中城村道路認定(久場前浜原線、稲子原避難路線)について質疑を行います。

まず初めに、久場前浜原線道路建設は、土地利用の利便性、地域振興、活性化の観点から不可欠なものであり、地権者、区民の積年の思いであります。しかし、地権者や土地買収の条件整備等で地主との話し合いも持たれず、同意も得られないままに議会の議決を求めていくのがプロセスなのか疑問であります。それでは本題に入ります。

久場前浜原線の終点について、先ほど来、功浩議員、善功議員とも、若干関連すると思うんですけども、その終点について、久場前浜原2018番地地先の隣、東側の土地とは聞いておりました。またその地主にも役場より協力してほしいとの相談があったと聞いているが、提案どおりで間違いはないのか。2018番地地先の賃借人との問題は解決されたのか。道路用地にかかる地権者に同意が得られていない数名の地主がいる中を議会で道路認定をしていいのか。地権者数名の同意が得られない理由として何があるのか。予定の認定道路区域内にある土地の地番表示を提示して、議会に提出できないか。特定保留区域指定と久場前浜原線道路建設は法的な因果関係があるのか、以上、5点について伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。治邦議員の質疑に対してお答えします。

終点の2018番地地先の隣に最終的には出すという話はしたんですけれども、今回は我部祖河そばを中心にして認定をお願いしたいと。もし、先ほど休憩の中で話をしたんですけども、その場所が、この地主と交渉がそれ以上できなければ隣のほうに持っていきたいと。その地主とも一応話はして、残地とか、そういうものが解決できれば協力しますというのは聞いています。

それと未同意が4名いますけれども、1人の方はここにしか土地がないと。間口も小さい土地があるんですけども、その方はここにしか土地がないですからということで、反対とは言っていません。最終的には施工同意は上げるということを行っています。それからもう1人いますけれども、最終的には押すと。今は皆さん方4名が押してから同意はしたいと話しています。あと2人については、説明しながら同意をもらっていかうかと思っています。いずれにしてもこの4名というのは根本的に事業そのものに反対ということではないですので、その道そのものは3年、4年では供用開始までできると自信持っています、担当課のほうでは。

それと特定保留の件ですけれども、今現在は平成22年ですね、市街化区域編入を要望したときに道と地区計画がまだできていないと、必須ですから、市街化区域編入の条件として。その道路と地区計画ができれば特定保留を解除して、市街化区域に編入していくと。そのときにはその地区計画は皆さん方、久場区民と泊区民の何名かで条例をつくって行って、村の条例化に持っていったまちづくりを行っていきます。

それと図面は、皆さん方に提示できます。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時16分）

~~~~~

再 開（10時16分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 図面の中で、個人個人、一人一人で出したほうがいいんじゃないかなと。全体を見ると、皆さん方、潰れ地の単価は今のところはお見せしませんけれども、個人保護条例とも照らし合わせながら、図面は皆さん方の名前を入れたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、皆様方、地主がよければ、これは全部図面の中で、今図面ありますので、提示してもいいと思っています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これは今議会に提案されているんですね、道路認定というのは法的にどのような拘束力があるかと。道路が認定された場合において、土地所有者であっても認定道路が区域内であれば道路法により地権が制限されるということですが、どのような制限があるのか。道路法第8条第2項において、市町村長が規定により路線を認定しようとする場合は、あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なければならないと規定をされています。地権者の意見、考え方はさまざまであります。議決に先立ち議会に対し、当局はかかる状況について説明を十分にされてきたのか。道路建設に当たっては、地権者への合意形成を最優先に検討していくことが大事だと考えるが、これをどう思うのか。地権者の同意も得ず道路認定を急ぐ理由と、そのメリット、デメリットは何があるのか。以上、5点伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路認定の法的根拠ということでありまして、けれども、道路法上、今の新設道路の場合は、用地買収から始まって工事に入っていきますけれども、そのときに地権者と用地買収をするとき

に税の控除が出てきます。その認定をしないことには税金がかかるわけですから、地権者にとっても不利になりますので、その辺をやらないと恐らく地主もその事業そのものに対してできないんじゃないかなと。まずは事業認定、それから道路認定。道路認定というのは起点、終点をやります。中の幅員の本線については、そこまではこの図面の中にはありませんけれども、その変更というのは、本線というのは可能です。あくまでも今は、認定は起点と終点の認定というところからいいと思います。

制限については、認定して制限がかかるとなると、事業入って認定していきますので、すぐ今、例えばサトウキビとか植えつけている方もいますので、それをストップしなさいということじゃないです。あくまでも用地買収を全部行って、2カ年か3年かかりで用地買収をやっていきますので、その後に工事が入ってきます。制限は、すぐにストップしなさいということじゃないです。

工事を急ぐというのは、計画にのっとって、平成18年からこの路線についてはA、B、C案を提示して、公民館で説明をし、泊も久場も説明をし、平成24年には、現村長の浜田村長も一緒に行って早目にやってくれというのを、拍手もらった思いがあります。それで今まで進めていって、今の道路に決まったという経緯がありますので、本来は去年からやる予定でしたが、これは1年延びて今年から予算も計上し、新年度予算にも計上して土地の買い上げということでは何回も、再三申しも上げていますので、4名の反対がいるからこの事業をやめますかということではなくて、あくまでも90%前後の方々の同意を得ていますので、これは早急に進めていきたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時22分）

~~~~~

再開（10時24分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

答弁漏れがあります。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほど議員から土地収用法の話がありましたけれども、本来道路法で言えば、反対者があれば強制的にやる方法もあります。村としてはそこまで強制してまで道を開ける必要があるかというのを議論せんとはいけませんので、村としては時間をかけてでも説得はしていきたいと。ただ、今の段階で安ければ反対するののかという話じゃなくて、あくまでも単価というのは不動産鑑定を入れながら個々の単価を提示していきますので、安いから反対、高いから賛成しますという話じゃなくて、この道が久場のほうでは必要だということで役場のほうも、都市建設課のほうも道の計画をやっていきます。

それとメリット、デメリットという話がありますけれども、この道路を通すことで土地利用がしやすくなると、排水も整備して、少なからずの土地利用が優位に利用できますので、道一本になるとその辺の土地の評価も上がってくるし、これがメリットじゃないかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの答弁を聞いて、私は道路が必要じゃないと言っていない。なぜ急ぐか、何でも手法、手順があるはず。プロセスがね。さっき私が休憩で言ったことも、地主の皆さんは土地が安いとか高いの話じゃないんですよ。どういう条件なのと。何の話し合いもないのに、なぜ道路の話が出てくるのか。そういう方もいるわけですね。急ぐということにいろいろ疑問を持っているわけであって、じゃあ次へいきましょう。

この久場前浜原道路建設の費用、先ほど課長から答弁があったように、電源立地促進対策交

付金が充当されると思いますが、促進対策交付金の活用期限、発電所を運用開始してから5年間の猶予があります。私の認識としては、平成30年が期限と認識しております。全地権者の同意も得ず、拙速に道路認定することは混乱の原因になりかねません。電源立地に伴う地元振興策はこれまで二転三転し現在に至っている経緯があります。発電所の誘致決議及び地元の合意形成をかんがみれば、この10年間、地元とどのように皆さんは向き合ってきたか疑問です。地権者及び地元との合意形成を図ってからも遅くはないと考えます。よって、議案第54号 中城村道路認定（久場前浜原線、稲子原避難路線）については再度考え直していくことはできないかについて伺います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時29分）

~~~~~

再開（10時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

事業認定をまた延ばせないかという質疑がありましたけれども、今うちの都市建設課のほうでは今年から用地買収も始まるし、逆に今回、ヤードあたりが12月に賃貸借も切れていくことから、延ばし延ばしにすると余計土地が買えなくなることがありますので、この認定、きょう上げた提案についてはぜひお願いしたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 大変重要な問題ですので、村長としても所見を述べさせていただきます。

今の件は、以前からこの話は、私が就任してからも、先ほどありましたけれども、地元、久場の区民の皆さん、泊区民の皆さんとも話し合ったつものものでございます。それで今回、その事業を、認定をもっと先延ばしにするだと

か、あるいは見直すという考えは一切ございません。私は常に、議会でもお話をさせていただきましたけれども、地主の最大の思いはどこにあるのか。今の話ですと、4名の地権者の同意がまだ得られていないという裏返しには、数十名の地主の理解を得られているということを感じて、今回の認定と、そしてこの事業を推進していきたいんです。地域の活性化につながるというものを、間違いなくこれは将来的に市街化区域に編入だとか、道路一本通すことによって地主の利益になるものだとしてこれを今、推進しようとしているのであって、しかし、残念ながらどうしても理解が得られないということであれば、事業は先延ばしにするのではなくて、そこで断念をしないといけないという選択肢もあるということは前議会でも答えているつもりですけれども、ですから我々は約3億円に近い、事業だと思えますが、これが不可能だということであればそこで判断をして、別の事業に振り返ることもまた選択肢が必要になってきますので、先延ばしにするということはないです。この議会でしっかりと私は答弁をさせていただきました。ですから私が言いたいのは、これは中城にとっても、久場、泊の皆さんにとっても絶対にいいことになる、地域活性化につながるものだとしてこの事業は推進をしていきますけれども、しかし最悪の場合の想定もしないといけないというのは、また御理解もいただきたい。そのためには時間は、私は長引かすことなく、早目に結論を出して、そして行く道をしっかりと皆さんに問いかけて、それを探していくということが私の理念でありますので、議員の皆さん方もまた御理解をいただきたいということでございます。

議長 比嘉明典 12番 宮城治邦議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩（10時33分）

~~~~~

再開（10時34分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う声あり）

15番 新垣善功議員 これは委員会に付託したいと思っている。このような議論をしているなら委員会でも詳しく、そして現場も詳しく委員会に付託を求めます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（10時35分）

~~~~~

再開（10時36分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

ただいま委員会付託につきまして、「異議あり」との発言がありましたので、委員会付託に対する採決をいたします。

議案第54号 中城村道路認定（久場前浜原線、稲子原避難路線）について、委員会付託することに賛成の方、起立願います。

（起立少数）

議長 比嘉明典 「起立少数」です。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 議案第54号 中城村道路認定（久場前浜原線、稲子原避難路線）について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから議論の中にありますように、この道路は私もいろんな地権者の方から早く進めてほしいという、この土地の利用が、その道路が

できることによって土地利用がとても可能になってくるといふような地権者の声がございまして。そして先ほど課長のほうからも答弁がありましたが、この道路に関しましては、地元のほうでも何回も説明を行って、3つの道路のコースの中からこの道路が皆さんの賛成を得て、先ほど大きな拍手もあったと、早く進めてくれということもありまして、その道路を決定したわけですね。それからしますと、やはりその中にはぜひこの道路を村道として認定して、自分の土地利用を図ってほしいという声もありますので、私のほうからは賛成という立場で討論させていただきます。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから議案第54号 中城村道路認定（久場前浜原線、稲子原避難路線）についてを採決いたします。

（12番 宮城治邦議員退席）

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第54号 中城村道路認定（久場前浜原線、稲子原避難路線）については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第55号 中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第56号 中城村下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(10時44分)

~~~~~

再開(10時44分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これ以て質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号 中城村水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 平成25年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時46分)

~~~~~

再開(11時31分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 この予算議案に対して質疑をしたいと思います。

これは10款教育費の中の公園整備に当たるんですかね。その中でいろいろ資料を請求してやっていく形が出てきたんですけれども、このように単年度じゃなくて、多年度にわたり、そして多額の金額を使って整備していこうというこの計画もあるのですね、小出しに、毎回基本設計はやりますから、やってくださいとか、そしてこれができたらすぐ工事やりますので予算計上を認めてくださいとか、そういう何かです、全く不透明な形でこんな多額の予算を計上して組むのはいかなものかなと思うんですよ。実際、この経過としては金額ではわからないんですけれども、平成27年度までいろいろ計画がある。金額はわからなくなっているけれども、こういう基本計画というのは一体全体どうなっているのか、活用計画を含めて、こういうのは全く計画も立てずにこれからもやっていけるのか。そして特に今、サッカーが、ガンバ大阪を誘致するとか、そういう話になっていま

すけれども、この誘致に当たっても村民挙げて誘致事業をやると、そういう意思のもとにこういう整備計画をやられていったのか、その辺も全く私はわからない状況なんです。この基本計画とか、設備計画に要する費用ですね、その辺の実態というのは全くできていないのか。あるいは議会、村民にも公表していく中で整備計画を進めていくと、そういう考えが全くないのか。これでは一括交付金が全部それにつき込まれて、我々の日常生活に必要な、早くに進めてほしいというその辺の整備のほうに全く回ってこない。本当の優先順位というのはどのように決めているのかわからない状況になっています。これについて、生涯学習課長、この基本計画、それと総額予算とか財源の手当てとか、その辺について公表できないですか。お願いします。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

整備計画についてですけれども、今お手元のほうに平成25年度までの実績と平成26年度、あと平成27年度以降ということで計画を示してあると思います。平成26年度までは財政とも協議し、これを行っていかうということでありまして、平成27年度以降に関しましては、まだ生涯学習課としても基本構想の段階であります。予算を何で整備していくのか、実際、何年度に施行していくかにつきましてはこれからの協議で行っていきたいと思っております。優先順位につきましては、生涯学習課としましては、こういったものを整備していきたいということでもありますので、ほかの事業とどちらが優先するかということにつきましては当局のほうで考えていくと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 課長、全く呆れた答弁だと思う。組織の運営として、まずは基本計画ありきでしょう。あるいは活用計画ありきで

しょう。その中にあってどれぐらいの財源が必要だとか、そのニーズというものは他に優先して、この優先順位について、村あるいは村全体で決めていくべきだろうと思うんですけども、基本計画もなしに、あるいはどういう方向で、最終的にはこういう形のものででき上がるんだと。そのためにどれぐらいのお金をつぎ込んでいくんだと、そういう計画もなしに、ただ予算時期にぼつぼつと、今回も1,000万円しか上がっていないでしょう、計画は。それを要求したら来年は1億3,000万円やりますと、一括交付金を使ってやりますと、こんな密室でこういう計画というのは非常に私は納得いかない、透明性がないと思う。まず基本計画があって、皆さんどこまでそういう計画を進めていこうというのか、全然村民には公表していないでしょう。このサッカー誘致計画も、誘致事業というのもどれだけ皆さんに、村に承知してもらって、じゃあ村全体でその事業を取り組むに当たって何をやっていこうかと、そういうのを一切やっていますか。計画そういう意味で、皆さんは本当にそういう基本計画に基づいてやっていますか。具体的に数字を教えてください。このキャンプ誘致をやるためにいろいろ施設整備とかやりますけれども、この維持管理費というのを皆さん年間どれぐらい必要だと考えておられますか。

まとめましょうね。基本的に、この基本計画が、どこまでやるという基本計画があるのか、ない中でお金をどんどんつぎ込んでいっているのか。だからキャンプ誘致事業については村民にどれぐらいのコンセンサスを得てやっているのか。それから3点目は、いろんな設備ができた、そのときの維持管理費というのはどれぐらい予定しているのか、大変な額になると思いますよ。現に今まで、北部でもそういうのを誘致し、やろうとして、やって、3年、4年でギブアップしたというところは聞いているはずよ

ね、情報としては。そういうのもあるはずですからね、その3点について。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

整備計画につきましては、議員のおっしゃるとおりこれまで作成しておりませんでした。吉の浦公園に関しましてはほとんどが改修を目的に工事しましたけれども、今回提案するクラブハウスにつきましては、確かに新たな設備でありまして、村民にコンセンサスを得ているかということでありますけれども、その辺はこちらも要望を受けて、すぐ立ち上げるということにもなっておりますけれども、どうしても誘致をするためにはこういった施設が必要だと考えて、今、計画をしております。

あと維持管理費につきましてはですが、これまで吉の浦公園を維持管理しておりますけれども、今回、新たにできるクラブハウスにつきましては新たに加わる維持費だと考えております。今、類似施設としまして、和歌山県にあるクラブハウスを参考に今回計画していこうと考えておりますけれども、和歌山県に維持管理費としまして、大体年間200万円程度の維持費がかかっているということで聞いております。大体今の維持費の上にそれが上乘せしてくるんじゃないかと考えております。

キャンプ誘致に関しましては、この辺は企業立地とタイアップして考えておりますので、御了承願いますということです。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 課長、本当に皆さんのやり方は行き当たりばったりですよ、まずは基本計画ありきですよ。一括交付金がこんなに簡単に使えるからどんどん使う。そういうのはどうですか。一括交付金を使いやすいというのは、逆に皆さん今まで、単独でやるのはもう非常に厳しいということで、日常の例えば排水とか河川とか道路整備ですよ、この辺に重きを置くべ

きじゃないですか、使いやすいんだったら。これをぜひやっていただきたい。今まで単独でできないのを一括交付金でできるというのが一番大きなメリットのはずですね、これの優先を私は間違っているんじゃないかと。いずれにしてもそれはちょっとあれですけども、まず基本計画もなくお金をどんどんつぎ込んで、行き当たりばったりの事業をやるというのは、これは本当に手順として間違っていると思います。まず誘致あるから、そういう設備が必要だからやると、そういうことじゃないでしょう。まずは村民のコンセンサスとして、野球のキャンプをやるのかサッカーのキャンプを誘致するのか、そういうのがある。それはまず皆さんの、村を挙げてこういう事業をやりましょうということで、その結果、こういう設備が必要ですねと、村民にはこういうメリットもありますよと、それでいきましょうということで村議会にも事業の総額とか、あるいは年度計画、財源についても説明も、あるいはこれは議会にだけじゃなく村民に対してもそうですよ、やるのが筋じゃないですか。今は、ああ、誘致が決まりましたからクラブハウスの基本設計やりますので、予算を措置します、計上します。これは一括交付金使えるからこれでやりますと、そういうやり方ではこれが本当に組織の公共工事、あるいは事業の進め方かどうかというのは非常に疑問がある。私は極めてこれは中城、あるいはほかのところではどういう...、そういう進め方を許してきた中城村議会の運営の仕方にも非常に問題があるだろうと思いますけれども、というのはぜひ改めていただきたい。これは将来を見据えた計画の中で、こういう大きな金というのはやるべきであって、自分たちの都合のいいようにこんな大金をつぎ込んでいくというのはどうかなと思います。

それと維持費の問題ですけども、非常にこれは200万円とか大変甘いと思いますよ。天然

芝生の手入れで、この辺についても相当大きな経費がかかるということも重々、いろいろなところから聞いております。いずれにしてももっとクリアな形で、村民が納得できるような整備計画というのはやっていただきたい。既存の補修とか修繕とかそういうものについてはだれも文句言わないでしょう。ただ新規事業に当たってはどのようなメリットがあるのかというのが一番大きな関心事ですよ。それに対してコストがどれくらいかかるか。その辺はぜひ我々にも示していただきたい。これからはちゃんと基本計画にのっとって事業を進めていっていただきたい。それをまた議会にも基本計画を先に出していただいて、それをもとに審議をお願いしたい、これ強く要望します。できますか、今後そういうことが。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん基本計画にのっとってやるというのは基本であります。それは重々承知をしておりますし、またこれからもそれはやっていくつもりでありますけれども、ただ今回の件に限っては、一括交付金の使い方といいますか、予算の出し方といいますか、それもまた御理解をいただきたいと思います。当初予算の段階ではこの一括交付金使えるかどうか、あるいは入札残も含めてどれだけの残が出て、次のものにどれだけ使えるかというのが予測がつかないものですから、今年度もそうでしたけれども、3月議会においてはある程度予測で皆さんに承認をしていただいたり、あるいは後々補正でもってやっていくとか、そういうものもありますので、今回は来年予定していたクラブハウスの設計を今年度一括交付金の入札残のほうから拠出することができたということで今回やって、少し前倒しという形にはなっていますけれども、基本的にはもちろん基本計画などをつくりながら、また議会の御理解もいただきながらやっていく

つもりではございますので、その辺は決まってい
ないがしろにしているということではありません
し、これからも皆さんのまたお知恵もおかりし
ながら、特に一括交付金の使い方については、
今後あと8年間続いていくわけですから、どう
ぞまた御提言もいただきながらやっていきたい
と思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員
の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております
議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第58号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成25年度中城村一般
会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第58号 平成25年度中城村一
般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決
されました。

休憩いたします。

休 憩(11時47分)

~~~~~

再 開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第7 議案第59号 平成25年度中城村国  
民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題  
とします。

本件については12月13日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第59号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成25年度中城村国民  
健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決い  
たします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第59号 平成25年度中城村国  
民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案  
のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 平成25年度中城村後  
期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議  
題とします。

本件については12月13日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩(13時31分)

~~~~~

再開(13時32分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号 平成25年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております

議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号 平成25年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 平成25年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(13時36分)

~~~~~

再開(13時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成25年度中城村公共  
下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決  
いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第62号 平成25年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原  
案のとおり可決されました。

日程第11 議案第63号 平成25年度中城村水  
道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月13日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。質疑あり  
ませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第63号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成25年度中城村水道  
事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第63号 平成25年度中城村水  
道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり  
可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたし  
ました。

本日はこれで散会いたします。明日から一般  
質問に入ります。よろしくお願ひします。以上  
です。

散 会(13時39分)

## 平成25年第7回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年12月13日（金）  |                        |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年12月17日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成25年12月17日 （午後3時13分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 宮 城 重 夫                | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 呉 屋 之 雄                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕                | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 比 嘉 義 人                | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘                | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄                | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                |                                    |           |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に7番 仲座 勇議員の一般質問を許します。

7番 仲座 勇議員 皆さん、おはようございます。7番 仲座 勇でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

大枠1番、中城南小学校の件について。

平成25年度、26年度、27年度の教室数と生徒の推移を伺います。文科省基準ではなく、沖縄県の特別措置で伺います。遊具の設置について伺います。運動場フィールド内の全面芝生化について伺います。送迎車の件について伺います。毎週水曜日、金曜日の帰りのバスの件を重点的に伺います。

大枠2番、交通安全の件について。

待ちに待った学校前の信号機が11月18日に設置されました。村当局の努力と頑張りに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

校門前の飛び出し防止柵の設置や点字ブロックの変更等を伺います。南上原中央線から附属小学校に行く歩道、ローソンの北側の歩道整備を伺います。横断歩道の設置の件を伺いますということですが、この横断歩道の設置は、

の歩道整備のところと、中央線から街区公園で、1号に行くT字路、そこを右に曲がると県道に出て、附属小学校に向かうT字路になっています。その手前の糸蒲公園を過ぎて県道に抜ける十字路、その件も含めてお願いしたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲座 勇議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、南小学校の件につきましては教育

委員会のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の交通安全につきましては、で教育委員会、で都市建設課、で住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、議員、大枠2番に交通安全につきましては、議員からお褒めの言葉もいただきましたけれども、こちらこそでございます、地域の皆さん方、そして仲座議員筆頭に今回の信号機の設置は、本当に尽力いただきました。ありがとうございます。これからはぜひ子供たちの安心・安全のために、また一致協力して取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の御協力ひとつこれからもよろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましてはまた、課のほうでお答えをさせていただきます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 おはようございます。仲座 勇議員の御質問、大枠1と、大枠2のについて、教育総務課長から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは、仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番のについてですが、中城南小学校における平成25年度、26年度、27年度の教室数と生徒数の推移ですが、沖縄県の特別措置で推計すると、平成25年度は15クラスで396名、平成26年度は17クラスで466名、平成27年度は18クラスで514名となっております。

次に、大枠1番の 遊具についてですが、学校のほうからコンビネーション遊具、登り棒、ブランコを年次的に設置してほしいとの要望がありました。要望に沿って遊具の設置を検討していきます。

次に、大枠1番のについてお答えいたします。

運動場フィールド内の芝生化されていない部分は、少年野球チームが使用するのを前提にバックネットも設置されております。運動場



フィールド内の全面芝生化に関しては、運動場を広く開放し、児童や地域住民に役立て、スポーツ活動の活性化のためにも地域との調整が必要だと考えます。

次に、大桙1番の、毎週水曜日と金曜日は全学年5校時で終了するために、A-4番バスの利用者が多い状況となっております。A-4番バスの11月の利用状況ですが、水曜日の利用者は月に4日、水曜日がありますので、135人、1日平均34人。金曜日の利用者が、金曜日が5日ありますので、202人、1人平均すると40人となっております。

それから、次に、大桙2番の についてですが、校門前の飛び出し防止柵の設置については学校のほうから要請がありましたので、都市建設課のほうに要請をしております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲座 勇議員の交通安全の についてお答えします。

については、校門と横断歩道が一直線となり、下校時のときに児童が信号に間に合わそうと走って飛び出して来る恐れがあるため、防護柵の設置要請が11月25日付で教育長より要望書がありました。

都市建設課としては歩道については、歩行者優先であり、視覚障害者誘導ブロックも設置しており、視覚障害者や車椅子の方の通行に支障を来すことから、歩道内での設置は困難であり、学校敷地内で設置するように教育総務課と都市建設課双方で協議を行っておりますので、整い次第、設置してまいります。

について、琉大附属小学校の歩道については9メートル道路ですね。今年発注してありますので3月までには完成をやります。それとローソン側については来年、新年度でやっていって、隣のアパート側は地権者の合意形成を図りながら行っていきます。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 大桙2の についてお答えいたします。

糸蒲公園近くの十字路、横断歩道についてはこの南小学校の前の中央線の設置は急カーブで見通しが悪い場所になっております。そこで宜野湾警察署とも調整したのですが、設置することによって危険度が増すのではないかとこの可能性のあることから、設置は困難だというのが回答でございます。あと、1号公園前T字路については先ほど都市建設課長からも答弁がありましたけれども、歩道整備後、関係機関と調整し、設置できるように進めてまいります。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 それでは、順を追って細かく答弁をよろしくお願ひします。

以前も議会でも一般質問で、この学校の子供たちの推移と教室の使用教室の数なんかも聞いたことがあるんですが、自分たちが、私は勉強不足で大変申しわけないと思っているんですが、文科省の基準ということで、これ以上のことはないだろうと思って皆さんの意見を聞いていたんですが、ちょっと個人的な意見も含めて教育長にお聞きしたいんですが、文科省の基準よりも沖縄の特別措置でとても優遇された制度がございます。そここのところを含めて、教育長としてあるいは個人的なお考えでも結構です。現場で長いこと教員生活を送ってこられた教育長ですので、いろいろ考えることもあるだろうと思っておりますので、個人的な見解も含めて、この沖縄特別措置予算、あるいは長所、短所と言いましようか、そういうのをお聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

沖縄県の特別措置による少人数学級というのがあります。1、2年生については30人学級、下限が24名。3年生については35人学級。ただ

し余裕教室があることが条件となっております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 教育長、私の質問が悪かったのか、ちょっと答弁に物足りないところがあります。この沖縄特別措置を長所、よさといいたいでしょうか。何のためにこの沖縄特別措置が設けられたのか、そのところも含めて、もう一度お聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

沖縄特別措置というのは、大きく言いますと学力問題とも関係してきます。やはり少人数学級にすると、学力ほか生活面でもゆったりと子供たちが過ごすことができるということで、それが設けられている次第であります。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 つまり、文科省の基準よりもずっとメリットが大きいということですね。そういうのを頭に置いて、学校運営をしていただきたい。文科省の基準よりも沖縄は大分優遇されている。文科省の基準じゃなくて、その特別措置の基準で学校を運営していただきたい。そういうのを希望しています。

学校からのこれ、校長の資料をいただいてきたんですが、来年度は校長の予測では1年生が附属小学校に行くのがまだ決定していないもので、若干の変動があるということが伺っておりますが、教育総務課、あるいは教育委員会なんかもこういう資料はもらっています。これ、検討していただいたと思うんですが、これから25年、26年、27年の資料がございますが、そのところ、この資料を参考にしながらいろいろ考えたと思うんですが、そのところ反省的も含めて、やり方も含めてちょっと教育総務課長、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

先ほど、仲座議員が持っている資料を、こちらから学校の校長先生から、いただいています。その中で、平成27年度から、28年、大分生徒数がふえるということで今の空き教室が、今現在使えるのが。現在使っております算数教室、これは本館1階の図書室の右側にあります教室です。それから別館、旧分校の図書室、それに加えてあと新世代教室、それから地域連携室、この教室も加えると4教室までは使用可能ということで平成27年度まではどうかその少人数教室で対応はできるかなと思っています。28年度から教室が足りなくなりますので、それに対して教育委員会のほうも、今回、実施計画調査表というのがありまして、平成26年度から28年度の計画を財政と調整するものなんですが、その中で要望ということで平成26年度に増築の実設計画、それから27年度には増築工事ができないかということで、今調整をしているところです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 今までの流れからすると若干おくれ気味の感をぬぐえませんが、学校の報告では25年、本館が1つ、別館が1つ、まだ余裕があるそうですが、もう25年終わりますよね。26年からは、学校の報告では3年生はこの特別措置が受けられる状態じゃないと。もう、27年にはマイナス2学級になるということであらわれていますが、そのところをどうお考えですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 今、2教室足りないという部分については、空き教室が2つあるという前提のもとでの2教室足りないということです。そのプラス、今現在、新世代学習室とそれから先ほど申し上げました地域連携室、加えて4教室使えることとなりますので、合計で19教室は可能ということで、それで27年度までは対応できるということです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 いろいろと頑張っていると思うんですが、建設にはすぐあわててできるようなもんじゃないものですから、もう長期計画で、予測不可能なところもあるぐらいが、今、人口増です。そこも含めて、余裕を持って検討していただきたい。南小学校に対しては、私は以前から幼稚園問題も含めて、まだ納得していない部分もございます。それも含めて早目、早目に課題を余裕を持って、ぜひ文科省じゃなくて沖縄特別措置の条件に合うような学校運営をしていただきたい。そのところをお願いして次の質問に移ります。

の遊具の設置についてですが、私は思うんですが、開校と同時に最小限度の遊具は必要じゃないかという考えを持っていますが、そこに対して教育総務課長はどうお考えですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

確かに、今回開校に向けて、いろいろ検査とありましてグラウンド関係、遊具関係、鉄棒と砂場が設置されている状況ですが、計画の中で遊具関係が、これは全体計画の中でもともと私が異動した時点で入ってなかったということもありまして、今回の建設の、学校開校には間に合わすことができなかったということです。それでいろいろ学校のほうから要望がありまして、それではじゃあ、その学校の要望に沿って遊具を設置しましょうということで、今それに向けて取り組んでいるところです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 もう1年になるんですが、鉄棒だけの遊具しかないというのは、ちょっとさみしいのがあります。学校から要請でコンビネーション遊具、登り棒、ブランコの要請がございますが、ここの3点と言いますが、そのところの検討はなされたと思うんですが、その結果と設置の予定等を伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

学校のほうからは年次的に設置してほしいという要望があったんですが、この遊具の設置も平成26年度の実施計画調査表の中で、今財政と調整中でありまして。ただ、先ほど仲座議員からもありましたように、年次的にやるよりは1回で全部できればいいという、教育委員会の一応、考えのもとに平成26年度で要望した遊具を全部できないかということで、今は、これは財政が絡むことですからそういう調整をしているところです。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 ぜひ、今の答弁を希望を持たしていただいてありがとうございます。それに向けて、ぜひ御尽力をいただきたいと思っております。

もう皆さん方の要望で、見積書、設置場所なんかも学校側も検討終わったみたいですので、待ち遠しく待っていると思います。ぜひ、早目の御検討、いい返事をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

に移ります。運動場のフィールド内の全面芝生化についてですが、学校で芝生の効果がすこぶる評価がよろしいです。もう運動会も芝生のところで競技をやらせる、集まりもやらせる。しかしこの土の部分では風が強くて、多々厳しい面があったりして、何とか全面やってくれないかという話がございますので、ここのところを教育委員からも、地域の理解、調整も必要だということをおっしゃっていますが、今現在は登又出身の野球クラブ1カ所しか今部活やっていませんが、4月からはサッカーもチームができる予定だそうです。この前、もう10年ほど前ですかね、村の野球チームの大会もございましたが、もう私もちょっとだけ寄せてもらいましたが、楽しく、評価もよくて、これ内野を芝生にすると野球はやりにくいなという話も聞いて

ていますが、そののところを含めて学校側としては全面芝生を希望していますが、もう一度答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

運動場の芝生化されていない部分というのは、もともとバックネットもつくって、少年野球チームが使う設定のもとに、その部分は土、芝生化はされておりません。現在、登又ファイターズが使用してしまっていて、そこを全面芝生にしまうと、当然、せっかくつくったバックネットとか、その少年野球が使う部分が使いづらくなるというのがありますので、先ほども申し上げたんですが、そこを全面芝生化するに関しては、学校は地域に開放するのも、学校の一つの目的の中に入っていますので、当然その地域と協議しながら、その中でどうにか全面芝生化してもいいという、そういう結論が出ればそれは検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 校長先生より、教育長に要請もあったと思います。伺っていますよね。それを総合的に判断した結果だと私は思っています。そのところを勘案していただいて、検討していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

に移りますが、前の議会でも取り上げたいと思うんですが、朝の2番バスが、1番バスより少ないけれども、2番バスに子供たちが偏っているよという質問をしたと思うんですが、教育総務課長はそのところ調整してできる、2番バスを少し大型に変えるかという話じゃなかったかなと思いますが、そのところをもう一度、記憶の範囲内で結構ですので、お話しただけですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 朝の2番バスに利用者が集中しているということで、それを緩和

するために2番バスを2つに分けて、コースを登又、北上に行くバスと、サンヒルズ新垣の子供たちを乗せるコースに分けて分散させて、今現在はそれは解消されております。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私はバスに乗ったことはございません。でもほとんど朝、毎日見えています。その改善が私はされているという認識はちょっと薄いなと思っています。何で水曜日、金曜日かということは、帰る時間が一緒だそうですね。しかし水曜日は部活があって若干減りますと。でも金曜日はほとんど乗っていると。そこに無理があるということは伺っていますが、その改善策はどういうふうにお考えですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 先ほどの答弁は朝の2番バスについての答弁です。今、質問されているものは午後の水曜日と金曜日に5校時に終わるということで、利用者が多くなっているということの対応策だと思うんですが、実際、私も水曜日と金曜日にバスに乗ってみました。その中で12月11日水曜日に乗ったのですが、44名乗っていました。それから12月13日金曜日、このときには46人の乗車がありました。学校側も対策を考えていまして、先生を乗車に立ち合わせて、登又から遠い順から後ろの席に座らせて、それから、例えば水曜日だと44人で、中型のバスの座席が38席あります。それから2人がけを3人がけ、12歳まで3人がけ可能ですので、3人がけにするとプラス18席ということ、56人まではオーケーという計算になります。その中で12月11日、44人の中で例えば7人が席から外れる計算になります。その7人に関しては3人がけで対応ということ、3人がけで対応をさせております。あと、北上原の城間商店のところで大体7人ぐらいおりますので、その時点でみんな座る状態になるという状況であります。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長、直接バスに乗られていることは感動ものです。ありがとうございます。しかし、今のお話ですと何とか対応できているという感覚を受けますが、現実には若干のずれがあると思います。例えば、先輩方が座っているうちは、席があいていても座れないと。また、あいていても座れないという先輩方がいないという現実があるそうですね。これ聞いたことがないですか。そうすると、現実には詳細に結構立っているんです。私はそういうのが目立って、今の答弁とは若干のずれがあるんじゃないかという考えを持っていますが、そのところもう一度お答えできますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 確かに、高学年にも、そういった座らさないとか、それから2人がけで3名座らさないとか、そういう話もありました。それに関しては、学校のほうにちゃんとその子供たちを指導するよというということで、学校のほうも何度か集めて、その子供たちの指導を行っております。実際、乗車するときも先生が指導しながら乗せるという状況ですので、以前は、そういう状況があったというのは聞いていまして、その後には学校の側は積極的にそういう指導をしていますので、実際、乗ってみても北上原までは3人がけで、それ以降は乗れる状態ということで、今はそれで対応はできていると思っています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 特に今の現状では、朝の2番バスは大型に変えるというお考えは多分なくても対応できているという、できるんだということを思っていると思うんですが、新年度も含めて、早目、早目に検討をお願いしたいと思います。定期的に朝も含めて、ぜひ現場でござんになって対応していただきたいと思っています。先輩方が後輩を指導する、あるいは導く、こういうのも単なるバスの利用の安全性だ

けじゃなくして、地域のコミュニケーション、あるいはいろいろないい意味で、やっぱり質が高まっていくんじゃないかと思えますし、そのところの指導も一緒になってやっていただきたい。

最後に、この大枠の1番を総括と言ったら語弊があるかもしれませんが、村長に最後の大枠1番をお願いしたいと思います。村長は基本的に未来を担う子供たちにはどんなことでもやりたいという気持ちだと、いつも話しているし、そういう気持ちは変わりはないと思っていますので、総括ということになるかもしれませんが、もう早目、早目に新しい学校で問題が何が起こるかわからない現状ですので、早目、早目の対応を現場に出向いていただいて、やっていただきたい、その総括みたいな感じで一言お願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それではお答えいたしますが、南小学校の子供たちにかかわらず、もちろん全ての子供たち大事ですので、学校現場からの声にはしっかりとこたえていきたいと思っていますし、今の御質問と答弁を見ますと、さほど大きな問題にはなっていないんじゃないかなという感じではありますし、また、現場としても学校現場、教育委員会も含めて、真摯に取り組んでいるのではないかなという感じで思っております。個人的には、特に運動場のフィールドなどは、本当は私は全面的にまず芝生がよかつたんじゃないかなということから始まったんですが、これは学校現場の声で、やっぱり野球にも対応したほうが良いということで、今の形になっていると聞いてはおりますので、持ちつ持たれつ、また子供たちの安心・安全を常に念頭に置きながら、現場にしる、どちらにしる、私どもの行政にしる、目的は同じですので、しっかりとまたコミュニケーションをとってやっていきたいなと思っております。以上でご

ざいます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 現場とともに、足を運んでいただいて、おくれ、おくれにならないような対応をよろしくをお願いします。

大枠2番に移りたいと思いますが、信号機が本当に、最初は開校当初にできるんじゃないかと、あるいは2学期のスタートにはできるんじゃないかと、待ちに待っていました。やっと11月18日に渡り初めを終えました。もう感動ものでしたけれども、やっぱりそこにもまた問題が若干生じて来るんですね。多分に、横断歩道の歩道側の設置場所がやっぱり歩行者優先ということと都建課長もおっしゃっていますが、やっぱり点字ブロックの設置まで必要だと思えます。そのためには、全面的に防止柵を設置することが不可能だと思っています。基本的には防止柵がほしいと思うんですが、真ん中に点字ブロックが来ますが、真ん中できないわけですよ。そうすると真ん中はある程度あげないといけないと。学校から校門が真っすぐになっているもんですから、黄色とか、信号が自分が見たとき、青だったから突っ込む子供たちも結構いるんですよ。こういうのを見ていたら敷地内に校長は、門の内に、真ん中に大きい防止柵が欲しいと言っていますが、そのところは多分、教育委員でも対応できるんじゃないかと。つまり、歩道側は道路の中です。管理者の責任だと思えるんですが、学校の校門の扉の前に大きい、真ん中にこの点字ブロックのあいた面積上の防止柵が欲しいと言っていますので、そのところの検討をなさったか。これからもし検討するとあれば対応策をお聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(10時40分)

~~~~~

再開(10時40分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

歩道に防護柵となると、何かあった場合となりますので、今教育委員会とは、中のほうで防護柵をして、注意喚起をすればそれで事は足りるんじゃないかなと思っています。それと、登下校時に先生方が交通安全指導をすれば、そういう方法もやってほしいと思います。今回、門の真ん中に点字ブロックが学校のほうに延びてきています。これをまたいで防護柵をするのはどうかと思っています。その辺も検討して、教育委員会とはやっていきますので、よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 教育総務課長、今の都市建設課長の答弁では、歩道内と言いますが、そのところを含めて、やっぱり皆さんと検討したいとおっしゃっていますが、校長の話では歩道側と敷地内、つまり門の扉の中のほうに大きいのを設置してほしいと、2カ所要請していますが、この2カ所が今厳しい状態ということでお聞きしていますが、その教育総務課としてのお考えを聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

今、2カ所の要請ということでしたが、2カ所ではありません。要請を受けている、その要請書の中身では正門、信号前の新設に伴う防護柵の設置についてということで、指示でつくられた写真、合成された、この部分に設置をお願いしますということで、この1カ所の要望です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 私は、余りテーブルの上は得意じゃないもんですから、とにかく現場が好きなので、そのところを含めて考えていますが、ただ、まめに足を運んでいただきたい。よく現場の声を反映していただきたいと希望します。そのところをぜひ願

いしたい。よろしくお願ひします。また、都建課等も含めて連携とりながら、学校に足を運んでいただいて、声を拾ってください。お願ひします。次に移ります。

中央線から附属小学校に抜けるT字路の横断歩道の設置、あるいは歩道の整備が、今都建課の課長の話では近々できますよというのが確約できて、もうとても喜んであります。雨降りではあの道路は、歩道は通れないんです。そうすると片一方しか歩道がない、渡るとやっぱりぬかるんでありますから、車道を歩く。こういうのを見ていると、もう本当に冷や冷やしております。学校側としては、基本的には、南小学校の学校側としては、南小学校の子供たちを中心に考えていると思うんですが、我々からすると附属小学校であろうが、中学校であろうが、南小学校でも一緒に住民ですし、あるいは村民ですし、やっぱり同じように見えますので、そここのところも含めて、ぜひ頑張ってくださいたい。とても喜んであります。一番懸念した部分が心に引っかかっていますので、ぜひ頑張って、ローソン裏側のアパート前も一緒に、今、現状は厳しいです。草も、多分小学校の子供たちの半分ぐらいの高さまで伸びて、草のぎりぎりまで駐車場になっています。こういうのを見ていると、ちょっといかなものかと思っていますので、早目に頑張ってくださいたい。

あと、要請しながら一般質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(10時45分)

~~~~~

再開(10時58分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて14番 宮城重夫議員の一般質問を許します。

14番 宮城重夫議員 おはようございます。それでは、通告書に基づいて質問を行っていきたいと思います。

1点目に、道路の幅員改修に関して。国道329号沿いのJ A給油所信号機付近から、大型バス等の吉の浦会館方面への出入りのとき、村道との接触部分が直角に近いと、相手車線にまでまたがり、道路構造が悪いと思います。国道事務所に要請して改修できないか。2点目、吉の浦会館駐車場のゲートの幅が大型バスの出入り時の対応としては狭いと思いますが、改良の余地がないか伺います。

大枠2番、カーブミラー設置に関して、当間地区内で吉の浦線と、当間中線、当間前原の2号線付近で、中線から出るときに安里方面や当間前原2号からの車が視界に入らず、またその反対も出るときも同じ状況で危険な状況です。役場方面、あるいは農協方面からの対応は済んでありますが、その安里方面、あるいは当間前原2号からの対応のためカーブミラー設置できないか。また、当間759番地、当間1060番地付近の十字路でも土地改良地内から潮垣線に出る場合に同じ状況で見通しがききません。2カ所対応ができないか伺います。

大枠3、沖縄の、ちょっとこれは私の文章のまずさで非常に抽象的になってしまって、質疑をする中からいい考え等を見出していきたいと思います。沖縄戦後の歩みと今後について学校現場で、児童生徒に現状をどう対処なされていくか。戦後68年がたちましたが、教育は日本の教育を受けてきましたが、27年間アメリカの支配下に置かれたり、強制的に米軍基地に供する目的で土地を収奪され、通貨が軍票のB円、米ドル、円等を経験し、復帰運動を経て日本の一県になりましたが、現在でも他府県とは異なりまだ沖縄県は多くの問題を抱えており、大人も子供たちも問題点を共有するときだと思ひます。教育機関での対処策は考えられないか伺ひます。

答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の つきましては都市建設課、生涯学習課、大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは議員御質問の大枠1番、2番に関しましての吉の浦公園近辺、当間、安里地域を主にインフラ整備などについての所見を述べさせていただきますけれども、御承知のとおりこの吉の浦公園近辺は現在でも人の出入りや交通量も多いのは当たり前ですけれども、今後、図書館が建設もされますし、またキャンプ予定が来年1月、2月に入っておりますし、恐らく今後もキャンプ地、サッカーのキャンプとしてメッカになり得るのではないかと期待もしておりますし、当然そうなる人、観光客も含めていろんな方々がそこに入出入りすることになりますので、特にそれを勘案して、頭に入れながら当間、安里も吉の浦近辺のインフラ、議員御質問のカーブミラー等も含めて、今後はしっかり対応していかなければならないと考えておりますので、来年に向けてそれを念頭に置きながら、しっかり担当課に指示をしていきたいなと思っております。詳細につきましてはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 宮城重夫議員の御質問、大枠1の ついては生涯学習課長から、大枠3については主幹から答えさせます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 宮城重夫議員の大枠1の道路幅員改修についての 、また大枠2のカーブミラー設置に関しての と の質問にお答えいたします。

については昭和62年度に国道との取りつけで村が施工し供用開始に至っていますが、当時の国道事務所との交差点協議の現状の計画ではできませんでした。そのために大型車両が左折するときには相手コースまで入ることが多々あります。現在の交差点の取りつけ協議についてはすみ切り部分が広くなり、左折も容易にできる構造となっています。しかし、この交差点改良については、村道ですので国道事務所に対しての要請ではなく村独自で改良しなければならないことから、すぐに対応できるものではないと考えています。

続けてカーブミラーの設置の と については、毎年自治会から都市建設課のほうに要望書を提出して、優先順位を決定し、自治会に報告して行っていますが、委員が要望する箇所については、当間自治会から要望がなく、今年度の予算では当間21番地の1、それと19番地の2の箇所を予定して、あと4カ所については他の自治会を予定しております。先ほども村長がお答えしたように、来年、キャンプ誘致等がありますので、その辺は、今交付金事業も200万円の低額予算ですので、その辺また自治会からも要請を都市建設課のほうに提出していただきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それでは大枠1番の ついてお答えしたいと思います。

吉の浦会館駐車場入り口は村道と駐車場の境界のフェンス工事を今予定しております。それとともに、出入り口の幅を現在の6メートルから10メートルに拡張の計画であります。発注は今月末を予定しております。以上であります。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは宮城重夫議員の大枠3についてお答えします。

戦後、強制的な土地接収が行われ米軍基地が



建設された。適正な補償なしに土地を喪失した抗議行動は島ぐるみ闘争となり、生活権を要求する運動から沖縄の日本への復帰のための運動へつながっていきました。1972年に日本復帰がなされ、復帰後の1975年の沖縄海洋博、1973年と1984年の国民体育大会、1972年と1993年の全国植樹祭、そして2000年の先進国首脳会議等が開催されてきました。しかし存続する米軍基地は事故、犯罪、環境破壊といった問題を引き起こしてきました。沖縄の米軍基地面積が日本全体の3分の1を占めている米軍基地の有害な側面は、軍用機の墜落といった事故や性的犯罪が多くの抗議行動や県民大会として開催され、平穏な生活を回復できるように提起されてきました。その声に押されて日米地位協定の運用の改善、米軍用地の沖縄への段階的返還が計画されてきました。その中でも普天間飛行場の辺野古移設問題等は現在なお論争が続いております。そういった沖縄の現状を子供も大人も問題点を共有しなければならないというところが議員のお考えだと思います。

現在、この戦後の沖縄の様子に関しては小学校の6年の社会、それから中学校の社会科で一部触れられていますので、その授業を進める上で、社会科資料集というものを使いながらその部分に触れて対応しているところでございます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 大桙1番の、吉の浦329号から、吉の浦方面に行く車の出入りの道路の幅員ですけれども、これは吉の浦から出るときに、両方に結構広い歩道がありますよね。歩道が広くとられていると思いますよ。農協給油所側にも、向こう村有地があるんじゃないかと思いますよ。533の枝番つき、3番、あれ村有地じゃないかと思います。反対側の後ろから入るときは左側は、あれは個人の土地で看板等も立っています。

村有地であればますます村がやろうと思えば、拡幅工事をできるのじゃないかと思います。そういう件に関しては課長はどうお考えですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

私も国道事務所の方に電話を入れて、国道との拡張の話をしたんですけども、今の交差点協議になりますと、今の吉の浦の交差点を改良するには右折だまりも国のほうは要求するということになる、ファミリーマートの前ぐらいまでの拡幅が出てくるというのがあって、これを村が本当に拡幅できるかというのはどうかなと思いますので、その辺は国道事務所とも協議をしてやっていますので、そのすみ切りだけで済んであれば単費で、年度的にできれば一番いいんですけども、これ右折だまりの話がきますと、どうしても両サイドに収用土地もとりながらやっていかないといけないものですから、検討課題になると思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 確かにそれは今、ホームルの看板かが立って、それは入りは。出るときはまた信号機等の移動等も伴うと思うんですけども、そこは村長は来年から早速、ガンバ大阪。このキャンプも考えておられますし、もうキャンプ、4,000名規模の人が集まるだろうと、そういった場合、確かにその大型バス等の出入りが多くなると思うんですよ。そこのところ対応できなくて、ただ入るときは、私はカウントじゃないかと思います。だから入るときは気持ちよくこの入れるよう、こういう状況というのはつukれないかどうか。あと、国道が右折だまりをつくとなると、これは結構時間がかかると思うんですよ。それ、最後に村長に伺いますけれども、村独自で対応できる分はできるかどうか、考えるかどうか伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

思いはもちろん重夫議員と同じ思いでございます。村でできるということであれば早急にやらないといけないとも思っておりますし、先ほど都市建設課長からも答弁がありましたけれども、これと国道との問題が出てくるようですので、その辺はしっかり私のほうで国道事務所とも話をしながら、特に今おっしゃるすみ切りの部分だけでも何とかできる方向で持っていけないか。これは許認可があるかもしれませんけれども、それは許認可をしっかりとれるような形で頑張っていきたいと思っております。村独自での裁量でできる部分に関しては優先的にやっていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 村独自で対応できる分は早急に対応してもらいたいと思っております。

吉の浦会館の駐車場に関しては、先ほど課長から答弁がありましたように、10メートルに広げると。ただ気になるのは現在のその、直角的にどんな構想をやられたかどうかですね。どういう構想を考えているか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

現在は観音開きでありますけれども、今回計画しているのは、両方に分かれた引き戸で今計画しております。以上であります。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 大枠1に関しては質問を終わります。

次、カーブミラーに関してですけれども、このに関して、カーブミラー設置経費は幾らくらいですかね。カーブミラー1基設置するのに経費。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

カーブミラーにも1面と2面がありまして、10万円から20万円の間で1基かかっています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 この場所に関してですけれども、出るとき右側はキビ畑ですよ。土地をこの視覚ができると言うよりは、見通しができる部分、これ土地を買って、これは無駄な空間はつくってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。カーブミラーを設置するかわりに村が買うわけですよ。こっちを空き地にすれば、向こうから、安里あるいは吉の浦、前原2号からの車も視界に入ると言うんです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

議員が質問、よく理解はするんですけれども、それ1平方メートルでも、2平方メートルでも買って、角地をつくってやれば一番いいんですけれども、これをまた全地域、それを果たしてこういう管理する土地を残していいのかというのがありますので、土地を買ってここを視界をよくするというのは今のところは計画は持っていません。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 土地を買い取りしても大きな面積じゃないと思うんですよ。その小さいところにそれは草花とか植えれば環境も非常によくなるんじゃないかと思うんですけれども、その件はどうですか、やっぱりだめですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

やっぱり都市建設課としてはカーブミラー設置、余白部分というのは管理上、好ましくないなと思っておりますので御理解を賜りたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 それじゃあ、来年度に向けてそっちはカーブミラー設置してくださいね。村長、お願いします。

次の に関してですけれども、こっち1060番地、家が建っているんですけれども、その屋敷が潮垣線にまで出て、カーブになっているんですよね。ますます見えにくくて、潮垣線の道路の中央まで出ないと北側からの車が見えないというんですね。わかりますか。1060番地、屋敷がまた生垣をもやっております。ますます見通しがきかないです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の場所はホームルの十字路です。それで土地改良区から入って潮垣線に出るカーブで、ホームル側からはカーブミラーはついています。土地改良側からがないものですから、今の質問は土地改良区からのカーブミラーの要請です。

いずれにしるここは今資材ヤード置き場していますので、見通しはまだいいのかなと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 資材置き場は問題はないでしょう、その反対側だと思うんですよ、問題は。屋敷、仲間さんのね。向こうがあるからぜひとも来年に向けてはカーブミラーの処置お願いいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、地域、自治会から新年度要望でぜひカーブミラー設置要請をお願いしたいと思います。今回も6自治会やっていますので、それも優先順位を決めてやっていきますので、ぜひ自治会長のほうによりしくお願いします。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 次、大枠3番に移ります。

なぜ、今この質問をしたかと申し上げますと、戦後沖縄県は米軍の占領下のもと、プライス勧告というアメリカの押しつけで1956年、軍用地、

基地を土地を一括に買い上げようとしたらしいんですけれども、県民の島ぐるみの反対闘争に遭い、これは実現できなかったわけです。その実現できなかったため、もし仮にそれに沖縄県民が飲み込まれていたら、植民地になっていたろうと思います。そして今この新都心や美浜の発展も実現しなかったろうと思いますし、また私たち、久場崎、向こうも米軍基地に収用されて、それも返還されて、今、久場の新部落がすばらしい住宅地域に生まれ変わっている。こういうもろもろの問題もありますし、先ほど教育主幹からありましたように、この間、沖縄県民がこぞって復帰運動を唱え日本に復帰が実現できました。しかしその中においても、本土においては戦争で奪い取られた領土を話し合いで取り戻した。当時の総理大臣は自慢したけれども、しかしその裏には県民の大きな復帰運動という力が働いていたということは一言も触れられていない。我々はこの現実を、これが今後も続くかもしれん、こういう問題。そこで今日、この時期に私たち、忘れ去られようとしているんだけれども、過去においてはこういった問題もあったとし、また今は、今においてもこの教科書問題とか日本軍が関与したことを強制的に削除させて、これに削除した分しか認めないと。これに反対すると、また文科省から役人が来てやれやれという、こういう高圧的なのが今の日本政府の沖縄の取り扱いだろろうと思います。また、普天間飛行場移設問題を境目にして、今まではアメリカだけと交渉相手だったんですけれども、この普天間移設、あるいは辺野古基地建設を堺にして、日米共同で、日本政府も含めて沖縄いじめというのをやられているわけです。その現状を見た場合に、私たちは過去の沖縄の先輩たちが勝ち取ってきた、あるいは守ってきた土地、もしこれを許す場合、今後いかなる不利益が県民に降りかかるかもしれない。そういった意味では、今私たちが大人もこの先輩

方の功績というのは何か、頭の片隅にはあると思うんですけども、再度この将来の子供たちの生きる糧のためにも、子供たちも、村としてもこれは取り組まなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、そのそういった問題に関して村長の所見を伺いたいんですけど、どうですか。今までの過去、将来に向けても忘れないためにもいま一度、共有すべきじゃないかと思うんですけども。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

どう答えていいか、非常に難しいところでありますけれども、ただ、はっきりしているのは当然、沖縄にこれだけの米軍基地があるというのはおかしいというのは、これは誰もが感じていることであると思いますし、米軍基地に限ったことの話をしていただきますけれども、そういう面では子供たちや我々大人も含めて、これにこの状態がおかしいという共有は当然できると思いますし、また経済的な部分でよく基地の負担だとか、あるいは基地はあったほうがいいだとかということもたまに出てきたりしますが、そういう経済的な部分では、もう全然問題のない、我々逆に普天間飛行場、特に普天間飛行場がすぐ近くですから、あえてお話ししますけれども、その解放がなるのであれば、逆に経済的な自立が望めるんだというのははっきりしていると私は、持論としては持っておりますので、そういう意味では、子供たちとの共有、基地の不必要さというのは話もできると思いますし、ただ議員がおっしゃる、過去の部分というのは、実は私も復帰が小学校4年生のときで、B円ではなくて、ドル時代の経験はありますけれども、そういう歴史という部分については、教育委員会と言うか、学校のほうでその教育なり知識として勉強していくのはその限りだとは思いますが、今現状の私がはっきり言えるのは、今の米軍基地に関する問題点、あ

るいは普天間基地に関する問題点の必要性、不必要性、そして子供たちとの意識の共有という部分では議員と同じ考えだというのははっきり申し上げておきます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 確かに過去においてはまさしくそうだと思います。しかし今後、先ほども申しましたように、この辺野古基地建設に関して、それをまた今、沖縄の歴史の曲がり角に来ているんじゃないかと思えますね。やはり将来に向けて、この沖縄の先輩方々がやってきたことを、この語り継ぐと言っちゃうと語弊がありますけれども、このやった事実というのを、やはり文章化、時系列でもいいから、この物事に関する、精査して一つの冊子みたいなものをつくれなにかどうか。そこは村としてはどうですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の部分につきましては、教育委員会としっかり相談しながらやっていける部分だと思います。悲しい過去があったというのはもう間違いありませんから、沖縄に関しては特に。それを再び起こることがないように教育の仕方、文書の残し方というのは、当然あるべきだと思いますし、これは沖縄県全体も含めて、教育委員会としっかり行政側も話しをしながら、残すべきものはしっかり残していかなくちゃいけないと思っております。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 教育主幹に聞きますけれども、村長から答弁もありますように、いわゆるこういったことと言いますのは、今だからこそ、また今しかできないと思うんです。ぜひ、教育委員会として、村と相談しながら時系列でもいいですから、この今の戦後のこの事柄、先ほども申しましたように、もしずっと基地が存在していたら、また我々が反対したためにこ

ういった経済的な発展もきたらうし、そういうのを含めて、冊子なんかつくれるかどうか、伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。

先ほど村長からあったように、十分検討しながら冊子がつくれるかどうか、進めていければなどと思います。現状は、時系列にというお言葉があったんですが、先ほど答弁した社会科資料集の中には時系列できちんと載っております。その有効活用も含めて検討させていただきたいと思えます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 ぜび、今後の将来の沖縄の子供たちの生きるための指針と言うんですか、ためにも活用できるような、また先輩が頑張ったから、また私たちも頑張ろうという、確かに苦難には直面したときに、今からの沖縄の若者たちが参考にしていければいいんじゃないかなと思うわけです。ぜび、頑張って冊子をつくってもらいたいと思えます。以上をもって私の質問は終わります。

議長 比嘉明典 以上で14番 宮城重夫議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(11時32分)

~~~~~

再開(11時33分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

次に、4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 4番 新垣徳正通告書に従いまして一般質問を行います。

まず大枠1番、琉球史の授業について。

副読本教材を活用した琉球史授業の取り組み状況はどうなっているのか。

通常教科課程においても授業日数の確保に

苦慮されていると思うが、学校現場での対応に問題は生じていないか伺います。

大枠の2番、道徳の授業の教科化について伺います。

番、文科省の有識者会議が小中学校の道徳の授業を検定教科書を使用し、教科化するとの提言を決めましたが、そのことに関してどのような見識をお持ちか伺います。

大枠3番、教科書の地区採択協議会について伺います。

本村の属する教科書地区採択協議会の組織構成はどのようになっているのか。平成23年度教科書採択について、県教育長のアンケートに答えていますが、その後、回答内容の変更等がありますか。八重山教科書問題については、何が問題だと思うのか。また、そのことをどのように考えるのか、以上よろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1、大枠2、大枠3とも教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは琉球史の授業について、大枠1番は、これは私の政策の1つでもございますので、その実現に向けて、もちろん教育委員会と足並みをそろえてしっかりとやって行けるものだと思信をしております。これは沖縄県下でも非常に注目をされているようでございますので、中城から我々の教育現場から琉球史についての発信をしていくと、ウチナンチュのアイデンティティと言いますか、そういう部分も含めて、しっかりと子供たち、また我々にとってもこれは再認識するには非常に重要だと思っておりますので、一緒になってまたやって行きたいと思っております。あとはまた、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 新垣徳正議員の御質問、大枠1、2については主幹から答えさせます。

大枠3についてお答えします。組織構成について、教科用図書中頭採択地区連絡協議会規約第3条には、協議会の委員構成は各市町村の教育長をもってあてるとあります。第4条には協議会には会長1名、副会長1名、監事2名を置くと。さらに会長は宜野湾市、うるま市及び沖縄市の教育長が歴任するものとあります。

について。平成25年5月、県教育庁より、各教科用図書採択地区協議会における採択手続の改善についての通知がありました。現在、採択手続の改善の規約の案づくりを進めております。

地教行法と教科書無償措置法との矛盾が問題である。地方教育行政法で、教科書採択の権限者を教育委員会及び地方公共団体の長と定めております。しかし、教科書無償措置法で採択地区が同一の場合、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとあります。その問題についてどう考えているかという御質問ですが、国が責任を持って法律を改正するなり、矛盾を解消して生徒に混乱が起きないようにしてほしいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それでは新垣徳正議員の大枠1についてです。

現在、各教材とも琉球大学の豊見山教授の監修を受けているところです。その後、監修後、印刷、製本というふうな予定になっております。実際、授業としては小学校は26年度からのスタートの予定です。

教育課程の各教科の増減等については学校側とも調整して原案は作成しております。それを8月に文科省へ教育課程特例校として申請しているところです。現在、来年度から実施する

場合、学校側からは時数の問題、内容の問題、そして評価の問題等問い合わせがございます。教材が完成、そして教育課程の申請が許可後、学校への説明をいたしまして実施に向けて不安感を取り除き、授業実践に結びつけていく予定でございます。

大枠の についてでございます。教科化にする提言を決めておりますが、既にこの教科化に関しては2007年教育再生会議で教科化について検討がなされております。そのときには教科化に必要なのは検定を経た教科書の使用、2番目に数値などによる児童生徒に対する評価。3、道徳の免許を持った教師が指導の条件を満たさなければならないと。特に教科書については道徳は個人の内面にかかわる問題を扱うので、検定になじまないという理由で見送られてきた経緯があります。道徳的な心情、判断力、実践力と態度など、道徳性を養うこととするわけなのですが、道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき道徳で深化統合していくと、事項を見詰めていくということになりますので、検定教科書による教科にするには十分これから先、検討が必要になってこようかと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時41分)

~~~~~

再開(11時41分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

採択協議会の市町村は宜野湾市、うるま市、沖縄市、西原町、北谷町、嘉手納町、中城村、北中城村、読谷村、以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(11時42分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 では、午前を引き続き午後からまた再質問という形で質問をさせていただきます。

午前中、皆さん、最初の答弁をいただいたんですが、その中から追って質問をさせていただきたいなと思います。まず、大枠1番 に関してなんですが、今、大分進んでいるということで、平成26年度からスタートできるんじゃないかという御答弁をいただいたんですが、授業に関しまして、もしこれスタートする時点で、この授業、歴史授業は誰か専門の先生を置いて行うという予定ですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

授業のほうは担任の先生で授業をしていただく予定です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 担任の先生ということなんですが、それは小学校も中学校も全て担任の先生なのか、それとも中学校はやっぱその教科の専門の方がおられるんで、中学校ではその教科でやるんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 中学校の件ですが、企画委員会という形で今取り組んでいるところです。現在は教科担任、社会科の担任だと時数が多くなり過ぎるということで、厳しい状況もあります。全体で取り組むためには総合的な学習の時間のように各担任の先生がも実施できるような形態も取り入れないといけないのではないか、教科担任と総合的な学習的な担任が持つ方法を今、検討しているところです。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 どうしてもそういうふうな形になるんじゃないかと思いますね。総合学習的な中で、この歴史授業を取り入れていくというのが多分一番ベターな方法なのかなという気はしないでもないんですが、歴史というのはどうしても専門的な分野にもつながると思うんで、そこをただ単に学級の担任の先生が受け持つということになって、多分、その担任の先生方もそれなりのスキルアップをするための勉強会だとかそういうことも必要になると思うんですが、その辺に関してはどのように考えておられますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 まず、小学校のほうですが、全て担任制ということで、どの先生が担当しても授業ができるという状況にするために、先生への手引き、それから資料を作成していかないといけないということで、今教材のみできておりますが、今後4月までに手引書を作成していく予定です。あわせて次年度は研修の担当者会を持ちまして、村内の研修会も持っていかうかと思っております。中学校においても全くそのとおりで、専門的な部分になってくると社会科担当、それ以外の調査的、探求的な学習の部分を担任のほうでというふうな形態が望ましいのではないかと今、企画をしている段階です。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 その件に関してはこれで。

ちょっと前後すると思うんですが、今回、琉球大学の先生が中心になって製作を進めておられるという話なんです、多分、ほかにもメンバーの方がおられると思うんですね、この製作にかかわる方が。その中に地元の中城の例えば歴史研究家的なことをやっておられる方もいらっしゃるんですが、そういう識者的な方もメン

パーの中に入っているかどうか、ちょっとお聞きします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

まず、文化審議委員である仲村春吉先生、グスクの会もやっておりますが、それから文化係長も企画委員会に入っていて、教材の方向性、それからこの検証資料、発掘されたものの写真提供等も踏まえて協力していただいております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、名前も挙げられたんですが仲村春吉先生だとか、あの方々は知識的に、とても豊富な学問をお持ちの方もいっぱいいらっしゃるんで、もしそれでしたら、その製作の部分からまた授業のほうの受け持ちというふうなところにもつなげていけたらとてもいいふうな流れになるのではないかと思うんですが、その辺、可能性としてどうでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

ぜひとも協力をしていただくということで取り組んでおります。さらに護佐丸歴史資料館も完成すれば、そことの連携を図りながら文化係との協力も図られていくかと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 先ほど、午前の中で村長も答弁なさっておられたんですが、村長の思い入れもなかなか強い取り組みだと思っておりますので、ぜひまたみんなで協力して成功裏におさめていけたらなと思っております。

その件に関しましては以上なんですが、に関しましては、これは一番悩ましい問題ではあると思うんですね、だからどうしても教育とい

うのは上のほうからおりてくるもの、カリキュラム的なものを常にこなしていけないといけないうというものがあるんで、現場の先生方は大変御苦労なさっているんだろうなというのは思うんですが、よくその現場のほう、このカリキュラムに追われて、児童生徒に向かう時間よりも、事務処理に忙殺されているという学校現場の話をよく聞くことがあるんですね。その辺は教育委員会としては、把握をしているのかどうかちょっと伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

学校現場の事務処理に追われる多忙さというのは承知しております。これは本村のみならず、県内全域にわたる問題であるということで県のほうも多忙化改善の方策ということを打ち出してきております。子供たちと向かえる時間をふやすための方針等が11月にも出てまいりました。行事の精選を始め、行事の持ち方、家庭学習のあり方、部活のあり方等も含めて改善を進めているところです。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 また次の質問でどのようなことが望ましいかというのを質問しようと思ったのですが、そういうふうに県のほうでも取り組みとしてやっておられるということでしたら、ぜひそれが実になるように各現場でも実施していただけたらと思っております。このカリキュラムに関しては、今先ほどの質問とも重複するんですが、そういうやるべきことはいっぱいあるんだけど、どうしてもそこの先生方が余りにも忙し過ぎて、そこがもう実にならないということが多々ありますものですから、ちょっとこの辺が懸念されるんですが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、大卒の2番の について、先ほど

の答弁の中にもあったんですが、今回の質問のほとんどが一地方の教育委員会に向けて、問うべき問題なのかというふうなことで、教育の指針、構成量というのは国の権限の範疇で、もういかんともしがたいことがあるんですが、しかしこれから先、我々国民も含めてより一層の覚悟と強い信念を持って、国とそして自分自身とも対峙していく勇氣が必要になってくると思うんですね。それがなぜかと言いますと、今の国の方向性が余りにも危機的な要素をはらんでいるように私としては思うものですから、そういうふうに、特に教育にかかわる方々の信念、それでとても大きな責任を背負わされると思うんですね。これからとても厳しい時代になってくるのではないかというふうな危機感を覚えるんですが、と言いますのも、今先ほど言ったように、政府が進めているように、皆さんの手元にもこの資料配ってあるんで、一応目を通されたかと思うんですが、これは実は戦前の教科書という展示会がありまして、糸満の教育資料館のほうで、私はそれにちょっと足を運んで見て、ガラス張りだったんでちょっと写真の写りが悪いんではあるんですが、写真撮影はオーケーということで、一応写真に撮ってデータとして残していたんですが、この中の文面がまさに今、政府が進めて行こうとしているような形じゃないかなというのがすごく危惧されたわけなんです。というのが、これは戦前ですから、今ここにおられる皆さんでこの教育を受けた方というのは多分いらっしゃらないと思います。私はこれを見たこともなかったですし、戦前の教科書というのを見たこともなかったですし、初めてここで目にしたときに、それを読んだときに本当に、教育というのは大切ではあるんだが、本当に恐ろしいものだなというのが思ったんですね。これちょっと読んでみても構いませんかね。これ小学校のまず1年生のときの、皆さんの字はちょっと小さすぎて見えないと思うんで

すけれど、申しわけない。ちょっと読んでみますね。神の国というふうな、国語の教科書らしいんですが、最敬礼というのがあって、天中節です。みんな行儀よく座っています。式が始まりました。天皇陛下、皇后陛下のお写真に向かって最敬礼をしました。君が代を歌いました。校長先生が勅語をお読みになりました。私たちは本当にありがたいと思いました。これが小学校の教科書にこういうのが書かれているんですね。それで、この下のほうにもまた、これは小学校の2年生に上がったときの教科書なんですが、これには靖国神社のことが載っていますね。靖国神社には、君のため、国のために尽くして死んだたくさんの忠実な人々がお祀りされていますと。それで、その下には小学校の兵隊さんへという、また国語のものなんですが、兵隊さん、僕の描いた絵や字を見てください。支那の子供たちにも見せてあげてください。日の丸の旗は陣地を占領なさったとき、これを振って万歳、万歳と、上へ掲げてくださいというふうな、本当にこういうものが全部この教科書には書いてあるんですね。それで教師、先生方に対してのものに関しては、先生方の教科書には、大日本は神の国であるということと、忠義を尽くし、命を捨てるのは、臣民、国民の道であるというふうにしっかり学ばせることとあります。これが戦前の教育と言われていたことなんです。これを踏まえてこの日本は、あの悲惨な戦争へと突き進んで行ったというふうなことが、今、皆さん多分、私が言わなくても皆さんわかっていると思います。だから、そのことを今、その当時、今もう時代はどんどん戦争から遠ざかって、そのときのことを知らない人たちが私も含めてふえてきているという、そのときに今、国はそういう教育のほうにどんどん国の強制力を行使しようとしてきているというのが最近の新聞報道など、また、マスメディアの報道などで、すごく危機感を感じるわけなんです。そこで、

私は今回この一般質問で取り上げさせていただいたんですが、私たちがすべきことというのは村の教育委員会に私がどうのこうの、こうなさい、ああなさいと言って、これができるようなことではないというのは私も重々わかっております。わかってはいるんですが、でもその危機感というのは何も言わなかったらそのまま、その国の私たちが、戦前と同じように浸透して行って、そこからまた国の言いなりになってしまうんじゃないかという恐ろしさを感じるものですから、せめてこの中でも、この我が中城村においては、反対なんだよという意志を、私の意志も含めて、皆さんの意志も含めて国に伝えていければなと思っております。これに関しては、二度とまた子供や孫たちを戦争という、この世の中で最も憎むべき凄惨な、悲惨な状況に送り出すことがないように、決してまた同じ轍を踏むことがないようにしていきたいと思うんですね。それは本当に教育の中でとても大切なことだと思っています。今までの平和教育というのは、まさにそこではないかなと思っています。積極的平和主義というふうな言葉でいろいろカムフラージュされてきてはいるんですけど、平和とは、平和なんです。軍隊も要らないし、武器も持たない。そこでもって平和は築かれると私は思っておりますので。じゃあ、私たちそのために何をすべきかということですね。我々大人というのは、何を考えて行動していければいいかなということなんです。それは私たち大人一人一人が考えるべき時期ではないかなと今とても思っておりますので、この辺皆さんと共有できたらなと思っております。ちょっと話は飛んでしまいますが、そこで村長、突然なんです、村長に提案なんです、村も既に平和宣言の村ということもありますが、今再び、今このとき、新たに平和を願う村の宣言的なものを発信していったらどうかという私は思いがあるんですね。それで今、ちょうどこのとて

もタイムリーなときに平和宣言の形を構築する意味においても、何か形を変えたものでよろしいです、今の平和をもう一遍再認識するというところで、村の平和宣言をもう一遍やってみてはどうかと考えるんですが、その辺、村長はどうお考えになりますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、じゃあどういったものがあるかということでは即答はできませんけれども、思いは議員と私は全く同じだと思っております。共有しているものだと思っておりますので、形をどういう形で持っていくかは、これから検討はいたしますけれども、こういったものに対しては保守も革新も、与党も野党も何もないと思います。やはり人は皆、平和を希求するのは当たり前のことでありますので、その当たり前を、今、当たり前じゃないような部分に、確かに向かっているような気もいたします。これは国民全部が少なからず、何か危機感を持っているとは思いますが、そういった意味では、我が中城からその改めて、その当たり前の平和を希求しようということで努めていくのは大いに結構なことだと思っておりますので、何らかの形でまた御返答できるのではないかなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 大変、心強いお言葉でございました。本当にまずこの中城村から発信するというのもとても大切なことだと思うんですね。平和について。そしたらそこに呼応してくるところもすごく多いと思います。ぜひその辺のものを形にしていけたらなと思っておりますので、村長よろしく願いいたします。

それでは、次、大卒の3番のほうについてちょっと質問させていただきたいんですが、午前中の質問の中で、本村の教科書地区採択協議会の組織構成などをお伺いしたんですが、この

件はわかったということで、大枠3の についてももう一遍ちょっとお答えしてほしいところがあるんですが、まず、これは今年の6月議会の中で私が取り上げたものを、また同じような質問をしているので、多分教育長の方が、また同じかというふうに思われるかもしれませんが、前回このアンケートに関しまして、県のほうに回答したものが、前教育長の回答だということで、安里直子教育長の時分なんですけど、そのことなので、今度また新たに教育長なられましたので、また教育長のそのお考えなども聞きたいなということで、また同じような質問をさせていただいたんですが、その中で、特に聞きたいのがその3番目の中で、まず教科書選定委員会のメンバーに保護者が参画しましたかという中で、これはバツ印になっています。まず、その教科書選定委員会に保護者がメンバーに、保護者の参加の規定があるのかどうかちょっとお聞きしたいんですが。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

現在の教科用図書中頭採択地区連絡協議会規約にはありません。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ないということなんで、あれなんですけど、これ規程はないが、県のほうからは保護者の参加があったかという問い合わせだったわけですね。

それと4番目なんですけど、まず教科書展示会に保護者や教員などが足を運びやすい工夫をしましたか、ということで、これには丸となっております。その辺、どういうふうな工夫をなさったのか、もし御存じでしたらお願いします。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

吉の浦会館と、それから各学校持ち回りで展示をして、住民、学校関係者に見ていただくという方法をとってきました。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 実は私も、以前は子供が学校に行っているときにはPTAのほうに携わったことがありますので、そのときには会長や、その役員の中には、そういうお知らせ的にそういう教科書の展示会がありますというのはよく聞いたことはあるんですが、なかなか、その域を脱していないというのがありまして、PTAでもそのPTAの役員だけだとか、そうして、そこに行ったら、ちゃんと吉の浦のそのコーナーにありますよというふうなPR的なものは余りちょっとなかったかなというふうな思いがあったものですから、そこに丸になっていたものですから、その辺じゃあ、どういうふうな工夫をなさったのかなということでしたので、今もやっぱり同じようにやっていますか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

平成23年度のアンケートでは、先ほど答弁したような内容でやっていますが、これは24年、25年はなくて、来年度、26年度にありますので、案内を差し上げたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、八重山の教科書問題なんかでも、取り上げられているから言うのではなくて、ぜひ皆さん関心のほうも大分高まってきていると思います。ぜひ、我々議員のほうにもそういう情報というのはいただければよろしいと思いますので、ぜひまたその教科書展示会などがありましたら、ぜひ文書なりでもよろしいです、事務局のほうに通していただければなと思っております。

次、これもまた同じようなことなんですけど、5番目のほうに、採択結果や採択理由など情報の公表に努めましたかということに関しましてもやっぱり丸というふうになってはいますが、その辺も大体、どういうふうな形でいったとかありましたら。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

広報紙で公表に努めたということであります。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 これは広報紙というのは、村の広報紙と認識してよろしいですかね。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

村の広報紙と思います。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 次、そういう質問が続くんですが、6番目に採択地区協議会規約に市町村教育委員会の採択が異なった場合、最終的な合意形成の方法は定められていますかということなんですが、これが一番問題だと思っんです。今回八重山地区でも大きく取り上げられた問題だと思っんですが、それに関してはやっぱりバツとなっております。その辺、前回それはなかったということなんですが、今回のこの八重山地区の問題が起こってから、どうしてもその辺は避けて通れない事案ではないかなと思っしております。その後の状況が多分いろんな話し合いが行われたと思っんですが、その後の状況はどのようになっているのか。またその件で協議された経緯があるのかお聞きかせいただければ。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

先ほど答弁したように、今年の5月に県教育長からの通知がありまして、採択手続の改善に基づいて、先ほどの、つまり採択地区協議会等で協議が整わない場合の最終的な合意形成の方法を規約に明記するようにとの通知がありまして、それに基づいて、現在案づくりを進めております。最終的には、でき上がるのは3月ごろになると思っします。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 これだけの大きな問題

になっていますので、そのまま動きもいろいろ出てきてはいると思うのですが、続いて7番目になんですが、採択地区の適正規模について、現在本村採択地区の構成を見直す必要があると考へますかという質問に対して、ある、丸と書いてあるんですが、その辺はどこが問題で、どのように見直す必要があるのかというのを協議されましたか。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 お答えします。

本村採択地区の構成を見直すというのは、先ほど、保護者の件ですね、保護者の参画ということと、最終合意をするための合意形成、そういったものを見直す必要があると考へております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 本当に難しい問題山積ということなんですが、ぜひ本村の教育委員会も含めしかりですが、この採択地区協議会の中ではちゃんとしたその考へを持っていらっしゃって、ちゃんとそれに答えるだけの力量を持っただきたいなと思っしています。これは本当に難しい問題、この八重山地区の問題も、一個人の、要するに教育長の権限ですね。とても強いと思っんですね。その教育長の考へで、その地区の採択、ある程度の意見も折り曲げてでもやる、それを今度は国が後押しするという、いびつな形が今、進んでいるんですね。多分これは、八重山地区だけに限ったことではなくて、多分、恐らく近い将来、本村の教育委員会にも必ずや何かの形で来ると思っんですね。そのときになったときに、ぜひ、私たちは断固として、今の平和教育を推進して行くんだという思いをぜひ皆さん、教育委員会で共有していただいて、事に当たっていただきたいというのが私の思いであります。以上です。これで私の質問を終わらせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員

の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休 憩（14時00分）

~~~~~

再 開（14時00分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは通告書に基づきまして、1点だけ質問をさせていただきます。

通告書にも書いてあるとおり職員の能力向上策についてでございます。これまで職員の能力向上のためにどのような取り組みをしてきたのか。また今後の能力向上のための取り組みについて伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の職員の能力向上策につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきますが、一般的なことだという考え方で、私のほうではいろんな制度的なもの、研修だとか職員のスキルアップにつながる策的なものは、これは総務課のほうと副村長のほうで教育はやっていただいております。私のほうではどちらかというところと精神論的な部分とございますか、モチベーションを高めて公務員たるもの、どういう姿勢で臨むべきなのか、そういったものをいろんな場でしゃべらせていただいているところではありますが、基本的には役場というものはサービス業ですので、それに徹するように気持ちよくお客様を迎えて帰っていただくというものを、オリエンテーションのときからいろいろ若い職員とは話をさせているつもりでございます。御質問の能力向上のための取り組み云々の策的なものはまた所管のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは新垣善功議員の質問に答えていきます。

これまでの取り組みといたしまして、研修等なんです。沖縄県町村会及び中部広域市町村圏事務組合における各種研修に職員を派遣しております。それに加えまして平成23年度より、リーダー的人材育成ということで県を初めとする他団体へのネットワークづくりのために中堅職員を沖縄県市町村会へ派遣しております。これからの取り組みといたしまして、市町村職員の中央研修等への派遣をし、また県外研修等への派遣を初め、村独自で講師を招いて職員研修を実施いたしました。次年度以降につきましても継続して職員の能力向上のための研修を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 毎回この言葉を変えて質問をしておりますけれども、私はやはり、役場の職員が能率をアップすることは村民福祉の向上につながると考えております。よく皆さん方は、人材育成という言葉をよく口にしますが、私はまずは役場の職員の方、課長の方が自己研鑽もしながら、部下職員に対しての教育をすることが私は村政発展につながっていくと考えて、これでもう何回目かな、皆さん方に対して質問をしてきました。それで、総務課長、いろいろ教育研修、やってはいると思いますが、これで私は満足なのか、それでいいのかわかるか。と言いますのも、ほとんどが他の機関ですか、市町村会とかあるいは県の研修機関に委託してやっていることですか、村独自の研修というのは、先々月か、条例の見方についてという勉強会を、この前やっておりましたけれども、そういうことを頻繁に実施して、職員の能力向上に努めていかなきゃならんと私は思っているんですよ。そこで、今後、そういう村独

自のシステムをつくる考えがあるのか、またこれまでそういう職員の能力向上のための基本計画、行政改革の中には人材育成という言葉がありますね。平成19年に作成されたのがあるはずです。これは前村長のときにですが。その中でもやはり人材育成、職員の資質向上をうたっています。そういうのを役場内に確立する考えはあるのか、ないのか。これは村長がお答えをお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話も非常にいい提言だとお受けさせていただきます。形はこれからいろいろ検討させていただきますけれども、私も職員の能力アップという部分には際限がないと思っておりますので、当然、これでいいというものは決してないはずなんですね。これで完璧だ、これで100%だ、これでゴールだというのはないと思っておりますので、常に前進で福祉の向上を図っていくというのは、これは美辞麗句でも何でもなくて人として当たり前のことだと思っておりますので、どういう形になるか今すぐ即答は無理ですが、議員皆さんからの、また善功議員からの御提言も受けながらいい形を見出せばいいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私の考えといたしまして、やはり役場内に何名かのプロジェクトチームをつくって、1つの研究テーマを与えてやっていくのが大切じゃないかと思っておりますね。そこにおいては、やはり企画、立案、政策もできるように。昨日も言いましたけれども、何か計画を策定する場合は全て業者に委託しておりますよね。それではどうかなと思うんですよね。これまで皆さん方は公務員として中堅になると10年以上の方がいらっしゃいますから、何名かでプロジェクトをつくって、それに1つの問題、課題を与えて、現場も踏みながら策定はできる

のではないかと、やればできる。やらないからできないんですよね。やる気ですよ。そしてもしそれが専門的であれば、外部の専門的なアドバイザー的な人を呼んでお互いに勉強しながら1つのものをつくり上げていくことを繰り返しないと、今のような他の機関にもう全部、丸投げ的なものじゃあどうかなと私は思いますが、村長、この件についてどう思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

せっかくの答弁の機会を与えていただきましたので、実は昨日、新垣善功議員からもこの話も休憩の中であったときにも思ったんですけども、私も議員を経験して、今のお話には共感しておりました。なぜ、役場でできないのか、100万円も、200万円も、高いものでしたら600万円も使って委託料を出してやらなくちゃいけないのかという疑問もありましたけれども、正直なところでお話をしますと、ある程度のもは可能ですけれども、ある程度というのは、そんなに時間を要しないものは可能ですけれども、今、我々が予算に計上している委託料、委託費というものはやはり時間的にこれは難しいなと実際思っております。職員が、今議員がおっしゃるようなプロジェクトチームをつくって、そういう問題に対処していくというのは時間的な部分で、非常に難しいところはあるのかなという気が実はしております。それができないから、こういうことをやるということではなくて、もちろん努力するのは努力させていただきますけれども、その辺は御理解をいただきたいなというものが1つと、それとどちらかと言いますと、職員の能力の向上はこういうある程度事務的な部分の、今県から、こういうのを策定しなさい、ああいうのを策定しなさいで、こう委託料を払って策定しているものがそうだけれども、事務的な部分が多いんですけども、やはりプロジェクトチームをつくるのであれば、

どちらかと言うと政策的な部分でやっていけないかなと、こういうことをしていこう。こういうものでサービスの向上を図れないかとか、あるいはもちろん事務的経費の節減だとか、いろいろ改革するところあると思うんですけども、どちらかというアイデアを出す部分を何とか尊重しながらやっていけないかなと、ボトムアップでいけないかなということを実は考えているところでございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 村長もそのぐらい理解していると思いますけれども、やはり村長も、村長に当選する前から、企業的発想、それが運営から経営というものがありますので、日々改革ですので、今までの職員の資質向上をまず検証して、それでいいのいかどうか。まず検証して、職員の資質向上のための計画書をつくり、この計画書は自分たちでできると思うんですよ。そして皆さん方、今よく見ますと、私は、私の考えが間違っているかもしれませんけれども、よく考えてみてください皆さん方は果たして仕事をしているかどうか。作業と仕事というのは私は違うと思うんです。皆さん方は作業は一生懸命やっていると思うんですよ。与えられた流れ作業みたいなのはやっているんですよ。仕事というのはこれまでやったことを検証し、それでいいのいかどうか。それよりも上に、村長がおっしゃったように常に上を目指して行くと。そういう向学心はないとだめだと思うんですよ。常に日々努力し、日々反省をしながら検証をしながら、もっといいのがないのかを追求していくのが私は仕事だと思っています。与えられた仕事をそのままこなしていく。毎年同じ予算で、毎日同じよう繰り返しでは、どうかなと考えております。それで、皆さん方もよく新聞、マスコミ見ますよね。私も気づいたんですけども、名護市では、これ村長新聞拝聴しました。名護市では、まず健康テーマを市長が与えて、そし

て職員から募集して、希望者を募って、少なければ何名かは中堅の職員を市長が任命して、7名ぐらいの、職員を1つの政策チームをつくって、それを月に2回ぐらいで集めて、そこで議論させて、政策・企画・立案をして市長に上げると。そういうシステムがあるわけです。これは今年で2回目だという話ですが。そういうシステムを、私たちの中城村においても、やるべきじゃないかと思います。今、中部広域ではゆがふう塾というのがありますよね。我が村からは毎年2人、そこで培った人たちも、これはどっちかという新人かな。そういうシステムでやったらどうかなと思うんです。それはまた中堅の皆さん方も。そこで培ったものが埋もれてしまって、また四、五年もしたらその現場に戻って来たら、そこに埋もれてしまうと。それを中城版的な独自のものを立ち上げてやれば私はもっと向上すると思うんです。それは管理者の皆さんもそうだけれども、職員の皆さん方も随分興味を持つと思うんです。そういうシステムを早く立ち上げて、来年度からでもいいですよ。小さい問題でもいいんですよ、村の活性化を行って、第4次基本構想がありますね。その一部分をとっていいですよ。それをテーマとして村長が与えて、研究し、政策立案してくれと。それともう一つは、浦添市で実施している職員間の企画立案、提案型、優秀な提案についてはそれなりの表彰とか、あるいは激励して行くというようなシステムを確立すれば職員も一生懸命それに取り組んでいくと私は考えております。南風原でもそうですけれども、住民会議、住民だけが集まって条例の素案をつくって町長に上げて、それを行政で検討して新しい条例案をつくっていくと。いろんな条例があると思うんです。そういうのをやはり役場内に設置していくことは私は大事だと思うんです。だから全部委託じゃなくて、そういうシステムを今後早目に確立して、総務課長の担当だと思います

ので、早目に立案、計画してそれを実施に持っていくようにできないものかどうか、村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように例えば仕事はこなすものではない、つくり出すもの。これは私もずっと言い続けていることですし、非常に共感する部分が多いと思います。やり方についてもやはりいろんな立案ができるような環境をつくっていかなくちゃいけないなど。私も村長になってもう5年目になりますし、気づいた点が多々あります。声が出せない、いいアイデアが出てこない、いい立案ができないというのはこの本人の能力の問題じゃないんですね。環境の問題だということが私が今大きく感じているところでありますので、これ環境をつくってあげれば間違いなく職員もこれまで以上に仕事に対して前向きになるだろうし、また仕事が楽しいと思えるように、そういう環境をつくるために、今議員がおっしゃるような、形はどういう形になるか、これから検討いたしますけれども、非常に必要不可欠な部分ではないかなというのが私の実際の感想であります。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 ひとつそういうことですから村長、私も何も職員をいびるつもりはないし、本当に皆さん方が一生懸命やることについては大いに褒めましょう。失敗も別に私はいいと思うんです。一生懸命やろうとして失敗する場合もありますよね。しかし何もしないでたまたま立派なものができる場合もあるんです。やはり努力して、そこで失敗もあってもまた失敗は一つの勉強ですので、新しい発想の転換になると思いますので、そういうことを繰り返しながら、失敗を繰り返さないということになれば、もっとすばらしい村づくりができるかと思っておりますので、ひとつ村長、名護の件は、11月4日の新聞ですので、読んでみて、そしてゆ

がふ塾の見たら、今度、中城村の職員が発表報告していますよね、そういうのも大いにお互い、議員は見ていますので、頑張っている若い職員の職務意欲をもっと伸ばす意味で、激励していいむらづくりをしていただくことを希望いたしますして終わります。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時20分)

~~~~~

再開(14時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 それでは本日の5番目、新垣博正です。質問通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、大卒の1番です。その前に私、今回長崎県と福岡県のほうに介護保険広域連合の議員として研修会に参加する機会がありました。その学んだことをベースにして質問をしていきたいと思っております。

大卒の1点目、高齢者支援事業の施策について 介護予防事業の拡充について、介護予防事業取り組みの現状はどのようになっているか伺います。ボランティアの養成、活用はどのようになっているか伺います。認定率の推移はどのようになっているか伺います。介護保険制度で給付される福祉機器購入費、住宅改修費等の利用者負担の改善について。現行では保険負担分の9割も利用者へ一時負担させ、後に償還払いで払い戻す仕組みになっているが、利用者への負担軽減のため改善すべきと考えるが所見をお伺いいたします。この件に関しましては介護保険広域連合との調整も必要だと思っておりますが、本村の所見を伺ってまいります。

大卒の2番、子育て支援施策について。

学校給食費の公費負担拡充について。第3子以降の給食費を無料化していく考えはないか伺います。私立就園奨励費拡充について、文部科学省は3歳児、4歳児も含めて幼児教育の重大さにかんがみ適切に補助を拡充すべきと考えております。当局の所見をお伺いいたします。

大枠の3番、沖縄電力吉の浦火力発電所の電磁波測定調査について。

前議会でも、定例会でも私は質問に取り上げましたが、測定情報を議会に通知する旨を約束をしたが恣意的にほごにされました。その理由を伺います。事後報告もなく議会外しが明らかになった。謝罪すべきと考えるが所見を伺います。昨日この報告書はいただきましたので、この一般質問通告書が出た後に、事後報告の資料だけいただいておりますので、その辺の見解を伺います。、マスコミへの取材依頼もそのときにはされたのか伺います。

そして大枠の4番目、沖縄電力のガス事業について。

株式会社綿久へのガス供給のルート、供給量を伺ってまいります。南西石油へのガス供給ルート、供給量を伺います。電力よりの説明を求めるが、今回は議会を優先で設定すべきと要望するが所見を伺いいたします。以上簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番高齢者支援につきましては、からまで福祉課のほうでお答えをさせていただきます。大枠3番と大枠4番につきましては、企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、大枠2番、子育て支援につきましては、私のこれは政策の1つでございますので、お答えをさせていただきます。まず、の学校給食費の第3子以降の無料化という御質

問ですけれども、大変ありがたい御提言だと思っております。私も御承知のとおり1丁目1番地の私の政策公約の1つが子育て支援でございますので、保育料は第3子以降は無料化は実現いたしましたけれども、その後やはりどうしても片手落ちではないかという自分自身に自問自答もありました。そういう意味では議員からの御提言のこの給食費の無料化、全てはもちろん財政的な部分がありますので、幾らかでも子育て支援に役立つような政策的な部分を第3子以降にするのか、あるいはどの程度までのものにするのかは、これから財政的な部分も含めて真剣に検討させていただいて次年度に向けて頑張っていきたいなと思っております。

につきましての、幼稚園奨励費の補助拡充ですけれども、これも私が今頭を悩ましているところで、3歳児、4歳児まで奨励金の幅を広げるべきだとは思っております。ただ御承知のとおり公立幼稚園がまだ5歳児だけの預かりですので、公立幼稚園との不平等さがないように、そうすると今度公立幼稚園をどうするかという、キャパの問題とそして今現在の公立幼稚園のあり方、津覇小、中小に併設されている幼稚園を統合するのかなどか、あるいは建てかえをするのかなどか、キャパを広げるにはそういうところまでの議論が必要になってくると思いますので、この件につきましてはもうしばらく時間をいただきたいなと思っております。あとにつきましては大枠1、3、4につきましてはまた所管から答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、新垣博正議員の1番の から について答弁いたします。

介護予防事業は1次予防を今中心として積極的に努めているといころであります。この1次予防事業については各字の公民館において、名称はとよむちよ筋教室という形で実施しており

ます。それとあわせて南上原にあるカーブス中城というところにも委託をしております。昨年度からは村老人クラブにも予防事業の一環として一部委託をしているところでもあります。介護予防の2次予防については実施できる委託先が現在見つかっておらず、委託することができませんけれども、その分については1次予防に力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

あと、介護予防のボランティア養成については、以前に行っておりまして、現在はその介護予防リーダーとして各字のこの1次予防のとよむちよ筋教室に応援とかの活動をお願いして実施しているところでもあります。

あとは認定率の推移についてですけれども、本村の要介護認定率は高齢者人口に占める割合として平成22年度は20.1%、平成23年度は21.7%、平成24年度は21.5%ということで少しずつ上昇しているところでもあります。

についてでありますけれども、保険負担分の利用者負担についてですけれども、実際に介護保険での給付は介護保険広域連合が行っておりまして、平成25年度は加盟市町村からのアンケート調査があって意見を求めています。そして中城村としても改善をしてほしいという要望書のアンケートをやっております。次の第6期の介護保険事業の計画に反映されていくものということで、今期待しているところです。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、新垣博正議員の質問にお答えをしていきたいと思っております。

大梓3の沖縄電力吉の浦火力発電所の電磁波測定についての 、 が関連しますので一括して答弁させていただきます。今回の議員への調査立ち会いについては議会事務局との調整に配

慮が行き届かず申しわけございませんでした。今後は事務局と調整の上、議会からの要望を踏まえて、測定調査の機会を早目に設定していきたいと思っております。

について、マスコミの取材依頼されたのかという質問ですが、取材についてはいたしておりません。情報を地域住民に正しく知らせ、不安払拭を図るための測定としております。電磁波測定実施については風評被害等が起こる可能性があり慎重に実施しているところでございます。マスコミからの取材の話がありましたら、情報を開示していきたいと考えております。

大梓4の沖縄電力ガス事業について ですが、沖縄電力の沖縄綿久寝具へのガス供給ルートの計画はお手元に図面をおあげしたとおりのルートであります。まず吉の浦火力発電所から泊浜原線一部を利用し、沖縄プラント工業敷地内で需要家庭に向け減圧した後に、同泊浜原線から南に向け、拓南鐵建・沖縄ガルバを右折しまして伊舎堂前原線を利用します。それからキャスルタウン吉の浦を左折いたしまして、潮垣線を利用し沖縄セメント工業前から添石中央線を利用して沖縄綿久寝具中城工場までのルートとなっております。年間供給量は1,500トンから2,000トンを予定しているということで去った12月9日に沖縄電力から説明を受けている状況であります。

については、同じく説明を受けた段階では沖縄電力へ確認をしたところ南西石油へのガス供給はないということをお聞きしております。

について、議会優先説明は可能と考えております。議会から説明依頼を受けましたら、早速沖縄電力と調整をいたしまして開催できるようにしたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは通告書の順に従って詳細の質問をしていきたいと思っております。

まず、介護予防事業の拡充についてではありますが、私が去った10月に長崎県の佐々町という町に行きまして研修を受けてまいりました。佐々町は人口が1万3,766人、単独で介護保険事業を行っている町であります。広域連合に入っておりません。隣は有名な佐世保市があって、近隣はほとんどが合併して行って、佐世保市になったそうではありますが、佐々町はそのまま残って単独で町政運営をしていると。しかも介護保険も単独で1万3,000人の人口で行っているという町であります。その中でユニークな取り組みが介護予防事業でありまして、ほとんどの市町村が介護保険が始まったころにはケアプランに神経を注いで介護保険事業をどうやって推進していこうかというところに重きを置いていたということですが、この町はどちらかと言えば、介護の予防に神経を注いで事業展開をしていった。その根拠はいろいろと後でまたお話ししたいと思います。まず、介護保険というのが高齢者の支援事業の中で、この町の特徴として全体の20%ぐらいなんだよということをまずとらえていたということが非常に感心させられたことでもあります。とは言っても、この町も決して介護の認定率が低かったわけではないということでもあります。せんだっての議会だよりのほうで、私も報告を記事として載せてまいりましたが、佐々町も、一番高いときで21.5%、ちょうど先ほど課長から答弁がありました本村の昨年度の数値と同じ高さですね、21.5%、そういうふうに今、佐々町もその高いレベルにあった時代があったと。しかしながら本気で、この予防事業を取り組んだおかげで、今は16.6%に、高齢化率は上がったけれども、認定率はどんどん下がっていったという、全国的にも特徴のある推移を示しているんじゃないかなというふうに私は思っております。その中で、まず介護予防事業の展開の仕方が、とてもユニークでありまして、いろんな住民からのアン

ケートをこと細かく要望を聞いてきたというところがあります。記事にもしましたが、タクシーに乗り込むときに転倒が多かったと、わずか、10メートル、20メートルまで行くかどうかわからないぐらいの間に、お年寄りが転倒して骨折して介護状態になるという率があったり、あるいは買い物に行くときにお店までの間で転倒してしまったりとか、こういうような本当に身近なところで起こった。その数値がやはり当初のころは多かったというふうに聞いております。申請時、ほとんど申請の状況の中で要支援で、51人のうち19.6%が骨折転倒、そして19.6%認知症というふうに、要介護の中でも申請の56名中19.6%ですね。そして認知症が30.4%、そういうふうな状態があったと。こういった人たちも介護保険だけに頼らなくて、町のいろんな高齢者の支援事業を活用して介護予防につなげていくという取り組みをされております。だからといって、公務の役場の職員でありますとかがいちいち、そこまで細かく手とり足とり高齢者の支援に携わるといことはこれ無理難題がありますね。そこでこの町は介護ボランティアを養成していこうじゃないかということで、どんどん介護ボランティア養成講座を開いて、介護に携わる人たちとか、あるいは予防事業に携わる人たちを育成していくという取り組みをされております。その中身についてはここでは時間がありませんので申しませんが、ぜひそういったものを情報収集して、介護予防に携わっている、あるいはボランティア養成に携わっている自治体でありますとか、そういったところは大いに研究して行ってほしいなと思います。その中でもまずボランティアを養成講座に入れて、終了しても、すぐボランティアやりなさいじゃないんですよね。まずは登録してください、で、ボランティアに参加できるような環境が整ったらぜひ協力してくださいというようなことで、とりあえず資格みたい

なのを取っていただくということをこの町は推進していると。そして自分がタイミングよくボランティアに参加できる環境が整ったらぜひ手伝えてほしいということで、こういうふうにして無理をさせない状態でボランティアも生き生きとできる、もうこの幅が非常にすごいですね。やはりただ公民館でやるような事業だけじゃなくて、我々議員の何名かがかかわっているアタイグワ一朝市とかありますよね。やはり畑も遊休地がやっぱり全国どこでも多くて、年寄りもともと農業をやっていた人が多くて、自分がやっていた畑が草ぼうぼうになっているということはしのびないと。少しの面積でもいいから、お年寄りも含めて、地域の方々、ボランティアと一緒に小さな畑を開墾することによって予防につながった、認知症が生き生きと輝くようになったというような事例の報告もありました。なるほどお年寄りが何を求めているかなんというのを、よくよく研究していくとこういう日常生活の中にあるものをいかにサポートしていくか。先ほどタクシーに乗り込むときの話もそうですが、タクシー会社まで行って、タクシーに乗り込む間とか、おりて自宅に帰るまでの玄関口までの間をサポートすることができますかと言ったら、タクシー会社はもう二つ返事で、このくらいだったらもっと前に言ってくればよかったのにとというぐらいの話で、地域の人たちの協力が得られたということですので、ぜひボランティアの活用というのを研究していただきたいなと思います。こういうことによって介護の予防に役立つんじゃないかなというふうに思っております。そこで、課長、もう一度お尋ねしたいと思いますが、この佐々町の認定率の推移が右肩で下がっていくということに対してどういう感想をお持ちか聞かせていただきたいなと思います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

今事例を聞いて、下がっていくというのは、取り組みの段取りだなというふうに感じております。介護予防事業も介護になっている人が中心に受けるんじゃないくて、介護になる前の、要するに若い世代から、今のうちから事業を取り組んでいくと、あと5年計画とかでいけば、そういうことも目標として達成できるんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひそこら辺を取り組んでいきたいと思えます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 そしてもう一つは、この町の特徴が介護認定の申請の窓口、こういった何気なく聞いていたんですけれども、そこには深い意味があるなというのを感じました。申請窓口ではなく、あくまでも介護の相談窓口であるという意識を持っている。そこでそこにはしっかりとしたプロフェSSIONALの人を窓口に張りつけていると。なぜかと言いますと、普通でしたら介護保険の申請の相談ですから、当然介護保険を使うものだという認識のもとにキャッチをして手続をとって行って介護保険に結びつけるというのが普通の流れだと思うのですが、ここの町の場合は、ここにはちゃんとした正職員が窓口において、本当にこの人にとって介護保険が必要なのか、それとも自分たちの町が持っている高齢者の支援事業で十分この人が生きがいを持って、生活できるんじゃないかということを見抜いていくと言いますが、そういった意味で、すぐに介護保険に行くというようなものではなくて、まずは体験的にでもいいですから予防事業の教室に参加をさせるとか、そういったお勧めをするとか、そしてまたもう一つは認定されてから介護保険を受けるという考えではなくて、認定があったとしても、町が持っている高齢者の支援事業で十分この人に、生活に達成できるのであれば、そこを優先的に使っていくという考え方、そのためには窓口がプロが座るといような考え方なんですよね。

今、窓口の職員さんはどういった職員が対応されていますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

現在は、社会福祉士の嘱託職員で今2年目です。あと臨時の事務担当の職員で対応しております。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 こちら辺、資格を持っている方と臨時の方ということですが、臨時の方でも私はしっかりと研修をしてそういう認識のもとに対応していただければ、その意味合いは達成できるものだというふうに思っていますので、要望の御用聞きではなくて、要望の解決だけのプランではない。プロの側からこういう生活スタイルを提案していくというようなお答えができるような職員に持っていただければなというふうに思っておりますので、その辺をぜひ、職員を育成していただきたいというふうに考えております。

次の福祉機器の件ですね、これもいろんな方々からお話を聞いてまいりましたら、やはり福祉機器を購入したり、あるいは住宅を改修したり手すりをつけたり、スロープをつけたりするというのは病院に入院をしていて、ある程度治療とか入院生活を終えて、もう十分帰れるだろうという形になって退院許可が出て、自宅に帰って来るというケースで、それでもやはり住宅においては手すりが必要であるとか、車椅子で移動したり、あるいはまた段差が余りにも大きかったら、その辺の解消をしないといけないというような住宅構造になっている場合は介護保険制度を活用して、そういった改善をしていくというのがあると思います。例で言えば、住宅改修で限度額20万円ですよ。20万円のうち保険から給付されるのが9割で1割が自己負担という形になりますから、当然、実際は2万円の負担になると思うんですが、この場合、一時

ではあるんですが、全額20万円は利用者が現実的には負担していますよね。でも他県ではもうこの制度を、事業者さんとの、そういうやりとりの契約の中で、利用者には一切この保険負担の9割分は負担させないというような考え方に、もうほとんどが切りかわっているようであります。沖縄県のほうがまだ、ほとんどの保険者が多分、9割分も負担させている。そうなるとうちでも躊躇してしまうというケースもある。なぜかと言いますと、先ほど言いましたように、病院に入院していたら、入院治療費を払った後に、なおかつ一時払いではあるにしても9割の保険で払うべきものも出費をさせてしまう。そこもままならないというような状況になった場合には、住宅改修の負担を少なくするために抑えていく。あるいは福祉機器購入費も抑えていくというような形になっているというような声も聞こえてまいります。ぜひこの辺も広域連合と十分に調整をして、利用者に負担がないような形を全国並みに持って行けるようにぜひ声を上げていただきたいと思います。そうすることによって、介護保険制度の中でも在宅での介護を充実させていくという、本来の方針に沿って介護サービスができるのではないのかと思いますので、ぜひその辺も課長、声を上げていただきたいと思います。介護保険の制度の中で、法律の条文ですけれども、この法律は加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態になり入浴、排せつ、食事等、介護機能訓練並びに看護及び療養上の管理、その他の医療を要する等々について、これらのものが尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる云々と書いてありますね。最後に、介護保険は国民の保険医療の向上及び福祉の推進を図ることを目的とするというのが、介護保険を貫く根本的な理念であります。そして第2条の中では、最後のほうに、可能な限りその居宅において、その有する能力

に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならないというふうになっています。いわば施設で生活するよりも、在宅、自分の家で生活するほうが最も望ましいというようなとらえ方で介護保険制度は制定されてきていると思いますが、残念ながら、そこに全てが行き届かないというのが現実でありまして、その穴埋めをするのはやはりボランティアの力とか、いわゆる地域力の力というのを今後見直していく必要があると思います。そういったところに力点を置くような取り組みをお願いいたします。

次に、2番目の大枠です。子育て支援についてであります。学校給食については、他の自治体でも給食費の無料化に向けているんな考え方を展開しておるようであります。もちろんこれは財政とのかかわり方もありますので、その辺は十分に検討に検討を重ねながらベクトルの方向は拡充していくということを取り組んでいただきたいというふうに思います。村長が第3子以降の給食費はぜひ取り組んでいきたいという考え方ですので、しっかりと支援して、さらなる拡充も期待していきたいと思います。

そして、このほうですね、私立幼稚園の就園奨励費補助についてであります。せんだっての定例会の中で終了後に、途中でしたかね、私立幼稚園は2園本村にあります。訪問しまして意見交換をする時間をとっていただきました。いろんないい勉強になりました。その中でもやはり本村が拡充してきたということには、両園とも非常に高い評価をしていただきまして、我々もある意味鼻高々だなというような気持ちになる部分もあったんですが、3歳児、4歳児も含めてぜひ拡充していただきたいということで要望がありました。これは公立がそこまで至っていないということですが、これは法律の条文とか条例にできないというような文言があるのかどうなのか、判断の別れ道だと思

うんですが、その辺の所見はどのようになっていくかお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
法律の文言にできる、できないという規定はありません。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。
2番 新垣博正議員 この補助金というのは、何も施設が得するわけでもないわけですよ。個々のいわゆる保護者が負担している部分が軽減できるという考え方なので、公立が整備されていないから、私立がある意味では3歳児、4歳児を補ってあげているということですので、その辺に関して、極端に言えば、よその実施している自治体に住んでいる子供が何らかの理由で引っ越して来て、3歳児、4歳児の私立幼稚園に就園した場合に、やっぱり格差が出てきますよね。向こうではやっていたのに、ここにせっかく移ってきたのに、やっていないということに対しては、やはり改善していく考え方をぜひ研究していただきたいと思います。これ村長も、もう政策にかかわる部分もあると思いますので、ぜひこの辺は前向きに研究して何らかの支援をある意味考えていただきたいなと思います。

あと1点、新条件ということで、兄、姉が小学校1年から3年生の場合に該当する世帯も対象となるよう他市町村と同様措置をお願いするというような陳情が議会のほうにも上がってきていましたし、その件もまだ拡充されていない部分があるかと思いますが、その辺の取り組みの状況はいかがでありますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
中城村の場合は第3子まで補助を認めております。今県内において中城村が与那原、南風原町に次いで、国基準まで対象を広げているところまで拡充をしております。与那原と中

城村は国基準まで広げてほぼ同じレベルなんです。南風原町が3歳児、4歳児まで対象を広げているということで、その部分が中城が今劣っている部分になっております。今後、この部分をどうするかというのは、今後の課題だと思います。そこまで拡充すれば沖縄で一番制度がいい南風原町のレベルまでになるということになります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ぜひ、今後の検討課題として研究していただきたいということを要望して次の質問に移らせていただきます。

大卒の3番の沖縄電力の電磁波測定調査ですが、もう前議会でも取り上げましたが、去年は我々やったんですよね。議会だよりもちゃんと記事を掲載して村民にわかってもらうということをやりました。今回、本当に課長が約束したのに、わざわざという言い方はおかしいですけども、我々に情報提供をせずに、いつのまにかもう終了して、終わって昨日報告書だけがこのように議長を通して、議員に回って来るというのは、これはいかがなものかなと思いますね。もうぜひ、こういったことはなしにしてほしいと思います。もうそこでしかりつけるようなことをいちいちやる必要はもうないと思いますので、十分認識していると思いますので、ぜひ次からこういうことがないようにやっていただきたい。

風評被害についても、せんだって電力の祝賀会がありましたよね、そのときに担当者の方とかいろんな方々と名刺交換をしながら、この件についても少し立ち話ではありますがやりました。特に電力側が風評被害でどうのこうのということもないし、その測定調査等に立ち会いするときに人数の制限とかもないみたいなことを言っているんですよ。だから当局側からこの風評被害の話を私は持ち出すべきじゃないんじゃないかなと思いますね。なぜかと言いますと、

課長から昨日もらった、電磁波の測定の数値を見たら家電品よりほとんど低いんですよ。ドライヤーでありますとか、電子レンジと比較したときはもうかなり低い数値であると思います。これで風評被害の心配をわざわざ当局から持ち出す話ではないんじゃないかなと思いますし。むしろ電力側はオープンにして、大いに地域の皆さんの理解を得たいということのを堂々とおっしゃっています。そして祝賀会のときにはあのバス5台ぐらいですか、出して、もう100名、200名ぐらいの人を乗せて、わざわざ施設内を見学させているんですよ。そういうことは、だから人数制限はないと思います。これをカクサア、カクサアすると余計疑うし、余計に何かあるんじゃないかと思うのが人間の心理なんですよ。自分たちのほうから逆にオープンにして、マスコミから取材依頼があったときじゃなくて、マスコミに取材依頼を逆にこっちから申し込むぐらい、電力と一緒に、それぐらいオープンにするということは今後やっていただきたい。そこで4番目の質問に関連してきますので、次はガス事業を展開していくということですので、ぜひこれは、今回はもう議会が優先的で、この話を聞きたい、どうですか、設定できますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、答弁したいと思います。

ガス事業計画については、十分これから事業説明は可能です。ただ、村主催というよりも、議会全体でどうしていくかということが一番大事だと思いますので、その辺は議長からの要請があれば早目に対応していきたいということでございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 この辺はもう議会はそういう、住民とかかわる部分についてはチェックをしなければならないという義務を

我々は負っているつもりであります。ぜひオープンにして、その辺は我々がチェックできるような体制をとってほしいと思います。もしこれとらなかった場合は、我々議会でやりますから。別に当局に声を通さなくても、議会事務局であるとか、議員の個人的な職権でも十分調査は可能だというふうに考えておりますので、その辺はあしからず御了承いただきたいと思います。

南西石油、いわゆる沖縄ガスへのルートというのは、これはないんですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたしたいと思います。

先ほどおあげいたしました図面のほうをお開きいただければと思いますが、ちょうど黄色いラインで、塗ってありますが、沖縄プラント工業から中城ポンプ向けに行くラインが沖縄ガス供給ルートであります。それについては前に直接、沖縄電力の吉の浦火力発電所から直で西原方面までの行くルートは皆さん前の議会で示されていると思いますが、今回、12月に入って、沖縄電力から新たに、沖縄電力単独でガス供給事業を起こすということがありまして、このラインが、現在、沖縄綿久さんと調整をして、沖縄綿久さんまでのルートを提示されているところです。沖縄ガスのルートについては、国道に出まして和宇慶を通りまして、それから琉球大学の南口、西原口のほうの我如古寄りのところにタンクがあります。向こうに供給するという前回の説明だと認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 では、南西石油での精製ではなくて、直接沖縄ガスのタンクのほうに行くということですね。わかりました。じゃあ、それも含めてぜひ優先的に、順位は議会をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 (1 5 時 1 3 分)

平成25年第7回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	平成25年12月13日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年12月18日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年12月18日 （午後2時38分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	宮 城 重 夫	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	教 育 総 務 課 主 幹	喜 屋 武 辰 弘
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄		
健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治			

議事日程第4号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。10番 安里ヨシ子、一般質問を行います。

最初に防災計画について。

東日本大震災からはや3年、甚大な被害を与え現在も仮設住宅での生活をしている人たちがいます。沖縄本島の東海岸でも広い範囲でマグニチュード8.3で、20mを超える津波が発生すると予測されています。実際明和の津波で1万人近くの犠牲者が出たと言われています。それを教訓に私たちはあらゆる災害を想定し体で覚えていくことです。特に支援を必要としている人たち、障がいを持っている人たちや高齢者などの避難や訓練を真剣に考えていかなければならないと思いますが、それについて、中城村ではどのような支援を考えていますか。村内には、地域活動支援センター睦とキラリがありますが、そことの連携はどうなっていますか伺います。地域とのつながり連絡はどのようになっているか。例えば民生委員、ボランティアや、赤十字奉仕団、婦人会など、その他ですね。

に自主防災組織をつくれとおっしゃいますが、どのようにつくればよいのかわからない人たちもいて、村がたたき台をつくって指導すべきではないか。各字の防災マップを作成する考えはないですか。に、避難道路の整備については、各字の自治会長や有志の方々と話し合い、昔使っていた里道やその他のあぜ道とかそういったものをマップに記し整備を進めてほしいと思います。

大きな2番目に、老人センターには社会福祉協議会の事務局が入っていますが、床は亀裂が生じ、床の上で少しジャンプをしたらぼこぼこ音がする。職員の話では、床下は空洞になっているのじゃないかとの話でした。建てかえの計画をなされていますか、伺います。番目に、老人センターが防災マップの中で避難場所に指定されていますが、耐震度調査などを入れて指定をされているのか、以上について伺います。

議長 比嘉明典 村長、浜田京介。

村長 浜田京介 おはようございます。安里ヨシ子議員の質問にお答えをする前に、安里ヨシ子議員におきましては、このたび法務大臣表彰、まことにおめでとうでございます。多岐にわたるボランティア活動、非常に心から敬意を表します。これからどうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをします。

大枠1番の防災計画につきましては、につきましては総務課と福祉課。、につきましては福祉課。からにつきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうで大枠1番の防災計画全般につきまして、東日本大震災を経験いたしまして、もうはや3年ということになります。確かにわが村におきましてはなかなか危機意識の浸透が難しく、非常に私としてもやきもきしているところでありますけれども、自主防災組織の結成も含めて、来る3月11日、年明けの3月11日にはもう、東日本大震災から満3年になるわけですから、そういう意味でも村民に対して意識づけをするための、例えば防災訓練だとかあるいはシンポジウムだとか、そういうのを少々、大々的にと言いますか、誰もが参加できるような形でやっていきたいなと思っております。詳細につきましては、また総務課

のほうでお答えをさせていただきます。それに向かって頑張っていこうと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 安里ヨシ子議員の防災計画について から 、 、 についてお答えをしていきたいと思っております。

東日本大震災から3年ということになります。弱者についての避難についての、どういうふうな支援をしていくかという御質問ですが、災害が起きるおそれがある場合に避難準備情報というのがございます。それは避難勧告の前に準備情報を流します。要するに弱者については、避難に時間がかかるということで。準備情報を流します。高齢者や障害者、それと避難開始を呼びかけ、その他については避難準備を求めます。奥間自治会での避難訓練、去った6月2日だったと思っております。そのときにも避難勧告を発令する前に要援護者の家族、自主防災会、避難誘導班の安全確認の上、要支援者の避難支援を行っております。今後の課題といたしまして、福祉避難所の整備、避難所へ通ずる避難ルートの整備が必要だろうと思っております。

について、自主防災組織についてですが、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域を自分たちで守ろうという連帯感に基づき自主的に結成する組織であります。災害時には、災害による被害を防止し軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う組織でございます。平成23年度以降、事務委託者会において必要性の説明を行ってまいりました。防災会の設立に向け、規約、組織体制、防災計画、助成金等について勉強会を行い、平成24年12月9日には奥間自主防災会が設立されております。

番についてです。各字防災マップについては作成をしておりません。防災マップについては各自治会のヒアリングの実施をして、村全体

の防災マップを作成しております。

の避難道路の整備についてです。自治会からの一時避難場所、道路の要望等を踏まえ防災計画に位置づけてないと整備することはできませんので、その辺は検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは、安里ヨシ子議員の質問にお答えいたします。

防災計画の の中で、障害者等についてですけれども、障害を持っている人たちや高齢者の避難については福祉課のほうで要支援者台帳の整備を進めております。支援してくれる人の確保や個々の避難場所の周知を行って、日常的に防災の意識を高めていきたいと考えています。また、村内の老人福祉施設、あるいは障害福祉施設においても避難訓練などの実施をお願いして、日ごろから防災の意識を高めてもらっております。

のほうでは、地活の睦とキラリがありますけれども、両施設とも社会福祉協議会のほうで管轄しているところではあるんですけれども、年間計画の中で避難訓練、避難場所の確認をやって、実際にそういう活動を進めております。

次に のほうでは、民生委員のほうに要支援者の把握とか、災害時の避難、あるいは安否確認などの活動を進めていっておるところであります。そして赤十字奉仕団や自治会長会へも防災学習会を現在実施しているところあります。あと2月も予定しております。

大枠2番の老人センターの建てかえですけれども、現在は特に建てかえの計画はありませんけれども、修繕箇所があれば対応しているところあります。

の中では避難場所に指定してはありますけれども、そのための耐力度調査は行ってはおりません。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 幾つか福祉課長のほうからお答えをいただきましたけれども、もちろん社協で避難訓練をやっているのを私も見ておりますけれども、役場の職員が見当たらないと。社協だけでその避難訓練をやったとしても、システムづくりをやっているのを私は見ましたけれども、社協任せでいいのか。本当にこの1人が靴をはくのに時間もかかるし、何をやるようとしているのかというのわからないし、いちいち一人一人、どの職員が誰をちゃんと誘導していくということで、計画も立てられてはいますけれども、何せ限られた職員の中で、そういったものをやるには大変な労力が要すると思うんですよ。それで社協の責任というか、管轄は福祉課ですので、福祉課のほうが進めないと、本当に限られた職員であれだけの人たちを誘導するのに本当に大変です。その場に老人クラブの人たちが居合わせれば、その人たちも一緒に誘導して行かないといけないというものもあって、福祉協議会としては、かかわりが多く自治会長とかかかわりとか、ほかの施設とかかかわり、ボランティアとか、赤い羽根募金の委員とか、評議員とか、そういった人たちも集めて、議論してそして計画を立てて、ルートも決めて、そのシステムづくりもしてから避難訓練をやってほしいと思っております。

自主防災組織をつくれと皆さんがおっしゃっています。もちろん奥間は自分たちでつくっておられますけれども、それが字だけでやるとしたら、やっぱり一過性のものになってしまうんじゃないかと懸念も、あると思うんですよ。だから各字で昔からいらっしゃる人たちも集めて、どこにどう逃げたらいいのか、どこは行きどまりだとか、そういったものも含めて、避難ルート、そういったのを決めてほしいと思うんですけれども、役場の職員も忙しいかと思うんですけれども、各字を回って、ここの有志の方々、

自治会長を含め、それを話し合いをして、また話し合いだけでは何ですので、たたき台をつくってあげて、そこにどういったものやるといふ、そういうことはできないのか伺います。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

そうですね、福祉協議会も福祉課の管轄の分でありますので、当然かかわるべきだというふうに思っています。ただ、現地での訓練とか、それについては現地で十分いる陣容でできる体制をやってもらう。福祉課が何か協力する分はまた連絡をとり合いながらバックアップもやっていきたいというふうに考えております。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

防災マップについて、村の役割として、村全体を今作成しております。各字の避難道路等については、各自治会、有志の話もございました。各自治会長を初め、有志の方々が自分の地域は自分たちが一番よく知っています。そういう中で避難場所という部分、避難道路という部分を各自治会で考えながら実施もしていただきたい。そういう中で、村の手助けが必要であれば、村のほうも一緒にやっていきたいというふうに考えております。

組織についてですが、組織についてはこれまで東日本大震災の後、自治会長を中心に要請をしまっていました。村長も直接、四、五回要請もしております。そういう中で、以前から話しているんですが、北上原、それからサンヒルズ、奥間自治会、その3カ所を説明をして、全体の説明会も事務委託会終了後にやっております。そういう中で奥間自治会が先に手を挙げていただき、規約の整備から事業計画等を含めて3度ぐらい説明会を実施して設立になっております。

規約、計画書、たたき台はございます。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 やっぱり、各字に向いてやるということは、この地域の人たちが地域のことをよく知っているし、それをぜひつくってほしいと思います。

また、村のほうに障害者とか寝たきりの人とか、その要支援の人たちの名簿を出してくれと言っても出さない人もいますので、個人情報とか何とかということで、だけど各字でやったらできると思うんですよ。どこの誰は寝たきりだよと。どこの誰は障害を持って、知的障害とか身体障害とか、要支援の人たちをよく知っていますので、その名簿づくりもあわせてこれ、やってほしいと思います。

この前の社協に聞いたら3回ぐらい地震と、台風と、津波とそういうふうな感じで、訓練をやっているんですけども、やはり役場の職員がもっとかかわってほしかったなと思って、見たら一般の人がそんなにいなかったし、老人クラブの人が何名かいたということで、これでは対応できないと、災害があるときに対応は難しいという、今からだと思ってしまうんですけども、もっと連携をとって、やってほしいなと思っております。これは新聞に掲載されているのを引用するんですけども、宮城県の石巻市で、大川小学校で地震発生から津波到来まで50分あったけれども避難ができなかったと。それはなぜかと言ったら、指定されていた避難所が、そこに隣近所の人たちがたくさん押し寄せて来て、2時避難先を決めるのに手間がかかったと。混乱の中で対応がおくれたということで、全校生徒の7割が死亡したとありました。もう一つは、岩手県の釜石市では、釜石の奇跡と言われているんですけども、2,900人の児童生徒のうちの死者が5人とどまったと。釜石では津波防災教育に力を注ぎ、毎月避難訓練をしていた。それを見るといかに日ごろの訓練が大切かということがわかると思います。要するに実践ですね。何回も実践をする中でそれが身について

いって、そして災害が起こったときに、自動的に子供たちはもう頭の中にたたき込んでいますので、そこにパニックが起きない、そういうことになるんじゃないかと思います。それで、この地域のネットワークづくりと、その防災教育、福祉教育が非常に大切だと思っています。福祉課のほうでもこの前、漁港のほうで講演があって、私も聞きに行きましたけれども、この先生方のお話を聞いていても、地域との連携、それが大変重要だとおっしゃっておられました。特にその要支援の人、障害を持っている人たちは自分が危険にさらされている、そういった感覚が乏しいわけですよ。それで、そういった人たちはどうなるのかということ、みんなで討議して社協任せにしないでほしいと思っておりますけれども、課長、今後、そういった地域とのつながり、それをどのように計画しているか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

現在、要支援者の台帳を確保しているところですが、今後も確保と同時に、避難場所の準備、支援してくれる人の確保が一番大事だろうというように思っています。そういうときには、寝たきりとか、障害者もありますけれども、まず家族の中で、ちゃんと連絡したら避難をしてくれる人を第一登録しております。それから、そこら辺で手が足りないところは民生委員さんとか、自治会長さんとか、あるいは隣近所の人が支援してもらえるような情報を今集めているところであります。そういう形で、今個人、個人については、そういう対策をしています。組織を挙げての施設については先ほどもありましたけれども、特に社協については障害者が集まる場所等々もありますので、その訓練のあり方も福祉課も一緒に検証していきながら、その避難ルートについても福祉課も一緒に検討を加えながらより迅速に対応できる体制を整えてまいりたいと思います。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 福祉課が一步踏み出していることに対しては、私は非常に喜んでいて、今こういった質問をしないといけないなというようなことを感じました。

そこに参加者がちょっと少ないかなと思いはしましたけれども、やっぱり危機意識がないのか、取り組みが遅かったのかということはわかりませんが、村民の危機意識がいまいちと言うか、ないような感じを受けて、ぜひとも村を挙げて、村長さんもおっしゃっていましたけれども、村を挙げて防災教育に取り組んでほしいと思います。この前の講演の中で、平时に支え合い、災害時に助け合える地域を目指してということでの研修会でした。この先生方がおっしゃるには、要望があればどこへ行っても協力しますよというお話でしたので、防災教育に取り組んでいて、防災に対する意識を高めていく必要があると考えました。非常にわかりやすい講演でよかったなと思っております。

この防災マップですけれども、これいろんな津波とか、いろんな災害がありますので、何を根拠にやっているのかわかりませんが、その避難場所、これ津波の何メートルを想定してつくってあるかお答え願います。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 津波については、レベル1、レベル2というのが定められています。レベル2については、下地区については5メートルの地区については浸水する可能性が出てきます。そういうことで、レベル1については30メートルの地点まで防災マップのほうでは線引きをしております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 それで、避難場所の件ですが、吉の浦会館とか、村民体育館、北浜なんか北浜の公民館なんですけれども、これで大丈夫なんですかねと思って。台風時にはよ

ろしいんですけれども、そこに避難しても。この大学の先生も、津波は沖縄にも来ると考えられるということで、書いてありましたので、もし津波が来た場合に、やはり北浜のその避難はどこにするかとか、久場とか、もう海拔1メートルぐらいですよ、久場なんか、1メートル、2メートル。北浜もそれぐらいだと思うんですよ。ゼロメートルという話もありますけれども、そこは津波を想定してはないんですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

今レベル2の避難指定場所が赤になっています。赤は上地区、南小学校、それから北上原分校跡地ですね。それと登又公民館、新垣区民館、北上原区民館となっております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 久場と泊については、また改めて防災計画を、電力もありますので、それはまた改めて皆さんで考えてほしいと思っています。久場は2メートルか、1メートルぐらいしかないと思いますので、津波に対応するには、非常に難しいと。特別にというか、電力も含めて特別につくってほしいと思っております。

老人センターのこの床、亀裂が入っているとかぼこぼこするとか、そここのところを見たことがありますか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

老人センターの亀裂については、以前から亀裂の要素があります。調理実習室のところのほうにラインが入っていて、上のほうはカーペットがずっと敷かれていまして、少しずれているなという部分で確認をしております。床等については年数が結構いきますから、やっぱりあちこちぼこぼこしているというふうに聞いております。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 老人センターって、要支援者の集まる場所ですね、安全な場所、安心の場所でなければいけない状況ですけども、もし津波は向こうは20メートル以上はあるというから上のほうに逃げればいいのかんと思ったりはするんですけども、もし地震があったときに課長さん、どうしますかね。亀裂が生じて、ぼこぼこしているところ、全部落ちるんじゃないかと私は思いました。そうしたら下の、障害の方たちはどんなふう to 逃げるのかなと、やっぱり地震も想定して、ぜひともこのまた耐震度調査を入れて、建てかえの必要性があるかどうかを確認してほしいと思っております。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

老人福祉センターの建物自体が結構長くはなるんですけども、今、具体的な建てかえの計画はありません。村の全体の中での建てかえの計画の中に入れてもらえればというふうなことで取り組みをしていきたいというふうに思います。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 宮城県とかそこら辺のことも頭に入れて、ぜひともこの老人センターの建てかえを考えていけたらと思います。もう本当に喫緊の課題じゃないかなと、前から亀裂が入っていたらなら、余計危機感を持って、建てかえもしてほしいと思います。早目に耐力度調査を入れてほしいと思います。備えあれば憂いなしですので、建設検討委員会なんか立ち上げる必要があると思いますが、それについての見解を。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 それではヨシ子議員のほうにお答えいたします。

まず、基本的に大変厳しい御意見だとは承知しております。老人センターよりも、この役場のほうが建物は古いです。雨漏りをしていま

す。現実的に、今うちの村において庁舎関係においては役場庁舎、老人センターが一番古いです。そういう面において、庁舎検討委員会のほうも今現在走らせていまして、基本計画等についても実施をしておりますので、その計画の中で老人センターと、そのものの機能を総合的にできないかどうかというのを今後、検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村のほうとしていろいろあるとは思いますが、今までの議会なんかで、いろんな運動場の計画とか、サッカーの受け入れとか、クラブハウスの建設とか、いっぱいあるのはわかりますよ。だけれども、役場も古いとおっしゃっていましたが、こちらはみんな健常者ですので、逃げようと思えばどうしても逃げられる。けれど、障害を持っている人たちをどうするのかということが、今度、県のほうでも障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりという条例を決めたわけですね。それも頭に入れて、私たちは中城でどう実践していくのかということも考えてほしいと思います。もちろん庁舎も私たちの、小浜課長ですか、元のあの人が結婚式を庁舎で挙げたときからですので、もう何十年もたっています。ホールですよ、結婚式場のホール、もう古い人間ですので私たちは、もうおさらばかなと思ったりしているんですけども、あのホールに入れきれず、いっぱいで行ったのを頭に鮮明にありますけれども、やはり今の社会福祉協議会のこの施設というのは、下のほうにありますよね、半地下。あれは婦人会事務所とか、私も長いことやっていたので、婦人会事務所とか、もうみんなお下がりですね、あるだけでも幸せかと思ったりしますが、ぜひとも、村民に見える施設、障害者を白い目で見るとような傾向もありますので、本当に睦とかキ

ラリとか、そういったものが村民に浸透して、村民ともに暮らせる社会づくりとは何なのというのをやっぱり子供たちにも問いかけもして、ぜひともこの条例が生かされるような村づくり、まちづくりをお願いしたいと思います。これで質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（10時41分）

~~~~~

再開（10時50分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて13番 仲村春光議員の一般質問を許します。

13番 仲村春光議員 おはようございます。議席番号13番 仲村春光です。通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

大枠1番目、広域火葬場建設について。

中部南地区（宜野湾市、北谷町、西原町、中城村、北中城村）の5市町村で建設を目指している広域火葬場について、候補地を中城村内の1カ所に絞ったとの新聞報道、これは沖縄タイムス12月7日付がありましたが、中城村に決定することになるのか伺います。本定例会の初日に行政報告が村長からございました。その中で11月25日に中部南地区火葬場斎場建設首長会議が宜野湾市役所で構成市町村の首長の会議が行われ、今後の方向性を協議したとの報告もありました。そこで、中部南地区火葬場斎場建設検討委員会で協議されたのはどこまで進んでいるのか、今後どのような協議をしていく予定なのか伺います。

大枠2番、村道整備と橋梁の維持管理について。

村道城跡線の工事の進捗状況と村道若南線道路改良整備の取り組みについて伺います。今年8月8日に若南線改良整備の地権者への説明

会も実施されています。その後に、都市建設課の行ったことの進捗状況を伺います。村内の橋梁の維持管理はどのようになっているのか。以前に橋梁の点検整備が計画されていましたが、その結果を伺います。法定外公共物、里道の管理はどのように取り組んでいくお考えが伺います。以上、御答弁よろしく伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲村春光議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番につきましては詳細は企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番は、都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは、大枠1番の広域火葬場の建設についてでございますが、今議会も、去った議会、あるいは議会中でも定例議会中にもお話しはさせていただいていると思いますが、中城としましては総論賛成で、各論も賛成だということで、大いに火葬場・葬斎場は必要なんだということで進めてまいりました。検討委員会を重ねながら事務方で協議を重ね、そして3カ所に候補所を絞り、そして最終的に検討委員会の中で中城の1カ所に絞りたいということがあって、11月25日に私ども5市町村長が集まって、その検討委員会から上がってきた中城の候補地をどうするかということで話し合いを持ちました。その中でいろんな点数をつけた条件面だとか、いろいろありましたけれども、中城のこの候補地が一番いいだろうということで、どちらかと言うと私のほうが中城が受け入れる側ですので、中城さん、大丈夫ですか、みたいな意味合いもあったかとは思いますが、私どもとすると、これは場所がどこになる必要があるものだということが最初からありましたので、検討委員会で絞られた地域については、じゃあ私どもでやっていきましようということで、その中では方向性が決まった

ということです。1つの候補地に絞って、じゃあここで建設できるかどうか。それをまた一緒になってやっていきましょうということが決まったということで新聞報道にもあったとおりでございます。これから手順を踏んでしっかり地権者の問題、地域の問題、いろんなコンセンサスも得ながら粛々と進めていきたいという方向性が決まったということは、今議会でも報告はさせていただけると思います。今後につきましても詳細は企画課のほうからあると思いますけれども、今後もしっかり中城はイニシアチブをとって推し進めていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

広域火葬場建設地につきましては、今村長から答弁があったとおりでございます。今後、地権者並びに地域の説明会等を進めながら地元の合意、施設規模、事業費の精査、財源の確保など詳細に検討を重ねた上で計画地の最終決定ということになると考えております。

次にですが、建設検討委員会での協議の進捗状況でございます。建設検討委員会の設置目的としましては、1つ目に火葬場・斎場建設に関する諸計画の立案等に関すること。2つ目に建設候補地の選定に関すること。3つ目に火葬炉の選定に関すること。4つ目に建設後の管理運営方針等に関すること。以上の4つでございます。1番目の火葬場・斎場建設に関する諸計画の立案等につきましては、本年7月末に基本構想、基本計画を策定しております。2番目の火葬場・斎場建設候補地につきましては、先ほど村長から答弁があったとおり進んでおります。今後、計画候補地が決定した場合には火葬炉の選定、あるいは管理運営方針等を検討するものと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲村春光議員の大

梓2の村道整備と橋梁の維持管理の から についてお答えします。

の城跡線の進捗は25年12月末で土地買収が85%終えています。工事の進捗としては40%進捗し、平成28年度完成を目指しています。それと村道若南線の進捗については、現在90%の同意を地権者よりいただいています。平成26年度より、実施設計と用地測量を行ない、平成27年度より用地買収を進めてまいります。

について、平成24年度橋梁の点検を実施しました。今年度はその点検に基づき橋梁長寿命化修繕計画を策定しています。今後はその計画に基づく修繕を実施してまいります。

について、村には多数の里道、水路敷が点在しており、通常これらの法定外公共物について、維持管理上の機能回復や整備を村が行うことは基本的には行っておりません。しかし、災害対策避難路や必要な排水路整備をしていくように、今後法定公共物を有効に活用していくことも視野に入れて計画しなければならないと考えられるが、通常は整備については受益者の負担により法定外公共物加工承認申請書の許可を与えています。ただし、不法な占用や使用等により本来の里道の機能を阻害している場合には、管理者として指導を行っているところです。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 ただいま村長からも、それから各課長からも答弁ございましたけれども、1点目から順を追っていききたいと思います。が、広域火葬場建設については、これは、。あわせての質問となると思いますのでよろしくお願ひします。

建設検討委員会で構成市町村から15の候補地を選出して、その中から3候補地へ絞り込み、さらに1カ所に絞り込んだと。その1カ所が中城村内の候補地となったということですね。絞り込まれた候補地はどこですか、今の段階で建

設場所公表できるか。特定の場所でなくてもそれは答弁できますか。公表できますか、

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御承知のとおり、実は候補地が絞り込まれたという段階でございます。決定ではございませんので、決定は当然地権者の同意、地域の同意、コンセンサスが必要になります。ここで、場所がここだということになりますと、その手順が逆になってしまいますので、まずその手順を踏ませていただきたいということでお察しいたきたいと思います。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 手順の都合で公表はできないというふうな答弁でしたけれども、私も含めてほかの方々も新聞を拝見して、それで中城村に決定したというふうな感を受けているんじゃないかなと思ひまして、皆さんは首長、あるいはそれと検討委員会の皆さんは場所はわかっていると思います。ただ言わないだけで、それわかっていると思いますけれども、だからその候補地はいわゆるこの火葬場、それと斎場も一緒に、斎場建設もできるような状況になっているのかどうか。これは検討委員会の皆さん、あるいは検討委員会でも構成市町村ですので、その市町村の中での協議の結果、こちらがいいというふうになったと思うんですけれども、それが総論、各論も村長は中城村がいいというふうなことが答弁されましたけれども、私も総論としては近くにあったほうがいい。これは誰しもが火葬場お世話になるわけですね、一度は。これはお世話になるわけですから、近いほうにあったほうがいいと思いますけれども、それで建設場所のところ、地元になりますと、やっぱりいろんな懸念される要素が出てくると思うんです。それで皆さん、どこになるのかなというふうな関心を持っていくものだと、そういうふうな思います。それで、今の段階で公表で

きますかということをお聞きしましたけれども、公表できないということでありますので、そうしますと1の質問もこれで終わってしまうのかなと思うんですけれども、でも検討委員会はまだあるわけですから、検討委員会の件について伺っていきたいと思いますが、建設検討委員会で各市町村から15の候補地が挙がっていたというふうに答弁されましたので、この候補地、各市町村ごとの候補地はどうなっていたのか、その内訳は公表できますか。例えば宜野湾市、北谷町、西原町、中城村、北中城村のこれ何件、何件で、それで中城村は何件入っていたのかが知りたいので、その件をお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず、北谷町が2候補地です。北中城村が2候補地、西原町が1カ所、宜野湾市が6カ所、本村が4カ所を候補地として挙げておりました。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 各市町村の候補地が挙げられましたけれども、中城村は4候補地ということになりますと、結構中城村には候補地がたくさんあったわけですね。この面積も狭い中。それだけ皆さん検討委員会が中城村に建設してもらいたいということのあらわれかなとも思いますけれども、この件はじゃあ、中城村に絞られた要素、あるいは条件とはどのような点が評価されて、最初3点に絞られましたね、その3点はこの中のどこだったのか、これも御答弁お願いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

3候補地につきましては、本村から2候補地、北中城村から1候補地でございます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 中城村は2候補地だったということですがけれども、この2候補地

から1候補地に絞られたということでありますが、その場所は特定に場所は聞きませんから、住宅地から離れたところですか、それともまた住宅地が近いのか、あるいは高低差があるところか。候補地を引き出そうということではないので、住宅地から離れているのか、それは山手のほうなのかということでもいいと思いますので、その辺を。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

そもそも候補地を挙げたものも、もちろん住宅地からはなるべく離れていて、それでいて土地が生かされるものですね。地主さんにとって、今現在、ほとんど使われているような状態ではなくて、ということは今回、その火葬場・葬斎場建設ということになりますと、もちろん土地の買い取り、借地にしろ、この地主さんのメリットになるという部分をまずい1点目に考えました。そしてその地域がそれによってももちろん大きな影響を受けないということが、それが1つと。そして一番大きなものは、火葬場だけではなくて、葬斎場を必ずやりましょうということで企画のほうにも話をしていたんですが、運営形態は別にしまして、やはり中城は特に自宅での葬斎が多いものですから、やはり負担が非常にきついものがあると、最近では地域の方々もお昼にいらっしゃるという方は高齢者の方が多いですから、やれ準備するものも、地域で準備していきますので、非常に負担が多いという話をもうあっちこちからよく話を聞いていたもんですから、その負担を軽減する意味でも中城で葬斎場も持ちながら、これは村が運営という意味ではなくて、葬斎場があって火葬場があるということは住民の負担の軽減にもなるんじゃないかという考えから候補地を挙げさせていただいて現在に至っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 村長の答弁からしま

すと、やっぱり私もそれは同感のような気がしますね。火葬場だけじゃなくて、隣接して葬斎場も建設するとなると、皆さんこういうのはいい考えじゃないかなというふうに思っていると思います。今、南上原に相当の高層アパート、マンションとかできていまして、その家庭で葬斎をやるというのがもう少なくなっておりますので、葬斎場が併設されるということになりますと、地域にとっては歓迎されることだと思いますね。今、その利用される方々は遠くまで、南は豊見城、あの辺まで。あるいは北は、うるま市、それよりもまだ遠くまで行ったという話もよく聞かれますので、近くにあると皆さん喜ばしいことだと思いますが、ただ候補地の件で、地権者とのこれからの協議があると思いますし、地権者あるいは地域住民との協議も必要になってくると思いますので、そこところは頑張っていたきたいと思えますけれども、じゃあ、検討委員会の進め方ですけども、今後地権者及び地域の説明会、地域の合意を得ていく計画とのことですが、まず地権者への説明会から始まると思えますけれども、日程等を今考えておりますか、それともまたこれが説明会も終わって、最終決定はいつごろになるのか、それをお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

新聞にもこのように報道されていますので、できる限り早い説明が必要であるというふうなことで認識はしております。年明け、あるいは2月、遅くても3月、年度いっぱいには説明をしていきたいと考えております。

来年度中には候補地の決定には至るものと考えております。ただし、地元の合意が優先ですので、地元の合意があって初めて計画候補地の決定というふうなことになります。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 それでは、これを聞

くのはちょっと早いかなと思うんですけども、新聞には当初は2015年度を目指していたが、2017年度以降にずれ込む見通しであるというような報道をされておりましたけれども、建設計画予定年度は何年度になるのか、稼働時期は検討委員会で協議されたか、されたと思うんですけども、それで新聞もこう書いたと思うんですけども、確認のためにその点をお伺いします。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

計画候補地の決定につきましては、来年度中にはというふうなことで先ほどお答えいたしました。27年度につきましては、一部事務組合の設立、それに向けて、それと用地取得、あるいは基本設計、測量及び土質調査の予定でございます。さらに平成28年度は都市計画決定、実施設計を予定しているところです。それから29年度から造成工事を始めまして建設工事を開始し、平成31年4月の供用開始の予定でございます。当初平成29年4月というふうなことで予定はしておりましたが、平成31年4月になる見込みでございます。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 やはり相当な年数を要するわけですね。そうしますと、私たちもそこにはないと思いますけれど、火葬場につきましては、候補地の近くの住民にとっては関心のある問題だと私は考えますが、建設には総論は賛成でも自分の住んでいる近くには建設はしてほしくないと思う方もいるかと思っておりますけれども、私だけでしょうかね。ですので、今後当局は村民に対し十分な説明をして御理解をお願いしなければならないと思いますので、その点はぜひ、斎場までの実現をして頑張っていたきたいと思っております。この件はもう、答弁はこれ以上は引き出せないと思っておりますので、この件につきましては終わります。

次は、2点目の村道整備と橋梁の維持管理について再質問いたします。

村道城跡線につきましては、課長が答弁したとおり順調に工事が進んでいると思いますので、この件はいいと思いますけれども、ちょっと聞かせてくださいね、土地の買収も、もう85%の進捗状況であると、あと15%の土地がまだ買収を終わっていないということでもありますので、そこを頑張っていただければと思いますけれども、15%この方々の買収は可能かどうか、またあと1件、一部の箇所で地権者の言い分があったところがありましたけれども、その箇所は工事に支障がないのか、迂回してやるというような話もあったんですけども、これは解決済で、この件はスムーズよくいくのかどうか、それだけお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

用地については2名の相続権の問題でまだとまっている部分があります。いずれにしても相続に関しては、今関係者を全部集めて早目にできるように努力しています。それと、最後のほうの上のほうの地主と法線の問題でトラブっているところがありますけれども、その件については今回、詳細設計の変更設計をやっていきますので、その辺で取りつけをしていこうと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 じゃあ、城跡線につきましては、進捗状況もよい状況でありますので、そちらは省いていきまして、村道若南線の改良整備について伺っていきます。今年の8月8日に地権者への説明会を新垣公民館で行っていただきましたけれども、あのときは出席者が少ないように感じましたけれども、地権者の何パーセントぐらい出席してましたか、わかりますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 公民館の説明会で

は53%集まっていました。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 そのときには53%、じゃあそのときに同意やられた方々も結構おりましたので、課長は先ほど答弁では90%が同意をしていらっしゃるということですので、ということは説明会の後に個別に、その地権者を訪問して、同意書を得たということになりますよね。同意書がまだの地権者はあと10%。改良整備に反対ではないと思いますけれども、残り10%の同意を得られる可能性はあると課長は考えておられますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地権者が42人います、38人の同意を得ています。あと4人残っていますけれども、1人は所有者がわからないと、行方不明。子供たちはいます。それが1人います。あと2人については潰れ地の面積が出てから判こを押すというふうに言っています。もう1人は近いうちに土地を譲るから、その譲った方に同意をもらってくれというのが、今の印鑑の4名の印鑑漏れです。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 そうしますと、あと10%にちょっと問題のところがあるような気はしますけれども、でも、このまだの4名の方に反対ということではないですよ。反対とは言っていないわけですから、課長、あるいは職員の皆さんが、お話してくれば同意するのはもう、これ可能性はあるわけですね。ありますね。答弁よろしいです。

それでは、皆さんはぜひ十分説明して、これは100%同意が得られなければ事業は進められないという事業だと前に聞いておりますけれども、こちらもそうなんですか、新川線の場合もそうでしたけれども、その点こちらも今の段階で事業を進められていけるのか、説明した事情

のある方々の、これ説明すれば事業を進められていけるのかをお伺いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路整備については、今国・県の補助をもらってやっていますけれども、国のほうとしても基本的には100%同意をもらいなさいというのが基本ですので、あと4名については次年度、来年度の補助金交付申請までには同意をもらってですね、補助金交付申請をしたいと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 これは平成26年度より実施計画と、用地測量も計画しているということですので、課長の指示のもとで担当職員は全力を尽くしていただきたいと要望いたします。前回の新川線のように延期になったら期待していた村民もがっかりすると思いますので、頑張ってください。課長、あなたならきっとできますので。この件は以上で終わりにして、次に進みます。

の橋梁の維持管理について、この橋梁の調査については先ほども答弁ありましたけれども、平成24年に橋梁の点検を実施して、今年度はまた橋梁の長寿命化修繕計画を作成していると、最中ということでもありますけれども、その計画に基づいて修繕を実施すると、課長が答弁しましたので、そこで次の点を伺います。策定は現在でき上がっているのですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 整備計画はできています。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 この橋梁の件について伺いますけれども、中城村には高速道路が走っていますけれども、その高速道路の上には橋がかかっているところがあります。その橋の点検ももちろん対象になったと思いますが、間

違いはないですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

中城村には57橋の橋がありまして、高速をまたぐ橋は4橋、2橋が車道、2橋が歩行者専用の橋です。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 私もそれは承知しています。高速道路にかかっている橋は、車両が通れる橋2本、それと歩行者専用の橋が2本、これは私も見ておりますけれども、それで車道としての橋は大丈夫だと思うんですけども、この歩行者専用の橋、2本、今後どのように管理していく考えなのか、これは山川橋と、石畳橋というふうに名称もつけて地元の方々が利用してありましたけれども、現段階ではどのような状況になっていますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

山川橋と石畳橋について調査は行ってまして、この橋は昭和62年度に村のほうに帰属され維持管理をしています。NEXCO西日本沖縄高速事務所からも再三にわたって耐震補強工事をお願いされているところです。しかし、単費で2つ橋を補強するのに2,200万円かかることから改善できない状況であります。村としてはこの2橋については、現場状況からも地域住民等が使っていない、利用していないと思慮されますので、今後は地域住民等とも話をして、将来の維持管理をかんがみても必要がなければ撤去していけたらなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 今かかっている歩道橋は、1カ所は余り使用されていないという、私もそこを通るたびに見ているんですけども、またそういう状況にありますね、使っていないような状況です。課長が言うように老朽化して、あと地震、先ほどもありましたけれども、琉大

教授が沖縄にも大規模な地震が発生すると想定している方もいらっしゃいますので、地震があった場合にこの橋が持つかという懸念されますので、使用しなければ撤去してもいいかなと思うんですけども、1カ所は私はちょっと調査に行ったんですけども、石畳橋、あのほうは付近の住民の方が、時々私たちそこを利用しているよと、そこにつながる里道があるんですけども、その里道も草刈りもやったりしているというふうな話をしておりましたけれども、だからそこは、村がどういうふうにするのか、ちょっとまだはっきりしていないということは伝えたら、できれば残しておきたいというふうなあれですので、両方で2,200万円、1カ所で1,100万円、これだけの予算をつぎ込んでそれで住民が有効に利用できるのか、あるいはまたこんなたくさんの金を使うんだったら撤去したほうがいいのか考えるのか、そのところがちょっと微妙なことなんですね。あったものを撤去するのか、それともまた利用しているのを、これからそのまま利用させるのかの考え方なんですけれども、たくさんの方が利用していなくても、これだけ予算をつければこれからも利用できるとなれば、それは残したほうがいいんじゃないかなという気もしますけれども、そのところは私だけの考えではなく、その地域の住民の方々にもよく説明して、それでこういう状況になりそう。よそのことを言わなくてもいいですよ。あなた方ずっと使用するとか、使用されていますかというふうなあたりの、よく調査して、話し合って、それで決定していただきたいというふうに思います。なくなったために不便を感じたということになると、また新設というのは到底無理だというように考えますので、そのところはよく相談してください。その件は以上で終わります。

次に、法定外公共物、里道の管理についてですけれども、課長もいろいろ答弁されましたけ

れども、今里道にはいろいろ状況が異なるところが結構ありまして、私が質問したいのは、今、不法占用というようなもんじゃないんですけれども、使われていない里道を地権者が無断というか、前からそういうふうにご利用している方々がいますけれども、そここのところはやっぱり、今使っていないわけですね。例えば新築の道路に両方切られて、そこだけ残ってしまって、両サイドに自分の土地があってというふうな、そういう状況のところ結構、多々見受けられますので、そここのところを、隣の地権者に払い下げるという方法、そういうふうにも考えられることもないかと思うですけれども、そういうことへの考えはどうか、払い下げて、そうしますと払い下げれば、今里道は税金は入ってきませんね、それを地権者に払い下げると、固定資産税も入ってくるし、そこにまた家が建てばまた税金もあるし、土地の有効利用としていいじゃないかと思えますけれども、課長、その点、どう考えておるかお聞かせください。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時30分）

~~~~~

再開（11時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

法定外公共物は平成15年度から役場のほうで管理を引き継いでいます。その中で、今の質問の中で払い下げのできないかという質問ですけれども、それについては接道している部分の地権者の同意と、あとは自治会長の署名、印鑑等があれば払い下げをして普通財産に戻して売却すると、売却する場合はもう総務課のほうで手続をしますので、払い下げはできます。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 その里道は国から村

に委譲されたその後、売却された例もありますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（11時31分）

~~~~~

再開（11時32分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

里道払下げはあります。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 事例もあるようですので、事例に沿って地権者の方々もぜひ必要であれば、そういうふうにすると思いますので、地権者の方々もそのような事情を知らない方も結構おりますので、役場にこういう相談が来たら、そういうふうに対処していただきたいと思えます。

最後にまとめとして、広域火葬場建設について、村道整備並びに橋梁の維持管理の大枠2点を質問してまいりましたが、広域火葬場建設の件につきましては、村からの説明の前に新聞で報道されてしまいました。多くの村民がこの報道をごらんになって関心を持っているものと私は思っていますので、先ほど申し上げましたが、村は住民に対して、十分な説明をして進めていただきますよう、要望をいたします。

村道整備と橋梁の維持管理の件については、城跡線の工事は平成28年度完成を目指して頑張ってくださいと、こういうふうに思います。若南線の改良整備については地権者の同意も100%得て、来年度事業着手できるような要望をいたします。

最後に、今年の3月定例会で私が提言いたしました北上原旧分校の広場を北上原自治会へ管理させていただきたいというふうな要望をいたしました件についてですけれども、認めていただきましてありがとうございます。区民にかわ



りまして、私から感謝を申し上げます。

またそういった都市建設課の計らいで段差のあった場所に土を入れて整地していただき、広く利用できるようになりましたので、あわせて感謝申し上げたいと思います。欲を言えば芝生までお願いしたいというふうに思いますけれども、そうしたらもう皆さん本当に喜ばしいことでもありますけれども、この辺はよきお計らいをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で13番 仲村春光議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩（11時34分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 こんにちは。たっぷり休養して、腹いっぱいだと思うんですけども、またしばらくおつき合いいただきたいと思えます。6番、與那覇です。これから一般質問、通告書に基づいて行ってまいりたいと思えます。

まず、職員定数について。

過去10年間の職員数の推移はどのようになっているか伺います。村の定数条例では、定数138人となっており、その中で村長の事務部局の職員97人、公営企業7人、教育委員会12人、学校その他の教育機関19人とされているが、今年4月1日付の資料では職員数115人となっている。現在上記各事務部局に何人の職員が配置されているか伺います。部局によっては条例の定数とかなりの乖離があるがその整合性についてどのように考えているか伺います。

2点目ですね、新聞等最近の報道から2点ほど質問いたします。

まず1点目が字誌づくりについて。イ、各地

域で盛んに字誌が発刊されているが、村内では何カ所かで発行されているか。口、各字にはそれぞれ長い独自の歴史があり、できるだけ早目に正確な記録を残す必要があると思われるが、当局はどのように考えているか。八、読谷村において5つの団体の記念誌づくりに基金から計331万5,000円を交付したとの報道があるが、本村においても字誌づくりに助成金を出しバックアップしてほしいと思うがどのように考えるか。2点目ですね。シルバー人材センターについて。昨年11月に設立され1年を経過したところだが、現状など踏まえ来年に向けてどのような活動を期待しているか。口、施政方針の本年度の重点施策に中城村シルバー人材センターに補助金を交付し、シルバー世代の生きがいづくりに寄与しますとしているが、行政としてどのようなバックアップを考えているか。以上、簡潔な答弁を求めますが、特に数字関係がありますので、ゆっくりと丁寧な御答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の生涯学習課、につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠2のシルバー人材センターについて、通告書にもありましたがおり、私の施政方針の重点施策の1つでございますので、もちろんこれからもしっかりと自立できるような形で支援をしていきたいなと思っております。金銭的な部分云々ではなくて、本当に生きがいづくりになり、そして地域の活性化につながるようなそういうシルバー人材センターになってほしくて、私どももしっかりと支援をしていくつもりでありますし、ただ一つ心配なのは、今後気をつけなくちゃいけ

ないのは、民業の圧迫、あるいは雇用の妨げと言いますか、そういうことにならないようなバランスをとりながら、しっかりと関係機関と連絡をとり合いながらやっていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 與那覇朝輝議員の職員定数についてお答えいたします。

平成25年から過去10年間、職員の推移ですが、平成16年が133人がピークとなっております。その後、平成19年度が114名、平成21年から115名ということです。平成25年まで推移をしてきております。

2番の定数条例との人数になりますが、村長部局で派遣職員も含めて86人、公営企業が5名、教育総務課が教育長、主幹を含めて8名、生涯学習課が6名、その他、学校その他職員が10名となっております。

番の定数条例との乖離についてでございますが、定数条例との開きについてはその原因が中城村の集中改革プラン、平成17年から平成22年度まで定数管理によって職員の削減が行われてきた結果であります。類似団体との比較についてですが、平成21年に類似団体との比較をしてございます。マイナス25.43人となっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それでは字誌づくりについての質問に答えていきたいと思っております。

まずイ、現在中城村で字誌が発行されている字は平成20年に作成されました津覇の1件であります。次に口ですけれども、教育委員会でも各字の歴史を知る上で大変重要だと考えております。戦前の歴史、戦後すぐの歴史を知る方々の元気でおられるうちに記録を残さないといけないと考えております。生涯学習課では字誌で

はありませんが、本年度より文化財悉皆事業ということで各集落のあらまし、名所、旧跡、祭祀、戦前の屋号等を調査しまして、今冊子を作成中であります。本年度は泊が完成する予定であります。

続きまして八であります。冊子を作成するには多くの予算が伴うと思っております。助成金が出るかどうか、財政とも協議しながら検討していきたいと考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えしたいと思います。

シルバー人材センターについてですが、大枠2のイと口は関連しますので一括して答弁させていただきます。当該センターは平成24年11月15日設立し、活動しています。平成24年度3カ月間ですが、決算額は収入支出、それぞれ84万2,182円で決算されております。今年度も順調に活動を行っておりまして、10月末現在、受注事業収入の当初計画の201万9,000円の81.5%、164万6,226円で順調に推移しているところであります。次年度も引き続き会員拡大を初め、当該センターの目的である高齢者の生きがい、働く喜び、健康維持、社会参加、福祉の増進などを地域社会の活性化や環境整備に寄与し、自主経営を目指すことを村としては期待しているところであります。村は当該センター事業を支援、これまで公共施設の無料提供、補助金の交付、活動助言、それから公共施設の維持管理、見積もり等のあっせん等を引き続き行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 順を追ってちょっと確認等をさせていただきます。

先ほど、16年が133名、17、18も133名ということによろしいですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。
平成17年、122名です。平成18年度が115名。
すみません、以上となっています。平成19年、
114名です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 全部埋まりましたで
すけれども、ピークが133人ということで、こ
れが過去10年では一番多かった。それから一応
係数の確認、先ほちょっと申しましたけれど
も、この事業部局というのが公営企業というの
以下、現在の課とどういうふうに対応している
かちょっと説明いただけますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 公営企業は水道、上水
道の部分です。以前は施設係と庶務係というの
がございました。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 すみません。質問が
ちょっと舌足らずでして、下の教育委員会、学
校その他の教育機関も含めて、どういう課で構
成しているかお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 学校その他ということ
ですが、以前、学校事務職員、用務員等が図書
館司書という部分で職員が派遣されておりました。
その他の部分で共同調理場がございます。
以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ちょっとよく聞き取
れないというか、意味がわかりにくいんですけ
れども、教育委員会というのは、教育総務課と
津覇、中城の幼稚園という解釈になりますか。
そういうちょっと細かく、学校その他の教育機
関というのは生涯学習課、その他だと思っ
てすけれども、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 先ほどの答弁で抜かし
ている部分がございます。幼稚園ですね、その

他の部分に幼稚園も入っています。学校、その
他の部分です。以上です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（13時44分）

~~~~~

再 開（13時44分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

総務課長 比嘉忠典 答弁いたします。

公営企業、上水道係になります。上下道課に  
は上水道の部分と、下水道の部分がございます。  
下水道は村長部局に入っています、2名です。  
教育委員会、事務局が教育長、主幹を含めて8  
名。生涯学習課6名、あと両幼稚園に2名ずつ  
4名、給食センターが6名です。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ちょっと、先ほど村  
長からありましたように、公営企業は何課。こ  
の教育委員会は何と何、という説明をいただ  
ければ、学校その他教育機関はどことどこ、そ  
うすれば自動的に数字は出るはずですので、今  
の場合、公営企業は上水道、水道のみですね、  
下水は入っていないということで5名でいいん  
ですけれども、教育委員会は教育総務課と、生  
涯学習課を加えるということですか、そしたら  
また合わなくなりますよ。先ほどの現在の配置  
の人数と合わないんですけどね。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 教育委員会の部分です  
ね、教育総務課、生涯学習課の2課になります。  
合計24名になります。教育総務課8名です、教  
育長、主幹を含めて。生涯学習課6名、それと  
学校その他で10名です。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（13時48分）

~~~~~

再 開（13時51分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

與那覇朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 一覧表でつくれば手っ取り早かったかと思うんですけれども、職員名簿というのがちゃんとありますので、すぐわかると思って、こういう質問になりましたけれども、それからしますとこれは定数条例というのを下回っているということで、これは人件費等の圧縮といういろんな観点からいいと言えはいいことですが、この条例には定数138人となっておりますよね。これ以下ということが文言ないんですけれども、この表現自体、定数138人ということで今の現状と問題はないのかどうかをお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

定数条例の138名ということについては上限だというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 議員にせよ、何にせよ、上限が定められて、それ以下であれば、これはいろいろ当時の流れで問題ないという解釈だと思いますけれども、それはそれで結構だと思いますけれども、類似団体の話が先ほど出ましたけれども、類似団体、いろいろ人口規模、財政規模であると思うんですけれども、西原町の定数とか、与那原町の定数とか、資料を持っていたらお願いいたします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの質問の西原町、与那原町については資料は持ってございません。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 通告というのは別です、実際にこういう資料も本当はこの議場には持って来ていただきたいと思うんですけれども、なければ結構でございます。

今、上限は定めているというので結論になりますので、これ以上は非常に難しいところですが、昨日も話がありましたように、財政

逼迫の中、運営から経営へということで、経費圧縮はいいかとは思いますが、他方、住民福祉あるいはサービスの観点から職員が退職をした際に、嘱託やいわゆる臨時で置きかえるということで、今は現在はそういうことで定員がかなり減ってきているかと思うんですけれども、これは現状が適正かどうかというのの判断、これは検討する必要があると思うんですけれども、この件に関してはいかがでしょうか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

ただいまの御質問の件ですが、今後行政運営、効率化及び住民のニーズを図る上で定員管理に努めてきておりますが、今後の問題としても、この住民サービスをやっていく中で定員の見直し等も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

議長 比嘉明典 與那霸朝輝議員。

6番 與那霸朝輝議員 これは非常に微妙というか、バランスの問題とか、難しいトップ判断等も出てくるところではありますけれども、実際、この行政はサービス業という言葉も昨日もありましたけれども、このサービスの質の低下というのが、正職員から嘱託までいいとしても、臨時の人が窓口で対応をしているとかいろいろ昨日も出ましたけれども、そういう意味での質の低下というのが気になる場所ですけれども、そこら辺は今、課長が話されたとおりこれで適正かどうかというのは、以前、行政診断ということもなされたみたいですが、これがどれぐらいの経費がかかって、どれぐらいの効果があるか、そこら辺がわかりませんが、職員を減らせばいいということではないと思いますので、ぜひそこら辺は十分検討していただきたいと思います。今現在、嘱託についての話は出ていませんでしたが、私の持っている資料では平成21年に15名いた嘱託が今年は22名ほどにふえていますので、当然

正職員のかわりということで専門分野等は臨時では間に合わないところもあって、囑託がふえてきていると思うんですけれども、いずれにしてもこういうことが本当にこれでいいのかということは、どの市町村も同じような形だと思っただけなんですけれども、本村もぜひ、職員の適正化という意味で検討していただきたいと思っただけなんです。次に移ります。

字誌づくりということで、先ほど生涯学習課長、いろいろ今取り組んでいる事業の説明がありましたけれども、この文化財何とか事業というものの、ちょっと聞き漏らしていますけれども、もう一度それを説明してもらえますか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

文化財悉皆事業であります。しっかい。全てを調べるというふうな意味です。その事業で、今年度は泊部落のあらましか、名所とか旧跡、あと旧家、門中とかの、あと戦前の集落、あと屋号、そういったのを調査して、今冊子にしようということで、調査はもうほとんど終わっております。これから編集に入りまして印刷ということに予定しています。新年度はちょうどまだこれから予算折衝ではあるんですけれども、調査員をふやして、3部落ぐらいのまた調査して、冊子づくりを今予定しているところであります。以上であります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 さすが、そういう基礎資料というのが非常に大事ですので、こういう字誌づくりとか、いろいろあっちこち発行しているかと思ったら津覇のみだということで、まだまだこれからだなという気をしていますけれども、登又においても、前の議員のころから話は自治会で持ち上がってはいるんですけれども、なかなか具体化していかないものですら、そういう補助金といきなり言うのもあれですけ

れども、はずみがあればということで、こういう質問をしているんですけれども、生涯学習課で先ほどの文化財の悉皆事業というのが進んでいけば、いろいろ各自治会の資料も備わってくると思っていますので、これはぜひ3カ字と言わず、早目にできるだけ取り組んでいていただきたいと思っただけなんです。

この戦前のとか、いろいろわかっているお年寄りがだんだん、減ってくるということに、なっておりますので、そこら辺も余りゆっくりはできない。つくるといときはもう急がんといけないと思うんですけれども、例えば、戦前の中城の航空写真とかそういう資料もあるかどうか、ちょっと伺います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 今、我々が調査している段階では米軍が撮影した航空写真が公文書館のほうにございまして、それを今、泊部落のものは取り寄せて、これは冊子の中に入れようと今考えているところであります。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ぜひ、公文書館とか、これは個人でも調べられないことはないんですけれども、こういう公的な立場のほうで資料収集等。また近々この資料館もいろいろ完成に向けて動いていますので、ぜひそこら辺の収集もよろしく願いいたします。これは実際、字誌づくりというのは津覇がどういう年月かけて、あるいは取り組みしたかいろいろ勉強する必要はあると思うんですけれども、新聞紙上で見る限りにおいてはもう5年がかり、8年がかりとか、非常に時間を有している感じですので、そこら辺はちょっと息の長い作業になりますので、できるだけ各自治会がこれをもちろん主体的に動く必要はあるんですけれども、生涯学習課としてもバックアップのほうをよろしく願いいたします。

では、次に移りますけれども、シルバー人材

センターの件です。先ほど村長からはいろいろ自立に向けて、支援していくという答弁がありましたけれども、もちろんこれは本人たちというか、事務局のほうでも契約関係等、一生懸命頑張っていて、できるだけ行政におんぶというのを早目に抜きたいという気持ちはあると思うんですけれども、現在、先ほど順調に事業は今年度も推移しているということでしたけれども、会員数が現在、9月末私が聞いた範囲では40名程度ですね。これを会員数がふえなければ、いろんな規模の尺度として、会員数とか事業契約金額が一番問題になりますけれども、会員数を倍にしようということで月に一遍、情報交換をしている範囲では、そういう話も出て、理事の皆さんと頑張っておりまして、80名までいけるかどうか、それはわかりませんが、各自治会とかに一生懸命今、依頼している感じです。この会員数なんですけれども、非常に偏りがありまして、安里、奥間、登又、南上原、屋宜、この四、五カ所あたりが4名、5名以上いるんですけれども、あとは1人とか、あるいはもう全然いないところもあって、まだまだ浸透していないなという感じはしていますけれども、そこら辺、これはもちろん組織ですから、当事者、この皆さんが頑張るのが一番ですけれども、そこら辺は自治会長会あたりとかでも呼びかけるなりしていると思うんですけれども、なかなかかどらないということをおっしゃるので、行政のほうとしてもぜひ協力できるところはよろしくお願いたします。

この契約高、公園関係の管理だとか、あるいは県営公園、ダム付近ですね、県営公園の管理とかいろいろ話はあるみたいですので、このまだミスマッチと言いますかね、気持ちの分と、実際の体の動く分がまだうまくマッチしていない感じで、なかなかうまくいっていないような感じもありますけれども、会員をふやして中身が充実すれば行政当局のいろいろ注文にもこた

えられると思いますので、息の長いご支援をひとつよろしくお願いたします。

マスコミ関係ということで2点ほど申し上げましたけれども、最後に関連しておもしろい記事がありましたので御紹介して終わりたいと思います。11日付のタイムスですかね、瑞泉酒造、泡盛の南風原を発売するという記事が出ております。以前、中城でも護佐丸の酒をつくったというのを聞いておりますけれども、このお酒というのは共同開発等何か引き入れるところがあればぜひ、検討してもらいたいと思います。沖縄市、実は酒造会社がないということで誘致したんですね、新里酒造というのが東洋バスの終点の近くにあるんですけれども、やっぱり地元のお酒というのが大きな売りだと思っておりますので、今目下、護佐丸、城跡関係を含めて護佐丸で盛り上げようとしているところですので、こういうのはぜひ、どういう手を打って、以前は商工会が動いてやってみたいですけれども、行政がもうちょっと立ち入ってそういうのもできれば、お酒というのは乾杯とかで必ず使うはずでから、それなりに売れると思いますので、そこら辺をぜひもう一步踏み込んで担当部署の皆さんは頑張ってもらおうよう期待して一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議員の一般質問を終わります。

続いて1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨー、チューウガナピラ。1番 伊佐則勝です。通告書に基づきまして、これより一般質問をいたします。

まず大枠の1番になります。

1点目、御承知のとおり2006年、県議会ですまくとうばの日条例が制定され、9月18日がしまくとうばの日と定められました。しまくとうばは、琉球諸語と言いまして、約6語圏ぐらい

に分かれているんですかね、関心と理解を深め未来に残そうと、去る9月18日に県内初のしまくとうば県民大会が開催されました。県は沖縄21世紀ビジョン基本計画で重要施策に位置づけ、大会日付で普及促進計画を策定したが、本村において、しまくとうばの継承、普及についてどう考えるか伺います。2点目、学校教育においては、教育課程特例校の制度を活用した護佐丸・世界遺産の中城城跡など地域特性を生かした小中学校で全国初となる画期的な郷土の歴史教育の推進計画があり、本年度の予算で琉球史教材研究委託料として1,000万円近くの予算が計上されております。ところで、しまくとうばの普及に関し、県が実施した県民意識調査で学校教育に期待する声が多いとのこと。本村における歴史教育の推進に掲げる、地域を愛し大切に作る心を育みふるさとへの誇りを培い、ウチナーのチムグクルを育てていくことは同趣旨であると思います。本村の学校教育において郷土文化や歴史とともにしまくとうば教育についての見解を伺います。

大枠の2番、広域行政についてでございます。午前中の一般質問で仲村春光議員より質問と執行部からの答弁がございました。私も通告書を出しておりますけれども、質問、答弁と重なる部分がたくさん出てくるかと思っておりますけれども、そこら辺はひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

まず1点目、中部南地区火葬場・斎場の建設の件で質問させていただきます。候補地が村内の1カ所に絞り込まれた経過説明を求めます。

候補地の場所と地域説明会の開催時期について説明を求めます。斎場も併設する計画があるかどうか。今後の建設、稼働に向けての検討作業の工程について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、しまくとうばは教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては、先ほどと同じで企画課のほうでお答えをさせていただきますが、少しだけしまくとうばについて、ちょっとお話をさせていただきますが、私は実は常日ごろから思っていることでありまして、沖縄の場合は文化の継承は非常にうまくいっていると思っております。三線にしろ、歌、踊り。ところが歴史の継承ができていないということで、今回、琉球史のカリキュラムも入ってきました。これもしまくとうばも全く同じで、私自身もそうですけれども、今本当は「ハイサイ」とあいさつをしたかったんですが、その後が続かない。しまくとうば、ウチナーの語源がなかなか継承されていないという面では議員と同じ思いで我々もそれは義務ではないかなと思っております。少し外れた話をしますが、来年1月6日のハツウクシには、中城南小学校の小学校1年生の長崎さくらさんが、しまくとうばであいさつをいたしますので、皆さんそれもまた楽しみにしていただきたいなと思っております。しっかり我々も取り組んでいきたいと思っております。

大枠2番の、先ほどの葬斎場についてですが、少し違った観点でお話をさせていただきますと、決定していること2点、まず、決定というのは私は、村長としてこれを推進していく。これはもうぶれなく行こうと思っております。中城にしろ、ほかの市町村に決まることにしろ、これはしっかり推進して先頭に立ってやっていくというのが1つ。それと、斎場も必ず併設します。これをこの場でお話するのはあれですけども、これは私どもは斎場も必ず一緒にやらないと意味がないと、中城の住宅で葬斎をやるというよりも斎場でなるべくやってもらおうと、もちろんこの金額も安くしてということが、この2点は決まっております。あとは、ハードルとしてク

リアしないといけないのは御承知のとおり、地権者の同意と地域の同意。これが1つ。もう一つは資金的な面です。これが金額も今、最大限に出して40億円という数字が出てはおりますけれども、これが5市町村で、単独で負担できることでは絶対にできませんので、補助金を今こういう形でやっていくかということによっておりますので、ハードルはこの2点だと思っております。あとはもう細かい条件的なものは話し合いで済むものだと思っておりますので、ちょっと違った観点から答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 呉屋之雄。

教育長 呉屋之雄 こんにちは。伊佐則勝議員の御質問に大樫1について主幹から答えさせていただきますが、しまくとぅばについて私もこの沖縄のチムググルの継承ということで、大事だと思っております。詳しくは主幹から答えさせます。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 伊佐則勝議員の大樫1、 についてお答えいたします。

しまくとぅば普及推進計画において平成34年までの10年間を前期、県民への気運醸成。中期、県民への普及促進。後期には県民への定着を目指して、全県的かつ横断的に県民運動を行うとあります。それに呼応する形で本教育委員会でも取り組んでいきたいと考えております。

についてでございます。しまくとぅばは沖縄文化の源流、文化の基層であります。今教育委員会が進めている護佐丸・中城城跡を通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクトは、議員のおっしゃる地域を愛し、大切にすることを育み、ふるさとへの誇りを培い、沖縄のチムググルを育てることが趣旨になります。足もとを一つにしているということにあります。本プロジェクトを推進するに当たり、関連して取り組めるよう検討し学校側と調整を図りながら進めていき

たいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 火葬場・斎場建設についてお答えいたします。

まず、経過についてでございます。11月25日に開催されました、構成市町村長会議におきましては、建設検討委員会におきまして、絞り込んだ3カ所を、最終的に1カ所に絞り込むことができなかったこと、それから基本計画においては、総合評価の一番高かった候補地を仮定し、概算工事費の算出を行ったことなどの説明の後、候補地について市町村長の意見交換を行っております。その結果、構成市町村長からは、1カ所に絞った上で、より詳細な事業費を算出してほしいとの意見が多く出され、候補地としまして中城村内の1カ所に絞られたところでございます。

次に、候補地の場所につきましては、先ほどの村長の答弁もありましたけれども、現段階では明らかにする時期ではないと、そういうふう考えております。

地域説明会につきましては、先ほどもお答えしました、できるだけ早いほうがいいというふう考えておりますが、年明け、遅くとも年度末までには地権者並びに地元説明会を進めていきたいと考えております。

次に、斎場の併設についてでございます。これにつきましても、村長の答弁もございました。基本構想、基本計画の中でも斎場の併設も含めた計画となっております。また、15の候補地を総合的に評価する際に斎場が併設できる程度の敷地が確保できるか。この点についても評価の対象でございました。絞り込まれた箇所は敷地規模等におきまして、併設できる状態でございます。斎場の併設につきましては、各市町村、さまざまな考え方がございますが、今後施設規模、及び事業費の精査、財源の確保など詳細に検討していく中で斎場の併設についてもさらに

議論、検討がなされてくるものと思われま。す。
本村としましては、村内に斎場がなく、また村内では自宅での葬儀が主流であると思われま。すが、葬儀中の混雑を考えた場合、斎場の整備は必要であるとそういうふう認識をしておりま。す。

次に、今後の作業工程についてでございますけれども、これも先ほどお話しいたしました。平成26年度中に地元協議を含め、住民合意と補助制度の検討をしていきたいと考えております。27年度に一部事務組合の設立と用地取得等を行っていき28年度は都市計画決定。実施設計を予定しております。平成31年4月に供用開始を目指しております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは、これより再質問に入らせていただきます。

まず、しまくとぅばの日が条例制定されたきっかけの何かエピソードがあるようでございます。県議団の南米訪問だったとのことですね、そのエピソードが、同行した若い県議にはウチナーグチが流暢に話せない。「ウマリジマヌクトゥバワシリネクニンワシルン」との思いで、移住した沖縄県人の中で言葉の伝統がしっかりと根づいていることに感銘を受けた県議の皆さんが動きまして、移民の歴史をしるばせるといふふうなエピソードから県議会において条例の制定までこぎつけたといふふうな話を聞いております。私たちの世代に記憶があります、いわゆる方言札、例えば黒板には今週の週訓ということで共通語を使いましょうとか、そういうふうなたぐいの週訓があったように記憶しております。そのときにはまさに日本語が励行されていた時代といふふうなことを思い浮かべております。いまや地域に受け継がれてきたしまくとぅばは沖縄文化の基礎であり、その復権に向け、継承、普及推進活動がメディアを含め行政や諸団体、地域、個人などで加速していく感が

します。最近ではテレビでもショートドラマチックですね、こともやられていますし、新聞紙上等では、個人で講座を開いたり、あるいはカルタをウチナーグチ、しまくとぅばでつくったり、いろいろ個々に工夫を凝らしたしまくとぅばの継承、そういうふうな活動をされていることをよく耳にするし、また目にするところであります。

ある識者の話では、今求められているのは廃藩置県以降、同化政策、移民、公民化政策の中でしまくとぅばの失われた130年を取り戻すことであると。方言札に象徴されるように県民みずからも方言の撲滅運動に加担した負の歴史を払拭し、言語復興がウチナーンチュとしての誇りと自己決定権を取り戻すことになると強調しております。しまくとぅばの復権が今の沖縄における政治状況、とりわけオール沖縄、県民の心は一つと相通ずる部分があると感じております。長々となりましたが、村長のそこら辺、所見をお伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

しまくとぅばの大切さの中に沖縄のアイデンティティーもあるというのが私もそう思っておりますし、今の実情も見ますと、やはりウチナーンチュのチムグクル、ウチナーンチュの総意も含めて、やはり大変大切な部分だとも思っておりますし、また継承していかなくちゃいけないという部分もあります。議員がおっしゃるとおり意は同じでございますので、これからもまたひとつよろしくお願ひを申し上げます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 去った11月に中城中におきまして、平成25年度の村の学力推進実践発表会が開催されておりました。その中で言語活動をおして育てる国語の学力といふふうな演題で、地域の言葉、生活の言葉を大切にすると

いう興味深い講話を拝聴させていただきました。那覇市ではしまくとぅばの継承、普及を目的に小冊子、教師用の手引書、それとデジタル版の教材を制作と。小冊子につきましては英語版70ページでフルカラーのイラスト入り。小学校の低学年、1年生から4年生、高学年用として小学校5年生から中学の3年まで、9月に市内の全小中学校の児童生徒に配付し、学校現場で使われるほか、家庭での活用も期待しているとの報道がございました。本村においては、現在、歴史教材の監修中でございますが、このしまくとぅばの小冊子制作についても一括交付金も活用できるんじゃないかと思っております。そこら辺の対応についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えします。

今教材をつくっている最中ですが、その後しまくとぅばの件が出てきまして、どう折り合いをつけていこうか検討はいたしました。今スタートをさせている護佐丸・中城城跡から歴史、文化を学ぶというプロジェクトを進めながらそれにつけ加える形で検討をしていきたいと思っております。また教材ができたら必然的にしまくとぅばがその中に入りますし、意識も高まってくるだろうと思っております。それを踏まえてまた冊子をつくるか検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 そこら辺を前向きに取り組んで行っていただければと思っております。よろしくをお願いします。

次に、大枠の2番になりますけれども、もうほぼ出尽くしてまいりました。実は先ほど議員の控え室のほうでは、もう少し引き出して来いよというようなハッパをかけられておりますけれども、春光議員の質問に対する答弁、先ほど

の答弁をいただいておりますので、それはそれとして了としたいと思っております。先輩議員諸氏の皆さんには申しわけございません。

その大枠2番についてでございますが、先ほど詳細な答弁をいただきました。まとめて二、三点ほど確認させていただきたいと思っております。1つ目ですけれども、今回の候補地絞り込みについては、地元の合意形成や施設規模等の事業費の精査、財源の確保と今後の計画候補地としてももろの検討作業の方向性が示されたと理解していいか、よろしく。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

そのとおりでございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 すばらしい答弁でございます。

2点目でございます。計画候補地の最終決定には、少なくとも地元合意とやはり国の財政支援が必要な条件であると思慮するが、どうか。それにつきましても、先ほど全て村長から直々に答弁というか、お話がありましたけれども、企画課長、よろしく。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

もちろん財源の確保も大切なことではあります。それよりも一番大切なものはやっぱり地元の合意であり、地権者の合意であるというふうなことで認識をしております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 もう答えは先ほど全部村長が出してしまっていて、質問するのもあれなんですけれども、財源確保のため、構成5市町村の首長が当初計画を共有し、補助金獲得の要請行動等が実を結ぶことを期待し、村長の所見を伺って一般質問を終わります。よろしく。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

火葬場・葬斎場建設については、当然肅々と進めると同時に、必ずやり遂げる、気構えで、中城は先頭に立ってやらせていただきますので、どうぞ議員各位の皆様の御協力も仰ぐことになるとは思いますけれども、よろしく宣言をさせていただきますまして、答弁とかえさせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時38分）

平成25年第7回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	平成25年12月13日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成25年12月19日 （午前10時00分）		
	散 会	平成25年12月19日 （午後3時30分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	14 番	宮 城 重 夫	15 番	新 垣 善 功
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	知 名 勉	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	呉 屋 之 雄	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	比 嘉 義 人	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 おはようございます。

12番、通告書に基づき一般質問を行います。

まず1点目に、TPP(環太平洋連携協定)と本村農業の課題について。農林水産業へのTPPが及ぼす影響をどのように考えているか。

TPPで関税が撤廃されると農業従事者は生活が困窮し、死活問題に発展すると考えられるが、どのような対策を考えているか。TPPで沖縄のサトウキビは保護できると思うか。本村のサトウキビに代わる代替農産物は考えられるか。本村農業が国際的に競争していくために具体的にどのような作物があるか検討したことはあるか。TPPの影響で農業離れが起こり、遊休耕作地が増えると考えられるが、農地の有効活用の対応をどのように考えているか。

村当局はTPPを推進していく考えか、否か。

次、2点目、久場前浜原線道路建設計画と吉の浦火力発電所周辺の環境問題について。久場前原線道路建設に伴う、周辺の土地利用及び環境整備等の地区計画はされているか。道路建設計画用地に地権者が何名で、同意をされている方は何名いらっしゃるか。道路建設用地買い上げに伴い、立木、農産物及び潰れ地等に対する補償問題にどう対応していく考えか。道路建設に伴い、産業道路としての使用頻度が高くなり、大型車両の往来が予想されるが、騒音、廃棄、交通安全等の対策はどう講じていくか。道路建設に伴う、市街化区域編入への実施計画はあるか。吉の浦発電所に関連して、沖縄電力は新規のガス事業及び災害時非常用発

電機を設置し、構外へ常用で供給送電する計画があるが、周辺の環境、景観対策の実施計画はされているか。以上、簡潔の答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは宮城治邦議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番のTPPに関しましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の から につきましては、都市建設課、 につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私は、1番のTPPにつきまして、所管を述べさせていただきますが、ご承知のとおり、メディア報道でもそうですけれども、もう日本政府はTPP交渉に参加をするときの日本政府の見解としては、主要5品目を死守するということを明言しておりますので、私どもにとってはそれを信じて、政府に頑張ってもらいたいという思いでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは宮城治邦議員の御質問である大枠1の から について答弁をさせていただきます。

まず についてTPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指すものであり、万が一締結された場合、農林水産業への影響は多大なものがあると思われ、特に本県の基幹作物であるサトウキビが壊滅する状況になることが懸念されると考えます。

続きまして、 についてTPPにより、農林水産物の消費が安価な海外産に置き換わると、農業者にとっては経営が成り立たない状況になることもあるものと考えます。今後の対策としては、農家の高齢化や担い手不足等を解消し農業を強化することにより、安価な海外農産物に対抗できる大規模農家の育成を図ることが必要

だと考えます。

について沖縄のサトウキビは、県全体の農業産出額の20%以上を占める基幹作物であり、今後も保護していくべき重要作物と考えますが、T P Pは、これまでどおりの交付金による支援策に影響を与え、保護が困難になる場合もあるものと考えます。

続きまして について本村はサトウキビが主体であります。土地基盤整備の完了した地域の農地は、地力があり、生産性が高く、トマト等の施設野菜や花卉の栽培等の農業が展開されており、今後サトウキビに代わる農産物として考えて行くべきと考えます。

について具体的な作物については、検討したことはありませんが、沖縄県が農林水産戦略品目に掲げ推奨するゴーヤー等の野菜や菊等の花卉またはマンゴー等の果樹などの換金性の高い作物が考えられると思います。

について耕作放棄地を解消し農地の有効活用を図るためには、今後、行政が積極的に仲介役を担い耕作放棄地農家から意欲のある大規模農家や農業生産法人等に農地の集約を行っていくべきと考えます。

最後に についてT P Pに参加し、農林水産物の関税を全廃した場合の本県農林水産業への影響を考えた場合には、積極的な推進はできないものと考えます。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 おはようございます。宮城治邦議員の大梓2の久場前浜原線道路建設計画と吉の浦発電所周辺の環境問題の から についてお答えします。

について久場前浜原線建設に伴い、道路と吉の浦火力発電所の間に関しては、平成22年8月に特定保留区域に指定されています。その際に特定保留を解除し市街化編入するには、道路の整備と地区計画を定めることが必須となっていることから、地区計画の案は作成してありま

すが、地権者へ説明の上、よりよい地域になるよう進めて参ります。

について道路建設予定地は、49筆43名です。地権者から同意を得られてないのは4名と借地人1人の5名です。

について用地に関しては、実施済みである不動産鑑定に基づき用地買収を行います。立竹木等については現況を調査し補償を行なっています。

について本村道に関しては、歩行者も安全に通行できるよう、両側歩道として計画しています。また、整備後の通行状況を確認の上、頻繁に利用する企業に対して、関係課等と協力の上必要な対策を図って参ります。

について先程も述べたとおり、新設村道と、吉の浦火力発電所の間及び、既存工業地帯は、市街化編入の特定保留に指定されており、市街化区域編入を目指しているところです。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 おはようございます。では、宮城治邦議員の御質問にお答えをしていきたいと思えます。

大梓2の 新規のガス事業及び災害時非常用発電機設置に対する周辺の環境、景観対策については、現時点では、実施計画はされておませんが、地域の動向を踏まえて沖縄電力と三者で協議していきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは順を追って再質問をします。

まず1点目、沖縄県の現農家戸数の約8割、耕地面積の約7割、農業産出額の約2割がサトウキビと言われていますが、本村農業の現状はどうなっているか、伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではただいまの御質問に回答いたします。

本村のサトウキビの占める割合ですが、まず農家戸数が約7割、耕地面積として3割、産出額が約2割となっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 サトウキビ生産がもたらす経済波及効果は多方面に渡ると思うが、本村において、具体的にどのような経済効果があるか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

経済波及効果についてですが、詳しくは分かりませんが、本村のサトウキビは全農家の7割が栽培しておりまして、また産出額も2割を占めております。サトウキビ農家の雇用所得または収穫、肥培管理に伴う受託作業、あとは積み込み運搬等の雇用と所得への効果があると考えます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次に、本村の農業就業者、人口及び認定農業者の現状はどうなっているか伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農業就業人口は283人で、認定農業者が10人となっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 沖縄県の耕作放棄地が2,993ヘクタール、中部地区で533ヘクタールと言われているが、本村の耕作放棄地の面積はいかほどあるか、伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

本村の耕作放棄地は平成24年度現在で約48ヘクタールとなっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 本村の農地農業所得、サトウキビ、野菜、花卉に大別してそれぞれいくぐらいあるか、伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

本村の農業産出額ですが、まず総額で7億4,000万円、うちサトウキビが1億5,000万円、野菜が1億5,000万円、果樹が6,000万円、花卉が1億8,000万円となっております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 このTPP問題は、農協団体と経済界が反対・賛成に二分されているが、農協団体が反対する理由はなんだと思われますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

農協が反対する理由でございますけれども、詳しいことについては分かりませんが、当然ながら農協は農業者を中心とする組織団体であります。これまでの日本の農業を担ってきた団体だと考えます。TPPにより関税が撤廃されれば、農業が大きな影響を受け、組合員である農業者の経営に悪影響を与えることが懸念されるため、反対の立場にあると考えます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 農業問題は最後になりますが、本村の農業政策について。農地の有

効活用と将来のビジョンを伺います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

農地の有効活用と将来のビジョンについてですが、本村は農業者の高齢化等により、耕作放棄地が増加している状況にあります。このような耕作放棄地を意欲のある担い手や農業生産法人等に集約し、有効活用を図るべきと考えます。また、今後ＴＰＰにより安い農産物の輸入が多くなるのが確実であり、農家によっては深刻な問題ですが、今後は消費者のニーズに合った有機栽培等の環境保全型の農業を展開し、消費者に対し、信頼のおける農作物を提供することによって、将来に向けた農業の展開が開かれると考えます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次に、2点目について再質問を行います。

本議会において、久場前浜原線道路の認定が議決・承認されましたが、道路建設に向けて地権者との合意をどう図っていくか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

道路認定を受けて、今年度は起点から避難路までの既設道路部分の用地買収をしていきますが、今後、避難路より以北は大部分の方が計画に同意されておりますので、事業に同意していただけない方を中心に、再度説明を行い、事業に対する同意を得られるよう努力していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 用地買収に関して、地権者の多くの不満として、漬れ地が保障されないことが多々あるかと思っております。それに対して、どのような対応をしていく考えか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

漬れ地は鑑定単価で用地買収し、残地の買収は公共用地として、買収で実施することはできませんが、残地を売却希望の場合、隣接の方が購入を希望する場合は、代替地として協力していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 予定されている久場前浜原線道路建設に伴いですね、市街化区域編入への具体的な位置と面積は分かるか伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今の特定保留面積ですけれども、伊舎堂の既存工場、今はA地区と言っていますけれども、15.6ヘクタール、新設村道と吉の浦火力発電所の間、B地区2.8ヘクタール、吉の浦発電所18.6ヘクタールで、計37ヘクタールが第5回区域区分見直しの際に認められた面積です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そのときに久場前浜原線道路周辺が一様に市街化編入できない理由があるのか、それについて伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域に国道下をできなかった理由としては、平成20年12月1日村長を交えての説明会の中で国道から下まで市街化区域に持っていきましょうということで、説明会をしました。その説明を受けて、県のほうと協議し、県の報告としては、国道から下については、面整備とあとは道路を入れて、事業があれば市街化に編入もできるということで、今回の編入に関しまして、道路下からの2.8ヘクタールということになっていきますので、あくまでも面整備を必須となっていますので、できなかった理由です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その特定保留区域のみを市街化に編入するということですが、地権

者及び周辺住民にどのようなメリットがあるか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

今回の市街区域の用途は準工業地域として指定されていることから、大体の建物は許可でき、非常に自由の高い用途であると思います。半面、迷惑施設が建設されないよう、本当に地権者が土地利用しやすくなるように地区計画条例で建物の規制を図る考えであります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その道路建設、特定保留区域の市街化区域編入はセットになっていると思いますが、地権者及び周辺住民は理解をされていると思うか。また5名の地主の方の意見を聞いたが、土地境界の立ち合いを求められ、立ち合いをして署名捺印をしたが、道路建設及び市街化編入の話は、一切なかったとのことでした。利害のある地権者には十分説明はされているか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

市街化区域の編入のラインは新設道路が境界となっております。セットと見ることもできますが、道路をつくることにより、イコール市街化編入ではありません。市街化編入する場合は、先ほど来、お答えしているように地区計画の策定もあります。また、平成18年度より24年度まで市街化編入への現状と課題等の住民説明会を繰り返してまいりました。その際にも地域の方々からまずは道路建設について地権者の同意を取るよというお話がありました。地元住民の多くの方が希望している道路建設に関して事業を進める努力をしているところです。市街化編入に関しては、村としては地域発展に寄与するものと考えていますが、特定保留を解除し、市街化編入を行うには、地区計画を策定し、都市計画決定が条件ですので、できない場合は吉

の浦発電所、B地区は市街化編入には編入せず、特定保留区域として市街化調整区域のままであります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の答弁ですが、私が聞いているのは、地域住民説明会は分かりません。そこに必ずしも地権者の皆さんが参加しているとは限りません。私は見えても、私はさっき質問をした5名の方とそういう話を聞きました。そういうことは一切聞いていません。皆さんは個人の土地を収用する場合は、法的な手続きは必要だと思います。そうですね。当然、権利者である地権者に対して、皆さん十分説明しないといけないと思いますよ。今、聞いているのは、そういう地権者に対して、説明されたかということ聞いていますよ。住民説明会は聞いていません。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、5名の立ち合いについては、あくまでも測量して、境界の立ち合いですので、そのときに一人一人には、この市街化編入とかいうのは、現場のほうでは行っていません。あくまでも今回は現場で、自分たちの境界のポイントを確認のための捺印の署名ですので、説明は行っていません。説明は十分、私は公民館のほうで住民説明会は行っていると思っています。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは今の答弁に対して、その道路建設及び市街化区域編入の予定地権者、説明会を持つ予定はありますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

市街化区域編入のための地区計画については、21年度に吉の浦火力発電所周辺まちづくり検討委員会14名で立ち上げしています。その中で、1回会議して、そのまま会議は開かれてはいませんが、その中で地区計画を十分に煮詰

めて、それから住民説明会を行って、住民の同意をもらって行って、村の条例を制定していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 なんてでしょうかね、説明会の予定はありますかと聞いたら、何か話が遠まわしに行ってしまうんですけども、皆さんの答弁は。怖いんですか、説明会が。ちょっと非常識ですよ。地権者への説明会に対しては、もうごちゃごちゃ言い訳するのは困りますよ。権利者ですよ、地権者と言うのは。

それでは市街化区域編入に関連して、地権者及び周辺地域との具備すべき法的な条件があるか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えいたします。

法的に規制するのは、今市街化調整区域ですので、都市計画法では市街化調整区域のままです。先ほども答弁しましたが、村の地区計画条例で規制をしていきます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 我々は、再度から周辺の地権者並びに指定化したといいましょうか、既存の住宅、居住環境のよくない場所を市街化に編入した場合、土地利用の観点から工業的企業が参入してくると考えるが、その地区計画及び環境、景観対策をどのように考えているか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今回、新設道路計画の箇所は道路建設に伴い、接道条件、排水整備等で少なからず、居住環境の改善になる点も多いと考えております。今回のB地区の市街化編入に関しては、準工業地域としての用途であります。先ほどもお答えしたとおり、自由度の高い用途となっているため、地域が望まない施設は地区計画で制限して、いきたいと考えています。また、地区計画より壁

面後退や緑化等を定めることにより、よい居住環境になるような地区計画を地域とともに決めてまいります。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そこで地主43名中39名の同意を得られたと、これは道路建設に関して、そこで同意の確認書はもらえますか。確認書はありますか。あるんでしたら、提出願えますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

同意書、工事施工同意は39名分、うちのほうで保管しています。これはコピーしてあげるといのは、個人情報保護条例からも提出はできないと思慮します。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そうすると、先ほども質問したように、地権者の方がそういう同意をしていませんと。確かに道は必要ですと、どうするんですか。現にこういう方々が今、話しているんですよ。あなた方はそういう同意しているという正当性があるんだったら、個人情報云々ではないでしょう。それは言っておきます。

地権者の欄に、これも図面です。道路の線形というんですか。その中にある欄に9年前に亡くなられた方がいるが、どのようにして同意を得られたのか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

亡くなっている方や本人が健在でも、子供に聞いて下さいという場合は、関係者に同意を得ています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 子供に聞いてと言う話ですが、その子供は私なんです。聞きました。本人が今聞いているんですよ。もう少しいい加減の答弁はしないでくださいよ。お互い真剣ですよ。大事な大事な財産です。大事な大事

な生活の場です。全く考えられません。

久場前浜原線道路は村道として広く村民の利用に供する必要があるとの理由で、道路法第8条第2項の規定を準用して議会に議決を求めて承認されたと思うが、道路法の性格上、土地所有者の権利を制限されるとあるが、地権者の同意及び説明もなく、道路を認定した、その根拠は何ですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

村道認定に関しては、今年度用地買収を計画していることから、地権者が所得税の控除を図るために道路認定をする必要であったためである。議員がおっしゃる強制的な認定とは思っていません。また、計画道路として特定行政庁が指定した場合は、制限がありますが、今回はそのような意味合いではありません。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この土地収用に関しては、きのうも道路の件で仲村春光議員からもいろいろ質問があったんですが、その私有財産を公共事業用として、土地収用する場合のプロセス、手順について伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

土地収用法のプロセスという話ですけども、強制収用する場合は、もちろん地権者を何回も同意しない場合は、最終的には土地収用法に基づいて、事業、道を空ける強制収用ができるものですので、今回はそこまでは久場前浜原線については、前回も村長が答弁したように、強制収用はいたしませんということで、お答えしています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは憲法29条には財産権の保障が定めています。国民は自分の持っている財産を自由に使うことができ、国はそれを奪ったり制限してはならない。道路をつ

くるために、国民の土地を収用する場合などには、憲法29条第3項によって、土地の所有者に完全な保障をしなければならないと規定をされています。地権者の同意も得られていない土地を道路認定し、土地所有者の権利を制限するということは、財産権の侵害になり憲法違反にはならないか、伺います。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

憲法29条は財産権の侵害ということだっと思えます。これについては、今回道を開けて補償して、対価を支払われるわけですから、評価も上がってくると。ただ今回は、4名の同意はまだ得ていませんが、今回の認定については、起点終点の認定でありまして、中のほうでは自由に作物を植えてもいいということになっていますので、憲法の違反には当たらないと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その予定されている市街化区域編入区域内、その区域内に地権者が止まれば、外部にすれば宅地化されても外部の方でも大金を掛けて住宅を建築する場所ではないと思うし、そういう方はいらっしゃると思います。宅地化した場合に、これまでの経験からして、資産税が何百倍になることを覚悟しなければならぬし、地権者としては、土地を手放すしか方法はないと思います。そうなると、企業に土地を買い求められ、工業適地化することは明白であります。既存の住宅からしてみれば、更に環境が悪くなり、不満やストレスになり、健康への影響も心配されます。道路建設については、大多数の地権者は賛成であります。道路建設後の土地活用については、地権者の判断に任せて、吉の浦発電所周辺の環境保全に当局は誘致責任者として努力をしてほしいと考えます。答弁は要りません。

次、いきます。電源立地に伴う周辺の環境影

響評価調査が行われ、吉の浦火力発電所は平成24年11月に1号機、平成25年5月に2号機が営業運転を開始されました。地元との合意形成の条件である協定締結事項として、発電所構外に緑地建設及び道路建設を約束し、10年が経過しました。いつ、今述べた緑地建設、道路建設はちょっといろいろ計画されていますが、そういった約束事についていつそれが実施されるのか、その実施計画はあるのか、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

平成15年度より平成24年度までの電源立地地域対策交付金初期対策分で久場、泊の地域振興を最大限に受けると認識しておりますが、ご承知のとおり、平成24年度で電源立地地域対策交付金初期対策分は制度的に交付期限であります。先の平成21年3月の議会でも、村長が答弁したとおり、今後も久場、泊区の思いも理解しており、地域振興を含めて、検討できるものと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 その件についても、時間的な問題があるので、そこら辺、ちょっと話は難しいと思うんですけども、次いきましようね。

その沖縄電力の新規事業の地域説明会に関連して、当事者である沖縄電力から自治会に直接相談としてくるが、なぜ発電所を誘致した当局から自治会に対し、そういった新規事業の、話は自治会に対してないのか、それを伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えをしたいと思います。

当初、沖縄電力からのマルチガスタービン計画については、非常用発電機として構外送電は

ないという説明を受け、既存発電所の一帯として、村は認識し、両自治会長へ電力から説明会を行うよう相談をした経緯もあります。最近になり議員ご承知のとおり、非常用発電機の構外送電計画での新規事業ということになっております。吉の浦火力発電所建設計画については、地域の合意形成の前に村、議会の誘致要請及び誘致決議がなされました。議員及び住民から地域住民の合意形成が先ではないかという指摘もあることから、今回、新規事業については慎重に対応するため、住民に説明し、合意形成をまず図ることが必要ではないかという認識をしているところでございますが、こういう新規事業でありますので、また地域と村と電力で相談をしながら進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 この質問で最後にしたいと思いますが、人が生活をしていく必須の条件は、生活環境であります。吉の浦火力発電所を建設して以来、低周波震動問題、グラウンドフレアーの不具合による炎の問題等、何かと周辺住民は不安になったと思います。発電所建設の地元合意形成においては、周辺の環境保全と整備、地域振興策、地域の活性化等に電源三法交付金を活用して改善を図る千載一遇のチャンスと考え、村当局と地元は地域振興策要望書を作成し、締結をしてきました。10年を経過しましたが、発電所周辺の景観環境及び環境の保全でも問題があり、改善されないまま現在に至っております。当局は、発電所周辺の環境保全、景観をどのように認識しておられるか。沖縄電力も事業拡大を図ることから新規事業計画をしていくものだと考えます。村当局は誘致責任と住民の生命、財産を守る義務と使命があると考えます。今後、周辺地域の環境対策にどう具体的に取り組んでいくのか、その計画はされているか、伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えをしたいと思います。

村としては地元からの要望を踏まえて、やはり客観的に判断して沖縄電力に地元の意向を伝えていきたいと考えております。ご承知のとおり、沖縄電力火力発電所については、民家に近く、また周辺も民有地であり、緑地等々の問題解決については、地元自治会及び地権者の協力が必要だと考えております。地域の実情を訴えて、沖縄電力と相談をしながらいきたいと考えております。更に、今回の非常用発電機及び新規ガス事業については、吉の浦発電所構内の緑地体に建設することから、構外に新たな代替とは言いませんが、緑地形成を根拠に沖縄電力に調整をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 これで終わります。

議長 比嘉明典 以上で、12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時49分）

~~~~~

再開（11時00分）

議長 比嘉明典 再開します。

続いて、3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 3番 金城 章、一般質問を行います。

本議会で私の通告書の内容の議論がいろいろされましたけれども、ちょっとどうしても分からない点がいっぱいありまして、その点もちょっとこまめに質問したいと思います。

まず通告書を読み上げていきたいと思えます。

1. 地域問題について。中城村の全人口に3分の1に達する人口地域である南上原地区は、

特別な地区であると考えているが、今後公的な施設の設置する考えはあるか、どうか。6,000名余の地域住民のサポートとコミュニティをどのように進めていく考えなのか。

2. 農業施策。農地バンク等の成果はどうか。

現在の耕作放棄地の現状はどうか。中城村において台風の影響を受けず、農産物の生産施設を作り、村内の雇用対策と農業生産指導の中心となるべく施設を考えていくべきと思うがどうか。

3. 過去の一般質問についてですけれども、過去の一般質問で課題検討の答弁があったがその後、経過はどうなったか、お聞きします。先ほど、宮城治邦議員からもありました久場前浜原線の進行状況についてです。各種団体の活動支援状況について伺います。青年会、婦人会、シルバー人材等です。では、よろしく願います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の地域問題につきましては、これは南上原を主にでございますけれども、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の農業施策につきましては、農林水産課。

大枠3番、今細かな点が少し出ましたので、都市建設課と企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは先ほど来、宮城治邦議員からの御質問でもありました前浜原線について、本議会でも何度か答弁をさせていただいておりますけれども、村としては粛々と進めていきたいという部分は明白でありますし、後でまた再質問の中でも答えていくかもしれませんが、この地域、久場地域の発展が中城の発展につながるものと信じて、この道路建設を今議会においても道路認定の可決もしていただきました。しかしながら、そこには100%の地主さ

んの承諾が必要だというのが、まず第一前提でございますので、100%に満たないということであれば、再考もせざるを得ないということは議会の中でも答弁をさせていただきましたので、そのとおりでございます。細かな点につきましては、また後ほど担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは大枠1と2についてお答えします。

確かに南上原地区については、区画整理が進み、人口の増加傾向にあります。現在、区画整理が実施されている中で、街区公園が7箇所の建設計画がされ5箇所が完了しております。これからの10年間の計画であります。村政運営計画であります中城村第四次総合計画の中でも公共施設の建設については、計画がされておられません。あと についてですが、地域のサポートコミュニティの件ですが、地域には銀行、大型スーパー、病院、小学校、保育園、幼稚園等が建設されております。市街化による住環境の整備が進んでおります。新たなニーズが見込まれることもあります。そういう中で必要な施設が整備されることがあれば、地域住民とのコミュニケーションを図りながら検討をしていきたいと考えます。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは金城 章議員の御質問である大枠2の から について、答弁させていただきます。

について。現在、農地の出し手6名、借りてが37名が農地バンクに登録をされております。成果としては、平成24年度から現在までで11筆の利用権の設定を行っております。

について、平成24年度時点においては、全体で48ヘクタール。うち土地改良地区内が5ヘ

クタールとなっております。

について、本村の農業は農業従事者の高齢化や担い手不足による農業生産の落ち込みが続いている状況にあり、今後の農業を担う新規就農者等を雇用、育成していく施設は必要であると考えます。今後、市町村が事業主体となって、ビニールハウス等の生産施設の整備と生産者の雇用及び新規就農者等の育成のための施設の整備が補助事業として実施可能なのかを検討していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 金城 章議員の大枠3の過去の一般質問の久場前浜原線の進行状況についてお答えします。

先ほども宮城治邦議員にお答えしたように久場前浜原線の進捗状況は、今年から平成26年度まで用地買収を行い、平成26年度、27年度工事を開始し、平成27年度完了予定をしています。以上です。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

青年会、婦人会、活動状況についての質問についてお答えいたします。現在、婦人は連合会としまして、6団体が加盟し、活動しております。青年会におきましては、現在2団体と個人的に十数名の方々が連合会に加入して、活動を行っております。以上であります。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では金城 章議員の大枠3、過去の一般質問のシルバー人材センター活動状況を御報告したいと思います。シルバー人材センター活動状況については、次年度も引き続き会員拡大を初め、当該センター事業の支援、公共施設の無償提供、補助金の交付、活動助言、相談、公共施設の維持管理見積斡旋等を引き続き支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それではちょっと順番は逆にしまして、先ほど来、本議会でちょっと中心になっている久場前浜原線のことから質疑したいと思います。私は賛成なのか、反対なのか、本議会の答弁を聞いているとどっちで受け取ろうかなとちょっと疑問で、再質問をしたいと思います。これは住民説明会はなされたのかどうか。何回なされたのか、お願いできますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

住民説明会については、当初平成17年から今の道に関しては説明会をやっています。17年から25年度まで12回の説明会を終えて、市街化区域の編入も含めて説明会は12回持たれております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 12回ですか。それでは先ほど来、問題になっている地権者の同意が得られないということは説明会に参加していなかったということですかね。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

説明会に参加される方もいました。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それではもう一つ、予算の面で聞きたいんですけども、この予算はいつまでに着工しないと利用できなくなるのか。私は以前の質問では、27年度までに決定しないとこの予算が使えなくなるのかなと思って、今度の通告書質問に出したんですけども、計画変更等もあれば、いつまでに決定しないとイケないのかなのか、これはぜひお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

久場前原浜線の建設工事については、当初計画で平成18年9月1日総合事務局との合意では実施年月日が平成18年から平成20年で行われてきました。20年9月12日に変更届をいたしまして、実施年度が平成24年から平成26年という総合事務局との、国との調整をしておりますが、実質的に促進対策交付金は29年度で期限であります。今回の事業計画のメニューには村道久場前浜原線が最後の事業であります。入札残とか、それから変更が出た場合の予算の全額執行を図るためには平成27年度に変更手続きをしなければなりません。変更手続きには設計認可等で12カ月を要するというので、これまでの状況からすると、平成27年度で変更があれば変更しなければならないということになります。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今の屋良課長からの答弁も私の考えと全く同じでありまして、27年度にはやっぱり最終決定をしないということは確かでありますよね。これがもし数名の同意を得られていないで、今議会でいろんな議論がありますけれども、その同意が得られない場合に本当に最終的に27年度には決定しないとイケないと、もし得られない場合は変更する予定があるのかどうか。それは何年度にこれを終始符を打つのか、決定をするのか、そこをどなたか答弁できますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の御質問は期限的な部分だと思いますので、約3億円の執行ということでございます。27年度にもし変更ということであれば、27年度に変更ということであれば、26年度にはいろんなそれに向けての最終決定を下すための下準備をしなければいけないと思っております。ということは、私自身の考えでは1年も残されていないのではないかという考えです。ですから26年度



の初期の段階でははっきり地主さんとの話や地権者、地域との話し合いを白黒という言葉はどうかわかりませんが、はっきりしないと万が一3億円の執行ができないということになりますと大きな痛手になりますので、私自身の頭の中では26年度の早い時期にそれで今担当課にも結局は地主さんの同意の問題が一番ですから、この同意が得られるかどうかの見極めを早目にしてくれということでは話しているところでございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 わかりました。先ほどの答弁とちょっと重なりますけれども、もう一度確認のためにお願いします。数名の同意が得られていない方々との話を先に進めると答弁があったんですけども、これはどういうふうに進めていって、この数名の方の同意が来年度得られなければすぐ決定しないといけないですよ。それはどういう形で、またそういう説明会なり、同意を求めていく考えなのか、もう一度お願いできますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

地主の4名、あとは1人の借地人に対してはすぐにでも何回でも会って説得していきたいと思っております。今のところは説得しかないと申します。地域住民が望んでいる道であれば、説得して4名の同意を得ていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ早目の設置があるだろうということで、この一般質問には出して、そうしたら本議会ですいろいろな議論がありまして、決定という再質問にしましたけれども、ぜひ早目に進めていただいて、またこの前浜原線がちゃんと執行できるということになったら、また下水道の変更が出てくるかと思っておりますので、ぜひ早目に決定していかないといけないんだと

思います。後でもう一度この件、また答弁をいただくんですけれども、別に移ります。

同じ段で、青年会、婦人会、この活動支援を行っていますけれども、今地域活性化で各自治会にはやはりいろいろな活動をしている団体には支援がそれだけついていきますけれども、この青年会からもちょっと要望がありまして、やはり資金が足りないとかそういう話も耳にしますので、そういう資金面等もどうですか。ずっと従来、一定なのかどうなのか、婦人会もそうですけれども、そこはどうなのか。またシルバー人材センターも去年設立しましたけれども、少し1年目に対してほとんど役員の方がボランティア的なことで進めているということで、耳にしてそういう支援もこれから考えていけるかどうか、少しお願いできますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

婦人会あるいは青年会への助成金についてでございますが、これまでがずっと同じですかというふうなことでございますが、決してそういうことではなくて、それぞれの各種団体の活動状況あるいは補助金の使い道、そういうことも検討しながら審査をし補助金額を確定させていっている、そういうつもりでございます。ですから平成24年度と25年度につきましても、婦人会、青年会、若干の補助金の額の変更はございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではシルバー人材センターの資金不足という御質問にお答えをしていきたいと思っております。

まず当該センターの目的については、高齢者の生きがい、働く喜び、健康維持、それから社会参加、福祉の増進など地域活動や環境整備に寄与していきたいということを目的に設立し、基本的には自主経営を目指していくという方向で設立しております。きのうも與那覇議員に状

況を説明しておりますが、経営的な計画執行は順調に進んでいるということであります。やはり補助金という考え方ではなくて、シルバー人材センターは営業的パイも持っておりますので、現在の受注件数としましては、公共施設から1件、一般企業が20件、個人家庭から21件、計41件で10月末現在で164万6,226円を営業しております。さらに営業活動を続けて、これから公共施設の見積もり等も現在ミスマッチがありますが、そういう観点をクリアしていけば、やはり目的である自主経営に近づけるのではないかとこの努力をしていただきたいということです。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今、資料を村長、副村長に渡しましたけれども、これは別の市町村のシルバー人材の役員の報酬です。本村がいかにボランティアでやっているかというのが見えますので、ぜひ見ていただいて、これから検討していただきたいと思います。屋良課長から話がありましたとおり、やはりシルバー人材ですが、生涯現役と健康、自立、貢献を目指していくということを訴えていますよ。去る11月2日ですか、健康づくり講演会をシルバー独自でやっている。多分、県内初めてではないかというその講演会ですが、こういった取り組み等を一生懸命取り組もうとしている人材でありますので、やはり事務所がしっかりしないとどうしようもならないと思いますよ。やはりあるべき支援は少し増やして、そこをやっていただかないといけません。それとシルバー人材です、ね、一般高齢者とシルバー人材に通じて就業している会員との医療費の比較が一般高齢者が41万8,000円、シルバー人材会員のメンバーが35万8,000円、年間の医療費です。一人当たり6万円以上の減があると。健康にもやはり健康福祉関係にもお金が助かると。少しの支援はしていただかないと、またすぐ大きくなりますの

で、一人が6万円と言えば、もう100名集まればいかなるか。また、シルバー人材の来年度はまた人材会員拡大も図っているということで、ぜひ今後もいろいろな考えで支援をしていただきたいと。それと青年会もぜひ予算面で少し苦労しているみたいです。活動はやはり手持ち弁当でもできる範囲までしかできませんので、ぜひそういう面を。やはり私も人材育成はいかに大事だということを皆さん方はぜひもっと考えていただきたいと思います。ボランティアでできる範囲は限られております。また、ゆとりのある方はボランティアにもっと参加していただきたいと思います。ぜひ、執行部の方々もぜひいろいろなことをボランティア的なことを望みますので、この件はぜひ考えて検討していただきたいと思います。

次に、南上原の件ですけれども、南上原は今までにない中城村にない地域ができました。人口もやはり3分の1弱の人口になりまして、これから本当にいまの自治体でいいのか。そんなに広い地域ではないんですけれども、人口だけ多くなったと。本当にこれから何も公的施設を考えないでいいのか。今、4次構想では入っていないんですけれども、絶対これから検討しないといけません。吉の浦に公的施設を1局集中するのは私も大賛成であります。しかしながら、これだけ人口が増えた地域に1個ぐらいは公的施設を中央公民館なり、ホール的なものであるかどうかわかりませんが、そういう地域住民がすぐ利用できるものをこれから絶対考えていかなければいけないのではないかな。今、一括交付金もありますけれども、この地域に対して一括交付金で使えるような施設をつくれるかどうかをぜひ検討して考えていき。将来的には絶対、住民の方から要望が、上がってくるんだらうと私は考えております。先々に構想に入っていないなくても、ぜひ検討なり、考えていくことは確かにできると思いますので、ぜひ取り組ん

でいただきたい。これは下地区に集中して集まる公共施設ですね。吉の浦近辺にいろいろ今度は歴史資料館もできますが、1箇所に集めるのはいいこと。これは上地も一つですね。今、コミュニティバスもどうなるかまだ検討されているところですが、それも踏まえてぜひ南上原近辺に設置したほうがいいのではないかと私の考えであります。その件について、どなたか答弁できますか、もう一度。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

議員のお気持ちはよく分かっているつもりでございます。下にいろいろな公共施設があるから、上にもというよりも必要に応じてそれは考えていけるものだと思っております。どうしても南上原地区にこれが必要なんだということがあれば、確かに4次構想の中にはないかもしれませんが、それはまた議員の皆様方の協力もいただきながら、その必要に応じて我々当局が応えられるか。もちろん財政面も含めてそういう意味では今後検討していかなければいけないと思っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ将来的には必ず必要になると思いますので、ぜひ皆さん方、次の構想的なもので施策なりに入れていただき、検討していただきたいと思っております。

次に移ります。農業施策であります。皆さん方にこの資料、執行部の関係者の方々に配ったんですけれども、あとは議員のメンバーに配りましたけれども、これは後ろのカラー刷りは三重県の伊賀市、忍者の伊賀ですか、そのものなんですけれども、ファームもあります。私はこれを見て與那覇議員からいただいたんですけれども、私の考えと全く将来的には中城村の構想的なものです。こういう感じに進めていけないものなのかどうかという考えであります。農業の復興もそうですし、地域環境も一緒ですし、

またその農業生産物を生かしてレストランなり、販売ルートですか、一手に全部そこが引き受けてやっていらっしゃる。全部直でやっていらっしゃるものですね。レストラン運営から全部、年々下のグラフを見られたら分かるんですけども、農業生産はそれだけ上がってなくて、販売が上がっていらっしゃる。これはレストランとか、そういう6次産業的なものも売上とかもずっと上がっていらっしゃる。こういう形でいろいろな取り組みをしていかないといけないんだと思いますけれども、それで調べましたら、県の予算にこの農業支援新規就農コーディネーターとか、アドバイザーも支援事業にあります。それと施設をつくる補助金も8割補助があるんですよ。それを村自体が事業主体は市町村農業会議、農業共同体、法人施設とかありますけれども、村独自で耕作放棄地、遊休地ですか、そこにいっぱいありますので、そこを借り入れてどうにか計画ができるかどうか、答弁お願いできますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、お配りされています事業内容、これは多分県の事業で一括交付金だったかと思うんですが、その中身については、まだ十分な把握はしておりませんので、今すぐ実施可能かというのはお答えできませんけれども、当然、中身的にもう少し十分確認して、もし検討が可能であれば事業として考えてもいいのかなと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 事業を取り入れた村で事業を取り入れて施行したら、一番県内でも失業率の多い中城村でありますけれども、その雇用もできる。まだ農業の体験就業ですか、それに取り組みさせて1年、半年、取り組みさせても

らったらそこをリタイヤしてもまた、村内各地で遊休地を借りて農業もできると、そういう利点もありますけれども、ぜひこれも取り組んでいただきたいんですけれども、それと専門技術者から農業を教えていただくのと、個人的に今農業をやっている方と作物の出来、不出来が相当違いますね。それを検討してできるかどうか。それとこういう取り組みは失業者対策になりますけれども、どうですかね、取り組み考えられませんか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

御提言しっかりと受け止めたいと思いますし、これを我々公共でできるかどうかは別にしまして、何らかの失業対策と言いますか、就農支援と言いますか、それにつなげるような方策は公共も含めていろいろな機関と連携をしながら考えていくものではないかなと思っておりますので、今の御提言はしっかりと受け止めていきたいなと思います。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ先ほど宮城治邦議員からTPPとか、農作物の話もありました。この施設をつくと農作物をつくりながらまた研究もできると。この研究施設にもまた補助金もあって、機械設備の補助金も出ますし、そういうことをぜひ一石何鳥かの利点が出ると思いますので、ぜひ前向きな検討を一括交付金のあまる間しか設営できないと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。それでは一番最後、フリーマーケットですが、ファーマーズ的なものですが、これは今の朝市を取り組んでいるんですけれども、朝市を毎回設営だけして、本当に定施設の朝市的な場がほしいんですけれども、それもこの資金で多分つくれるだろうと思います。その件もちょっとぜひひとつ答弁お願いできませんか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会

事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

確かに今現在、毎月1回の朝市を開催しておりますけれども、できれば固定化された施設とかというのは必要かと思っておりますけれども、この資料にあるような事業の中でこういったのが施設の設置できるのかどうか、これはちょっと県との確認を取りながら考えてみたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ前向きに、いつも朝市から農林水産課の皆さんは御苦労なさっておりますけれども、ぜひそれも少なくするためにぜひ固定化の検討をよろしくお願いします。

もう一度、念押しで先ほどの久場前浜原線の件について、もう一度確認をしたいと思っております。住民が利用できるいい道になるうかと思っておりますけれども、そこは早目に執行しないと予算がだめになると。この年度をぜひいつまでに決定するのか、この同意が得られなければ本当にいつで期限を切って変更するのかだけ少し答弁、どなたかできませんか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

分かっていることだけ答弁させていただきたいのですが、分かっているのはもうそんな時間がないということと、その期限が平成何年の何月までというのは、今ここで答弁はできませんけれども、早目にとにかく決着をつけたいというのが一つと。それとあえてお話をさせていただきますが、私の念頭では今回議員の皆さんにも議決していただいた村道の認定も含めて、道路だけをつくらうということではありませんので、道路に3億円をかけて道路だけをつくらうということではないです。これはあくまでも市街化編入を視野に入れて、市街化編入ということは、土地の優位性と言いますか、選択性が

広がる。そこには村の発展も地域の発展と共にあるというのが考えですので、道路建設プラス市街化編入を視野に入れてのものでございますので、それに向けて私も一生懸命やりたいというのがまず一つと。しかしながら、これは100%の地主さんの同意がないとできるものではないですし、強制収用しようというつもりもありません。我々にはほかにやるべきことの事業がありますので、この3億円を有効に使うために今一つこれを進めていきたいというのと同時に、これが決着してだめということであれば、もう迅速に別の事業にまた組み入れていきたいという考えを持っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ私も早目につくっていただけるのかなと思って、本当に先ほども言いましたけれども、この一般質問を出しましたけれども、いろいろな議論がありまして、やはり期限は打たないといけないだろうと思って、今再質問をしております。ぜひ早目の執行を工事進捗をできますことをお願いしまして、一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で、3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時40分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開します。

続いて、5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 それでは5番 新垣光栄、通告書に従いまして一般質問を行います。

大枠の1番、公共施設の整備について。基本構想・基本計画に伴い、本村においてどのような公共施設を整備していく考えがあるか。構想の中には図書館ということで、しっかりうたわれていますが、それ以外の施設はどのように

考えているか。上地区・下地区における公共施設の実施計画はどのようになっているか。これは実施計画ですので、3年ローリングの実施計画のことを言っているんですが、もし計画があれば基本計画とか、構想のものも含めてやっていただきたいと思います。そして、今回実施している野球場、遊具整備の進捗状況は、また、吉の浦公園・海岸の今後の活用計画は、どのように考えているか、伺います。

大枠の2番、各種団体の支援について。各課に係わる各種団体の補助金の額、活動状況の実態を把握しているか、伺います。諸団体を今後どのような基準をもって評価していくか、伺います。

大枠の3番、一括交付金について。広報なかぐすくに「まちづくり提案」の募集掲載があったが、提案書は何案あったか、伺います。

グスクの会から提案のあったツワブキの苗場計画及び予算確保をどのように考えているか伺います。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の は企画課のほうでお答えをさせていただきます。につきましては、生涯学習課。

大枠2番につきましても、企画課。

大枠3番 は企画。 は企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の大枠2番の各種団体各種団体の支援についてでございますが、午前中にも少し答弁があったかと思っておりますけれども、各種団体の活動を村としてでももちろん奨励もしていますし、支援もしていくつもりでございます。地域を盛り上げて、そして明るく楽しくやっていただくために、この補助金も含めて審査会のほうでしっかりと意見を集約して決めていきたいと思っております。私としましては、

しっかり活動している団体については、もう喜んで相応のことをしていきたいなと思っております。あとはまた細かい点は課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えします。

公共施設の整備についてでございます。基本構想・基本計画（いわゆる総合計画）で掲げた公共施設の整備といたしましては、施設の老朽化に伴う喫緊の課題であります役場庁舎の建てかえが挙げられます。村政の拠点であり、住民サービスや情報の提供・発信、防災への対応などで重要な施設であることから、適正な配置を含め、早急に検討する必要があると考えております。また、多様化するライフスタイルに対応するため、社会教育、生涯学習の拠点となる吉の浦会館や吉の浦公園内の護佐丸陸上競技場、吉の浦公園周辺、各種施設、村民体育館など既存施設にも機能強化と充実を図るため、計画的な整備・維持管理にも力を入れているところでございます。さらに、村民からのニーズの高かった図書館につきましては、子どもたちの学習や新たな生涯学習の拠点として、護佐丸歴史資料館図書館として整備を進めているところであり、次年度から工事に着工し、平成28年4月の供用開始を目指しております。また、公園の整備については、吉の浦公園や糸蒲公園とともに南上原土地区画整理地区内の街区公園も年次的に整備を行っているところでございます。糸蒲公園については、今年度で工事が終了する見込みであり、平成26年度に供用開始する予定でございます。街区公園については、7カ所のうち、今年度で5カ所が供用開始する予定であり、残りの2カ所につきましても、順次整備する予定でございます。その他の公共施設につきましては、住民のニーズや緊急性、それから財源の確保、諸課題を解決したうえで、順次、整備を行いたいと考えております。

次に、上地区・下地区における公共施設の整備についてでございます。第4次総合計画、基本計画におきまして、土地利用の基本方針の中で、「村内の4つの拠点を生かした村づくり」を推進することとしております。4つの拠点と申しますのは、まず1つ目に県営中城公園周辺の「歴史文化ふれあい拠点」。2つ目に、村中央部に位置する吉の浦周辺の「豊かな暮らしサービス拠点」、3つ目に、南上原土地区画整理地区の「都市文化交流拠点」。4つ目に、沖縄電力吉の浦火力発電所周辺の「商工業振興拠点」でございます。上地区の「都市文化交流拠点」におきましては、特に住環境の整備としまして、道路を初め、上下水道、公園等の整備を中心的に実施しているところであります。さらに診療所や保育所など、民間による公益施設も整備されているところでございます。下地区においては、「豊かな暮らしサービス拠点」である吉の浦周辺におきまして、村民の利便性を高めるため、各種スポーツ施設、生涯学習並びに社会福祉施設の整備を行ってきたところでございます。中でも、次年度から着工する「護佐丸歴史資料館」は、村民から大きな期待が寄せられていると考えております。今後につきましても、順次、サービス拠点にふさわしい公共・公益施設の整備に努めていきたいと考えております。

次に、大枠2の各種団体の補助金の額及び活動状況の実態につきましては、団体を所管する各課において把握しているものと考えております。各課におきましては、各種団体等から補助金交付申請書兼予算計上依頼を受けて予算要求を行っておりますが、その際には、前年度の事業報告書、前年度決算、次年度の事業計画及び次年度の収支予算の添付を義務づけておりますので、各種団体の活動状況について把握しているものと考えております。

次の諸団体をどのような基準を持って評価し

ていくのかということの質問ですが、ちょっと難しい質問でございまして、諸団体に対する補助金をどのような基準で交付するのかというふうなことで理解をして答えさせていただきます。中城村各種団体育成補助金、交付規定の第1条に「本村の産業、経済、教育、文化、スポーツ、福祉等の発展のため、各種団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付し、これらの育成を図ることを目的とする」とそのようにうたわれております。従いまして、補助金を交付することによりまして、団体の育成につながるということが基準であると考えております。交付額につきましては、補助金の支出目的計算基礎の適否、前年度事業実施状況並びに次年度企業の計画、前年度決算、当該年度の予算及び次年度の予算の概要、こういうものを基準としており、各年度決算における不用額も確認をし、審査会として決定しております。

次に、大枠3 一括交付金のまちづくり提案についてお答えいたします。

まちづくりの主役である住民に、まちづくりへの参画の機会をつくるため、広報なかぐすく11月号及び本村ホームページへ掲載し、まちづくりにつきましてのアイデアや意見を広く村民に募集をいたしました。第4次総合計画基本構想で掲げております施策の大綱の第1番目に位置づけております「住民参画」に基づき、村民一人ひとりが村づくりに積極的に取り組める村の実現に向けたものでございます。残念ながら、12月18日現在、まだ提案はございませんが、今後も定期的に村民からの意見募集を行っていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では新垣光栄議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

大枠3の について答弁をさせていただきます

す。平成25年度産のツワブキの種をごみ袋というんですか、そういう袋で10個分採取していること。その種を畑に蒔いて育て、中城城跡や歴史の道の斜面に植えていく計画の相談がありました。そこで課題が種苗の中間育成のためのビニールポット鉢及び土代が必要だということでしたので、企画課と相談をいたしまして一括交付金の検討を行いました。同事業の実施時期等で難しい状況のため、同課の地域振興事業及び農林水産課の緑化推進事業などの活用を協議するため担当者を集めて協議した経緯がありません。施設については、花と緑のふれあい広場のハウスを有効的に活用ができるものではないかということで提案をしたところであります。以上でございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それでは大枠1番の について、お答えいたします。

まず野球場でありますけれども、野球場は11月より着工しております。来年1月末には完成の予定であります。遊具につきましては、11月15日に工事契約を済ませ、現在本土の工場にて、遊具を作成しているところであります。来年1月末か2月初めごろには現場に到着予定で3月の初めには完成する予定でございます。

次に、吉の浦公園の活用についてでありますけれども、吉の浦公園はいろいろな運動施設があり村民の体力向上、憩いの場となっていると思っております。特に陸上競技場はプロサッカーチームのキャンプ地や日本代表の陸上競技の練習場としても使用され、県内外からも好評を得ております。これからも村民の競技力向上、健康づくり憩いの場各種競技のキャンプ地として活用していきたいと考えております。海岸につきましては、村民の散歩コース、村民の憩いの場と考えております。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 では再質問を順を追っ

てやっていきたいと思えます。

まず大枠の1の 基本構想・基本計画に伴い、本村においてどのような公共施設を整備していくかということで、図書館と庁舎、その吉の浦公園の改修工事等が挙げられていました。私も基本構想、基本計画を見ていて、そのように着々と浜田村政のもと進んでいるなと実感しております。その中に先ほど金城 章議員の質問にも答えていたんですけれども、南上原の公共施設に関して、若干足りないのではないかなと考えています。そして、村長の答弁では必要に応じて答えていくということがありました。その基本構想、基本計画にのっとらないで住民のニーズに応えていくということで、大変いいことだと思っております。早急な喫緊な課題だと私は思っております。先ほど住民参画ということと言われていたんですけれども、企画課長はその住民参画の中でまちづくり提案をやっていたというのであったんですが、これが本当に基本構想の最初の項目で一番大切な項目だと思っているんですけれども、村民の参画に支えられた協働の村づくり。新しい公共ということでやっていると思えます。基本計画の中にもそのような項目が挙がっています。その住民参画の人づくり、地域づくりにおいて、集う場がないとなかなか人は育たない。ほとんどの講習会等を行くと人づくりをすれば地域がよくなるということを大体の講師が言うんですけれども、私は逆に人が育つ環境をつくること住み続けられる町の原点ではないかなと。人をつくると40年ぐらい、50年ぐらいのスパンしか持たないんですけれども、環境をつくと継続していけるのではないかな。人が育つ環境。昔の人は偉かったと思えますね。ちゃんと遊ぶナーとか、モー遊びのモーとか、そういうコミュニティをちゃんと持っていたと考えています。それを考えたときに南上原地域におけるコミュニティ施設があまりにも貧弱ではないかなと思っております。

ます。以前、南上原は南組、中組、北組ということで、公民館が3つあったそうです。本当にこれはすごいことだなと。やはりコミュニティですね、リージョンというコミュニティの中での自分たちが自然の中で生きていく、歴史的な社会構成の中でおのずと立ち上がったものがそれではなかったかなと思っています。その3つあった公民館が今一つしかありませんよね。本来であれば街区公園の横に村が100坪でもいいですし、200坪でもいいですので、公共投資をして買っていて公民館をあと一つ、二つつくってもいいのではないかなと思っています。そうすることによって、行政コストのかからない長期的に見て、確かに投資は大きいかもしれないです。坪25万円ですので、しかし長期的に見るとこれが行政コストにかからない行政運営ができていくのではないかなと思っていますけれども、どうですかその辺は。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

光栄議員のおっしゃっているそういう気持ち、あるいは思いというのも村長もよく話をするのですが、その辺の思いと言うのは、理解はできません。ただし、やはりこの街区公園の隣に施設をつくるということになりますと、当然財政的な負担と言うのが生じていきます。そういう意味からも長期的な計画で持ってやるということなどは可能かもしれませんが、今の段階で一つ一つに公民館と言うのは、少し無理があるのではないかなというようなことで感じています。おっしゃっていることはやはりその地域、コミュニティの向上のためにはそういったこと考え方もあってもいいのかなというようなことは感じております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、財政的なものだというので、いつも引っかかってくるのが財政的なものだと思うんですが、この財政的なもの

で地域というのを分類すると、自然発生型に立ち上がってきたリージョンという考え方のコミュニティですね、これが今、伊集から久場までの自然発生的に自然の中で生きていくために自分たちでコミュニティをつくってきたという考え方のコミュニティと、今中城ではエリアという考え方で都市計画によって、強制的に都市ですね。その中の違いというのが、自然に囲まれておのずとコミュニティがなければ生きていけないという考え方の中の公共のやり方と、強制的に整備されて集められた都市の考え方では、その周りにあるのが自然だったり、ユイマールだったりという地域と南上原に関してはその周りに資本とかそういう共同体コミュニティが住民共同体ではなくて、企業共同体のような感じがすると思うんですよ。エリアという考え方の取り方をすると。そしてイギリスにおいては、このエリアのコミュニティをどのようにつくっていくかということで都市計画が発達してきた。その都市計画において、税金を投入してきた。税金をいただいて、この環境を整える。自然とか、協働というものの中でしか人は生きていけないので、そのカバーするためにそういう公共の投資、都市計画が生まれてきたと言われている。南上原からの財源を持って、ちょっと無理してでもいいから投資していくことが、このコミュニティを形成していく上で中城村にとっては大切なことではないかなと思っていますけれども、そのような投資していくことが都市計画の元祖であり、また税金の使い方の根源だと言われているんですけれども、そのような投資は毎年5,000万円ずつの税の伸びにすると、5億円投資しても10年で元を取ってしまう。それを考えると安いものではないかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に難しいと言いますか、計算上も難しい

話になりますけれども、南上原に限ってお話をすれば今確認しましたら160億円ぐらいですかね、区画整理に先行投資と言いますか、やっておりますし、また一般会計からももちろん持ち出しもそれなりの金額はありますけれども、それだけではなくて、収入の源という意味ではもちろん今の中城の財政にとっては非常に大きなシェアを占めているのは事実でもありますし、これから南上原に関しましてはいろいろ人口が増えれば当然需要が増えていくわけですから、我々はそれを供給していく義務がありますので、それは一つずつ考えていきたいと思いますが、一概に5億5,000万円から6億円というそういった数字的なものではなくて、何度もお話ししましたとおり、必要なものを適宜、そこに投資をしていくと。そして我々は行政にとって一番大きなものは費用対効果がどれだけ望めるかということでございますので、その投資した分に見合う効果が望める地域だとはもちろん十分思いますけれども、それに見合った形で今後検討させていただきたいと。そういう答弁にしかありませんが、ひとつ御理解願います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ費用対効果ということで、十分費用対効果がこれから出てくると思います。保育にしても学校関係にしても短期的には回収するのは難しいと思うんですけれども、長期的に見れば十分余りが出てくるぐらいの投資になると思いますので、長期的な基本構想、基本計画の中に執行部の皆さんも頭に入れて、今後の南上原、それと北上原の開発に都市計画においてはそのような充実した施設を考えていただきたい。そして、南上原に関しては中央公民館ですね、社会教育上の公民館がぜひ必要ではないかなと思っております。そういうのを今土地が安いうちに買っておく。それも長期戦略の一貫ではないかなと。下地区においたら和宇慶、伊集、北浜、南浜に大きな一つ公民館

をつくるとか、津覇であれば津覇、浜、奥間に大きいのをつくる。安里、屋宜であれば吉の浦を活用する。そして添石、伊舎堂、泊においてはもう一つつくるとか、このように公民館を中心とした行政を行うことによって、保育、それから介護、その辺が一気に行政コストがこれから地方分権の時代にそういう施策が打てるのではないかなと思っています。そして、今、今回、南上原が終わると多分登又方面の開発になっていくと思うんですけれども、あの登又の公民館ももう少し土地を今のうちに購入しておく。60メートル掛ける60メートルのウナーをつくって、その傍に60メートル掛ける20メートルの施設をつくれるような。一番理想が久場の公民館だと思っています、行政を行えるためには。あのような公民館をしっかりと今のうちに公共用地の取得、用地取得分の費用が1億円あると思うんですよ、中城村には。そして土地開発公社のほうで借金もできると思いますので、今のうちに公共用地を買っておくことが今後、住みよい中城、住み続けられる町づくりの大きな原点になるのではないかなと思っていますので、その辺をしっかりと長期計画の中に入れていただきたいと思っています。

次、吉の浦の整備について、今お伺いしたんですけれども、もう少し整備をするときに関係者の調整をしながら使い勝手のいい本当に整備していただくのは本当に感謝していますので、バックネットが今回台風が来たら危ないという状況の中で予算をつけてもらっています。本当に感謝していますが、もう少し関係者の皆さんと協議しながらやっていただきたいと思っています。そこで疑問なんですけれども、その野球場に関して、散水設備と放送設備、それから排水溝はどのようになっているか、伺います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。
生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。
放送設備に関しましては、陸上競技場の管理

棟の中にある放送設備を利用してやっております。排水設備に関しましては、19年度に盲暗渠を工事しております。散水施設は現在調査したところ、利用できない状況にあります。これはちょっと調査をして、どこに原因があるか、今調査中であります。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、放送設備、それから散水設備、排水設備のほうをお伺いしたんですけれども、放送設備に関してはあるんですけれども、取り付け方がまずくて、野球の大会に使えないと。ハウリングとか、山びこの現象があって使えないものですから、その辺を改善していただきたいと。そして、また排水設備のほうには今バックネットのほうにも排水設備があるんですけれども、今バックネットをつくるときに、この排水設備を壊してしまうと、また排水ができなくなりますので、しっかりと復元していただきたいと。そして、散水設備のほうもあるのに使えない状態で、夏場は試合の時とか、子供たちの目・口にグラウンドの状態が砂状態のものですから、大変試合とか、練習に支障を来していますので、ぜひある散水設備ですので、お金は掛からないと思いますので、ぜひ生かしていただきたいということですね。その辺を含めて、整備していただくのは大変いいんですが、もう少し関係者の皆さんと協議しながら、今後やっていただきたいと。何故かと言うと、今陸上競技場から野球の用具は全部出されています、体育館のベランダのほうに置かされています。体育館のベランダで石灰とか置かれて、いつもベースが盗まれたり、いろいろな器材が盗まれたりしています。石灰に関しては雨が降ると固くなって使えない状況がありますので、その辺も含めて、今後整備するときには、ぜひ関係者の皆さんと協議しながらやっていただきたいと思っています。そして、海岸の今後の活用に関して中城村の基本計画の中にも、この海

岸を活用して生活環境の保全を行いながら、環境を整えていくということであったんですけれども、生活空間を確保していくということであったんですけれども、その中で海岸というのは、村がさわれるのかどうか、計画ができるのかどうかです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

海岸については、エココースト事業で管理は中部土木管轄ですので、もし便益施設があればうちのほうで管理すれば中部土木のほうは許可すると思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この海岸というのは、中城の一つの自然、または特徴ある中城の景観をなしているものだと思っていますので、ぜひ民泊事業のときにも、この子供たちがどこに行きたいかという、すぐ吉の浦の公園に行きたいというんですよね。それだけ私たちはそんなに感じていないと思うんですけれども、内地から来る子供たちとか、観光客にとっては海というのは、本当に魅力があるみたいですね。すぐ海に行きたいと言う。近くにあるものだから、海で貝殻を拾って、写真のつい立をつくったり、いろいろなことをしていますので、ぜひこの海岸沿いを村長がいつも言われるように8キロある海岸沿いをどうにか村が県と協議しながら整備していく構想もあっていいのではないかなと。今は歴史の道が山の尾根沿いを通った歴史の道。そしてこの海岸沿いを未来への道とつけて、ぜひ二刀流で整備を県や国と協議をしながら整備していければなと思っているんですけれども、どうでしょうか、村長。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

非常に素晴らしい提言だと思います。やはり沖縄ですし、せっかく我々は海岸を持っている市町村ですし、それは十分資源として、観光資

源なのか、教育的な資源なのかも含めて、資源として考えて方法を打ってみたいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ県や国と協議しながら可能だと思っていますので、歴史の道ができたように、この未来の道ということで、海岸沿いを整備するのも可能だと思っていますので、よろしくをお願いします。

では大枠の2番ですね、各種団体の支援について、再質問をさせていただきます。先ほど、金城議員からもありまして、また次に仲眞議員からもありますが、その中であまり突っ込まないようになっています。婦人会、青年会、子供会に関しては、次の仲眞さんの質問もありますので、ちょっとだけ数字だけ確認していきたいと思います。先ほど確認した婦人会が6団体、青年会が2団体、子供会が2団体ということで、先ほど報告がありましたけれども、この数字は中城村の数字だと思います。各市町村、うるま市、宜野湾市、沖縄市、北中城村、北谷町、読谷村、嘉手納町、恩納村、西原町の加入状況は皆さん把握しているかどうか。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えします。

近隣の市町村の加盟率については把握はしておりません。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 これは2年前だったですか、地域の日をつくろうということで、私達が調査して調べたときのものですけれども、きのう出してみましたら、各種団体の加盟率が一番低いのは中城村です。ざっと言いますと中城村の婦人が28.5%です。うるま市が22%なんですけれども、それ以外は宜野湾市が30%、沖縄市37.8%、北中城村が42%、そして北谷町が73.9%、嘉手納町が100%、恩納村が60%、西原町が40%、婦人会がですね。青年会がうるま

市が34.9%、宜野湾市が56.5%、本村が9.52%、婦人会に関しては2.85%ですけれども、沖縄市が青年会に関しては64.9%、北中城村が64.3%、北谷町が54.5%、読谷村が60.9%、嘉手納町が83.3%、それから西原町が25.0%。そして子供会に関しては、うるま市が33.3%、宜野湾市が95.7%、そして沖縄市が48.6%、北中城村が100%、北谷町が45.5%、中城村が9.52%、読谷村が65.2%、恩納村が100%、そして西原町が31.3%、本当に一番中部地区において、諸団体の加入率が一番悪いのは中城村です。この2年前に本当に親裕課長と呉屋課長が頑張ってもらわなければ青年会も多分立ち上がってはなかったのではないかな。青年会を立ち上げていただいた親裕課長と呉屋課長には頑張っていたいなと思っています。そのように各課が頑張っていて、各課の各団体の活性化に取り組まない中城村はコミュニティがあるとか、地域があると喜んでるんですけども、これがあるのは今70代の皆さんが頑張っているからだと思います。60代、70代の先輩たちが頑張っているから、今の中城村のコミュニティが守られていると思います。特に50代、本当は今主力で頑張らないという、私達が何もしていないものですから、この50代の皆さんが頑張っていたかないと中城村はこれから他のところは1回ポシャって再生してきた。それだからコミュニティがしっかりしてきた。しかし、中城村は先輩たちが頑張ってきたものですから、ポシャらない前に空洞化が起こっているということで、この空洞化を防ぐために、今からメインになる課長の皆さんが各種団体の支援、それから立ち上げに頑張っていたかないと、中城村の協働とか、住民参画というのが夢の話になってきますよ。本当に今は中城村がいい状態を保っているのは70代、60代の先輩方が頑張っているからということ踏まえて数字的にも表れていますので、ぜひ政策を打っていただきたいと思いま

す。その答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えします。

お褒めいただいてありがとうございます。60を越しております。御指摘のように地域性というのはそういうふうなことだと思います。ただ、基本的に例えば特に青年会の部分については、エイサーが多いところは、その団結力と言いますか、そういう面で連合会の加入が多いというのも現実の話でございます。宜野湾市にしてもエイサーは多いです。北中城村にしても6団体ぐらいのエイサーがあります。うちのほうは2団体しかないというのは現実ではあります。ただそういう言い訳ではなくて、基本的には婦人会にしる、青年会にしる、老人クラブとかいろいろなもの各字には現にありながら、各字の段階では活動しながら、これが村の連合会とか、村のまとめたものに参加しないという部分についての問題点はやはり議論して、今後はその改善に努めなければならないことだと非常に考えています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ今、問題点もしっかり認識しているようですので、ぜひ来年度、次年度、この加入率を子供会を初め、婦人会、それから青年会加盟率を上げるように各課、担当課は頑張っていたきたいと思います。内容に関しては、また次の方の質問があると思いますのでやりませんが、それ以外のシルバー人材に対して、もちろん自立していくのが本筋だと思っていますけれども、行政のある程度の後押しが必要ではないかなと思っています。都市建設課においてはシルバー人材の使用とか、草刈り、その辺の仕事はないのか。また企業立地はどのように考えているのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

シルバー人材センターの支援ということですが、前回は金城 章議員にもお話ししたとおり、当センターには今年度も、来年度も引き続き公共施設の無償提供とか、補助金の交付、活動の助言、相談等々を行っております。今年は公共施設の維持管理について、都市建設課の公園関係の見積もりを都市計画課のほうで依頼して、多少請負額の不マッチはありますが、何とか調整が図れないかなと思っております。それから県営中城公園の一部供用に伴いまして、中城城跡管理協議会が請負を今年度から一部請負をしております。その中でも一部シルバー人材センターが担えないかということで、見積もりも今年度も取りましたが、やはり不マッチが出てきたと。特に大きな課題はシルバー人材センターの中で平坦地域については作業が可能だと。少し斜面になると危険だからできないという不マッチがありますので、その辺は機械化とか、お互い相談をしてできたらいいなという斡旋をしようと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 どうもありがとうございました。ぜひシルバー人材センターとか、民泊のNPO、それからウォークラリーとか、本当に頑張っているメンバーいますので、ぜひ民泊においては吉の浦会館の入村式とか、離村式を無料化にできないかとか、申請を単純化できないかとか、中城城跡の案内する過程は無料化できないかとか、いろいろ相談事があったりします。そのようなことを一つずつ育てていくという考え方で支援していただきたいと思っております。そして、朝市に関しては今回ガンバ大阪が誘致が決まったということで、本当に村長おめでとうございます。今、農産物の即売会をしたいということがあったんですけれども、朝市のメンバーも頑張っているんですけれども、

どうしても朝市のメンバーでは4,000名規模の観光客が来ると対応できないので、農協とか、それから商工会、その辺も含めて呼びかけをしていただきたいと。村長から協力願いをさせていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん私でできることはもう全てやるつもりでございますし、今の御提言は必ずやってみたいなと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひお願いします。そうすると中城村の特産品のアピールもできると思いますので、よろしくお願いします。今、朝市の件なんですけれども、毎月第4日曜日にやっているんですが、常設の施設が欲しいということをおもっております。漁港も朝市に参加してもらっていますので、ぜひ常設の施設がつかれないのか。前も調査したと思うんですが。常設の朝市の施設をどのように考えているか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

この漁港内で朝市の施設がつかれないかということは、以前にもお話があったと思いますけれども、この漁港内の施設、用途によって使用ができるかどうかというのが、ある程度区分されております。それで朝市の常設の施設としてつくれる部分が漁村再生開発施設用地というのが、漁民センターが立っているところなんですけれども、そこのほうの一部にそういった目的で設置が可能なのかは再度、県の関係機関とも調整をしていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ朝市の農産物だけではなくて、海産物も含めた直売場をつくって

いただきたいと思います。

そして、最後に大枠の3番、グスクの会のあったツワブキの苗床です。苗床の件に関してお伺いしますが、ぜひ観光推進課長から提案があったふれあい広場の隣の施設を使わせていただきたいなど。グスクの会では水撒き、散水、それと苗の配布。それからいろいろな苗床づくりをグスクの会でやっていいということで、オーケーもらっていますので、ぜひ管理は無料でやるということでツワブキ、それからハイビスカス、黒木等をこちらで苗づくりしてやっていきたいと思っておりますので、苗床を使用することは可能かどうか、お願いします。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時21分)

~~~~~

再開(14時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今の施設を少し老朽館に似ているような感じがしますが、しかし十分使えます。骨組みもしっかりしておりますし、ただ使用となりますと、実は二、三、他からも実は話がありまして、すぐ今の苗床に使えるかどうかというのは即答はできませんけれども、割と大きな施設ですので、我々がしっかり整備をして、今のツワブキの苗床。あるいはまた他から話があるものも一緒になってできないかとか、優先順位をつけて、使用することについては、諸問題あるようではありますが、課の補助金の問題ですかね。はっきりちょっとまだ把握はしていませんが、それは解決できるものだと思っておりますので、せっかくある施設ですから、使用はしてもらおうと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ使用できるように頑張ってください。予算面もよろしく

お願いします。中城城に似合っている花がツワブキではないかなと。ツワブキというのは石の落と書くそうです。石ぶきと言ったら中城城じゃないですね。石ぶきの城ということで、豆腐積み、それから相方積み、野面積みということで、石ぶき、ツワブキということでシャレではないですよ。掛けてツワブキ城にしていただければいいなと思っておりますので、ぜひツワブキを中城城に広め、それから歴史の道、それから海岸沿いに生息しているのがツワブキだそうです。潮風に強いのがツワブキだと言われておりますので、ぜひその辺も含めてツワブキの普及、それから黒木、ハイビスカス、村木、村花を普及していけば、人が集まってくると思います。北中城村のヒマワリ、それから安里のコスモスというふうに集まってくると思いますので、ぜひ花のある村にしていいただきたい。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 比嘉明典 以上で、5番 新垣光栄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩(14時25分)

~~~~~

再開(14時35分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて、9番 仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 皆さん、こんにちは。9番の仲真です。通告書に従い、一般質問を行います。

今議会、最後の一般質問です。執行部の皆さんには何かとお疲れなところもあるかと思いますが、最後までよろしく願いいたします。特にきょうは傍聴席に婦人会の方々も多数おられますので、私もかなり緊張はしますけれども、傍聴の皆さんもやはり何かを期待して来られると思っておりますので、十分期待に応えるような素晴らしい御答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、各種団体へ助成拡充について、お伺いいたします。各種団体の活動活性化が必要とされてきている社会的状況になってきていると考えますが、村当局の団体設立支援計画、助成拡充についてお伺いいたします。具体的には、婦人会、老人会、青年会の自治会別活動状況、未組織自治会の組織化への指導・支援状況はどのようになっているのか。2つ目に、活動団体への支援・助成拡充について、村連合会への助成拡充はどのように考えているのか。また単位団体への助成拡充はどのように考えているのか伺います。3つ目に、単位自治会及び自治会長会への助成についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、村道及び河川の整備計画について、お伺いいたします。具体的には、平成30年度頃までの、村道整備計画及び河川の整備計画はどのようになっているのか伺います。村道、河川整備の優先順位付けはどのように行っているのか。村道新川線、屋宜自治会内を流れる河川、具体的には屋宜720番地及び屋宜181番地に隣接する河川の整備計画はどのようになっているのか伺います。災害発生時の避難道路、村道奥間南上原線の事故発生や崩落・崩壊発生等の危機管理上、東西道路の新設は本当に重要な課題と考えますが、東西道路の新設について具体的に今どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

最後に、県障がい者条例の施行に向けての対応についてお伺いいたします。

障害のある人も等しく地域社会の一員として、あらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指す県の条例「沖縄県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が10月の県議会で成立し、平成26年4月1日施行となっておりますが、村の対応計画、準備状況はどのようになっているのかお伺いいたします。簡潔、明解な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲真功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番につきましては、都市建設課。

大枠3番につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番の各種団体への助成については、先ほど新垣光栄議員にも答弁しましたとおり、村としましても、各種団体が地域活性化のために中城村発展のために一生懸命頑張らせていただいているものと認識しております。しっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、きょうお越しの婦人会にもしっかりとまた支援をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

まず大枠1番についてでございます。各種団体への助成拡充についてでございますが、ボランティア活動団体やコミュニティ活動を通じて地域づくりに貢献している婦人会や青年会等の団体は、本村の村づくりや地域の活性化、更には地域コミュニティを形成していく上で重要な役割を担っていると考えております。村としましても、地域活動団体の設立の際には支援していくことは当然なことであると考えております。また、補助金等の助成につきましても、必要に応じ、予算の範囲内で交付することも可能であると考えております。

次に、村連合会への助成拡充についてお答えいたします。現在、各組織の村連合会への補助金交付につきましては、村老人クラブ連合会、村婦人連合会、村青年連合会、村子供育成連絡協議会、以上の4団体であると認識をしており、4連合会とも村の村づくりに大きく貢献しているものと考えております。各連合会への補助金につきましては、所管する部署におきまして、

補助金交付申請を受け、各種部署における審査を経て、予算要求を行っているところでございます。平成25年度補助金より各種団体等への補助金につきましては、審査会を設けまして前年度事業実施状況並びに次年度の事業計画、前年度決算及び次年度予算を審査し、補助金の額を決定しているところでございます。今年度の村婦人連合会並びに村青年連合会及び子供会への補助金につきましては、前年度より増額をしているところであります。しかし、まだなお拡充が必要と判断された場合には増額も検討していきたいと考えております。

次に、各单位自治会とそれから自治会長会への助成の件でございます。各单位自治会の補助金交付につきましては、現在、各種団体育成補助金交付規程に基づき「自治会運営補助金」として、申請書並びに事業計画書を精査し補助金の交付を行っているところであります。また、今年度から自治会が自ら地域づくりを推進するための「自治会活動活性化補助事業」を創設し、地域の活性化を支援しております。両事業とも、今後も継続していけるものと考えております。自治会長会への助成につきましては、平成26年度からの助成を受けたいということで、現在、補助金交付申請書兼予算計上依頼が届いているところであります。事業計画書、予算・決算書を確認した上で、公益上必要があるかどうかを精査し、判断していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では最後の一般質問の答弁になりますので、よろしく願いいたします。

仲眞功浩議員の大枠 2 村道の整備計画及び河川の整備計画の から についてお答えします。 について。村道の整備計画としては、登又の村道中城城跡線が平成28年度完成へ向けて事業中であります。村道久場前浜原線が、本年度より用地買収開始。北上原の若南線が、平成

26年度より事業化に向けた準備中。河川の整備計画はありませんが、排水路の整備に関しては、随時維持管理若しくは、事業者により整備しています。本年度は、奥間中央線の排水路を整備予定しています。また、登又の集落排水も本年度計画しています。

について。村道の整備に関しては、単費での整備は困難なことから、幅員が狭く、周辺の住居の状況や交通状況を踏まえて、事業化が可能な箇所から事業化して整備しています。ただし、維持管理に関しては、不具合を確認次第順次補修しています。河川に関しても、不具合を確認次第整備している状況であります。

の村道新川線の整備計画については、平成21年度には、予備設計は終えています。防衛省の補助事業として整備を計画しています。ただし、現在は中城城跡線の整備中であり、事業完了後に事業化を予定しています。また、屋宜181番地先の水路に関しては、地方改善事業による整備を検討し、県へ要望しましたが、同事業による事業化はできませんでした。現在の状況を再度確認の上、維持管理による補修を検討していきます。屋宜720番地先水路に関しては、状況を確認しています。確かに晴天時でも水が淀んでいて、悪臭もあります。排水自体は機能していますので、全面改修するにも単費施工となることから、当面はコンクリートで底版を改善すれば水の流れが良くなりますので、新年度予算で対応していきたいと思っております。

について。東西道路の整備に関しては、中部市町村会から沖縄県土木建築部に県道32号線と国道329号を結ぶ東西連絡道路を建設するように要望していますが、回答としては県道32号線と国道329号を結ぶ東西連絡道路については、普天間基地の返還跡地利用計画を含む広域道路ネットワークの視点で検討することになっております。また、中南部都市圏駐留軍用地及び普天間飛行場跡地利用広域構想にも東西線が国道

329号終点で計画されていることから、村としても推進していかなければならないと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それでは大卒3番の県の障がい者条例の施行に向けての対応ですけれども、県条例の規定に反する行為が該当すると思われる事例に対して相談業務や相談事業が発生すると考えています。そのためには差別事例相談員の設置を求められていますので、検討していきたいと思えます。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 それでは具体的に一つずつお伺いしたいと思います。

まずは最初にお聞きしたのが、自治会別の団体の組織状況ということで、特に婦人会とか、老人会、青年会ということをお聞きしたんですけども、特にその状況はお答えいただけませんでしたけれども、資料として私が持っておりますので、それを参考にしながら進めていきます。まず婦人会が6団体の連合会の加入が実際に各字単位では10団体が結成されているということでありまして、これは全体としては28.7%、非常に少ないという観点です。聞くところによれば、西原町、北谷町はもう婦人会自体はないということではありますけれども、私たちが予想していたよりもかなり低いという感があります。村長は常々、婦人会には相当な御感心をいただきまして、いろいろサポートもさせていただいていると思えますけれども、この6字しか連合会には加入していない。そういう状況に対して、素直な感想をお聞かせいただきたい。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん少ないと思っております。できるだけ多くの自治会から連合会への加入を促しては各課でもやっていると思えますけれども、やは

り地域の皆さん方が楽しくやれるんだということをもっともっと啓蒙していけば加入も促進できるのではないかなと思っておりますけれども、現時点ではまだ6団体ですので、これからの課題だと思っております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 本当に私もこんなに少ないとはちょっと予想はしていませんでした。9か10ぐらいはあるかなと思っていたのですが、大変少ないなという感じです。その少ない理由として、皆さん大体いろいろ分析はなさっていると申すんですけども、その原因の一つとして私は村連合会に加入した場合、負担金が発生するんですよね。それが一つの問題があるだろうという気もします。2,000円の婦人会費を出して、1,200円は村連合会に納める。あと自分たちの活動費として残るのは800円ですね。これでは非常に少ないということもあるだろうし、ただそういう意味でいろいろな役割分担が増える割には自分たちの単位活動としての資金面から言えば非常に少ないなということでありまして、そういう連合会に加入するメリットも感じないために連合会には参加しないということもあるかと思うんですが、その辺について、調査をなさったことはありますか。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（14時50分）

~~~~~

再 開（14時52分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それではお答えいたします。

議員おっしゃるように連合会に加入しますと各支部から負担金ということで出ております。しかし、活動資金としましてやはり負担金というのは必要かと思えますが、村としましてはこの補助金を考慮し、この活動に当ててもらいた

いと今考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっと趣旨が違いますけれども、実際に納めてしまったらもう800円しか単位の婦人会がないわけですよ。それが少ないものだからあまり連合会に加入するメリットも見出せないし、その割には役割分担が増えるということで、連合会には加入しないで、自分たちの単体で活動して、あるいはふれあい事業とかに、いっちゃうのかなということもありますけれども、そういうのも一つの原因ではないかなということをお皆さんにチェックしたことがあるのかなという事ですか、それはそれでよろしいです。先ほど村長もいろいろ強化したいということでありましたので、具体的に本当に村当局は婦人会活動をこんなふうにしてつくっていったらどうかとか、こういうこともやったらどうかということをお、また未組織の団体に対してはやはり指導とかそういうのも積極的にやっていただくべきではないかなと思います。ただ多分考えるにですね、連合会に婦人会をもっと増やさないかとかいろいろ連合会頼みで増やすようにというお願いをしていると思いますが、具体的に行政の立場で他市町村の例も示しながらやっていたらどうかと思いますよ。具体的にちょっとこれから生臭い実際補助金の話に入っていきたいと思っておりますけれども、今、中城村は連合会に対して71万8,000円の補助をしております。これは24年から上げてもらっていますね、確かに。7万3,000円ぐらい。ずっと64万5,000円でしたかね、それでやっている。この辺は評価してもらっていると思うんですけれども、ただお隣の北中城村とかと比べたら非常に安いですよ、少ないですよ。北中城村は132万6,000円、約2倍ですよ。さらに北中城村の場合は婦人学級開催のために別途13万5,000円とか。あるいは婦人青年が県内研修に行く時点において10万円の予算を立て

て使うときは、この10万円を使ってくださいということをやっています。このようにやはりいろいろ行政が援助もして活動しやすいような状況をつくってくれないと婦人会活動も非常に難しいところがあるのではないかなと思うんですけれども、結論としてはまだまだ婦人会に対する活動の割には援助が少ないんじゃないかとそういう気がしますけれども、その辺に関しては村当局として助成を拡大して拡充していくというお考えはないのか、お伺いしたいなと思っておりますけれども。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えさせていただきます。

御指摘の部分で、他と比較すれば低い、安いというのは当然出てくるのは行政の財力の違いもありますし、そういう面は一概には言えないと思います。ただ一つ言えることは所管する側がこの婦人会というものをどう生かして、どうするかという部分が一つの点だと思います。先ほど2,000円を取って、1,200円は無くなるよという話がありましたけれども、その1,200円の中身はなおかつまた連合会から県のほうへの拠出金があるのかどうか、そのためにそれだけの金を徴収しなければならないということになっているのかどうか。その中身を整理させればおのずと単位婦人会の皆さんがいかに活動できるかという資金源がどの程度のものかという部分の判断を担当課のほうで、連合会と詰めていただければ、そのこと自体での来年度以降の事業計画でそれは反映できると思うんですよ。そういうのを精査していきながら、今後やっていきたいと思う。そのために審査会というのを、この担当する課長を全て入れての審査会というのをつくっているわけですので、そこで議論できると思います。そういう議論の中で育成できる分、要するに私どもがその金を支出することによって、その団体が地域社会、中城村のため

にどれぐらいの効果が出るかという部分もお互いが精査し合って、その精査した分について、年次年次にその活動助成金を強化していくという方法論はあると思います。一概には婦人会だけの話になりましたけれども、そういう団体については、青年会もそうですし、これもそうです。いろいろな団体がありますので、そういう団体の部分の担当課において、もっと私としてはその団体と詰めてほしいと。計画的な部分も事業計画も詰めた中で本人が使用できる分をもうちょっとアピールできるようなことをしていただければ、私どもも極端に増やせるということはないかもしれませんが、少なくとも年次年次の重点施策の中で増額していくことは可能だと考えています。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

少し補足させていただきますが、金額云々ではなくて、事業をどれだけやっていくか。そして、この事業をやるためにこれだけ必要だといふのであれば、これは通常の初年度の予算計上とはまた別に考えることも十分可能だと私自身は思っておりますので、これは審査会のほうでも、その事業事業によって非常に頑張っている団体にはイレギュラー的になるかもしれませんが、そういう出し方もまたありかなということ、頭の中では思っております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 確かにおっしゃるとおり、どういう事業をやっているかというのもひとつの判断材料にはなるとは思いますけれども、ただ事業計画をつくるに当たってはやはり村からどれぐらいの助成もいただけるかなと。それを考慮しながらやはりいろいろな活動計画を立てたということもありますので、その辺はまた調整しながら、ぜひいつもは村長はこの婦人会については、いろいろな中で誇りを持ってアピールしていらして、その辺はやはりまだこう

いう現実として、この6団体しか連合会に加入していないという現実はやはり重く受け止めて、その原因はなんだろうとか、そういうのをとにかく調査していただいて、ではどうすれば育成できるかというのを真剣に考えていただきたいと思います。

あと一つだけ、ちょっと述べさせていただければこれも他団体との比較になるんですけども、老人会に対しては各単位クラブに対して、4万7,000円ですね。これはあえて言いませんけれども、安いとか低いとかは北中城村に比べたらどうのこうのと言ったら、また財力の話になってしまいますので。老人会は2,000円のうちに1,500円を連合会に納める。婦人会は2,000円のうち1,200円を連合会に。単体としては非常に少ないよということで。それを補うという意味においても、老人会に対しては4万7,000円の補助がありますよね。婦人会に対しては、残念ながら全くないわけですよ。単位婦人会に対しては、その辺がやはり婦人会費を払っても戻って来るところもないし、その辺もひとつの躊躇するところがあるかなという懸念もされますけれども、そういう婦人会に対しても、老人会同様に単位クラブに対してしっかりと活動しているところに対しては補助を出してあげるとか、そういう検討する余地はあるかと思えますけれども、どのようにお考えかお伺いいたします。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えさせていただきます。今、老人会への単位の補助金の話は出ましたけれども、これは県の制度の中で紐付きで流させられてもらっています。連合会負担分、単位連合会負担分という形で、県の助成を受けて村がくっつけて実施している部分でございます。今、御指摘の部分については、こういう制度も単位の婦人会とか、青年会とかを強化するためには一つ検討する要因ではあるとは思いますが。

ありますけれども、ただそこにいっちゃうのか、それとも先ほどもお話ししたように連合会を中心とした組織の強化の部分の金、要するに事業計画とか、例えば加入促進事業を行うという分であれば、その中身を精査して増額をしていくという方法。単位に流せる方法、これは二つあると思いますけれども、どちらがその団体にとっていいのかどうかというのは、担当課のほうで組織と精査していただきたいと思います。その精査した部分が予算要求という形で上がってくれば十分議論できる部分ではないかと思えます。その中でこういう単協のような助成が必要だというのであれば、そういう制度をつくって要綱等をつくって、金が流せるようになるということになりますので、そういう部分をうまくやはり欲しいというのが、私の願いです。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 確かに老人会に対しては、国・県を通して助成があります。大体、国3分の1、県3分の1、村3分の1ですが、それに基づいて、単位老人会にやっているというお話になるかと思うんですね。ただ、そういうことでしたらやはり村長はそれがいいんだったら、やはり婦人会の重要性を考えた場合に、やはりこれは村長の政策として、やはり中城村は婦人会がなければやっていけないんだとそういうことになれば、やはり何らかの政策としてそういう助成をしていこうというそういうことも私は十分考える余地はあるかなと思いますので、その辺はぜひ考慮していただきたいと思います。やはりこれだけ関心を持って、婦人会が傍聴に来られているということはやはり自分たちの活動に対して、どういう評価がされて、助成に対して、村当局のどういう判断をなさっているのかなということはこの議会を通して知りたいという部分もあったのではないかと私は感じておりますので、その辺も考慮してぜひ国・県ができなければやはり村長の政策としてやっていく

んだというようなことも、ぜひ表明をいただきたいんですけれども、村長どうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

村長を就任して、先に手をつけたのが各種団体の補助金のアップでございます。情勢が情勢で私も議員時代から見ていると、どうしてもその団体への補助金がなかなか上がってこない。逆に一律カットなどがあったものですから、これでは活性化につながらないということでやってまいりました。今後もちろんその助成金を理由もなく削減するようなつもりは毛頭ございませんし、またある程度、そこに遊び心がないとやはりこの団体育成にもつながらないと思っておりますので、それなりの措置は取らしていただきたいと思っておりますけれども、やはり一番は各種団体の婦人会だけに限らず、老人会も含めて各種団体が本当に我々これが楽しくて、村の活性化になって素晴らしい団体なんだということである事業を起こしていただいて、それに対する逆に我々が困るぐらいの事業展開が開ければ一番理想だと思っておりますので、これは各担当課も含めて、もう一度各種団体との話し合いを持ちながら、必要であればこれは当然補助金の増額につながるものと思っておりますし、そこに何らかの規制を設けようとは思っておりません。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 各課において、十分な検討をいただきたいと思っております。現実としてやはり西原町、あるいは北谷町がもう婦人会がなくなってきていると、そういう状態をやはり真剣に受け止めて、中城村もまだそういう6団体しか連合会には加入しないと。その辺の根本的な問題はやはり助成という育成というのに関わってきていると思っておりますので、その辺は十分配慮しながら真剣に育成というものを考えていただきたいと思っております。

次に移りますけれども、これもまた自治会への助成ということになりますけれども、他市町村に比べたら少ないということだけは申し上げます。これはどういうふうに言っても財力とかいろいろありますから、今回はこの辺で止めておきますけれども、この辺も十分考えていただきたいと思います。さっきの新垣議員の質問でもコミュニティというものについても、いろいろありましたけれども、やはりコミュニティの中心になるのは今の場合は各自治会だと思うんですね。その辺についても、十分な助成というものを考えていただきたいと思います。具体的な数字については、やはりいろいろな財力の問題で片づいてしまいますので、それは申しません。とにかくコミュニティあるいは自治会活動はこれは基本でありますね。地域活性化にはその辺には十分配慮をいただいて、いろいろな評価もあると思いますけれども、その辺はやはり十分な助成、育成に努めていただきたいと思います。

それから自治会長会活動の補助金ということで、新しく出てきていると思いますけれども、これは私は非常に大事なことだろうと思います。今、自治会に課せられてきているいろいろな活動と言うんですか、健康とか、あるいは実際の老人会活動とか、それに関連した子供会活動とか、公民館を中心として、こういうものが中心にやっていかなければならないというような状況になりつつあります。それにおいては、やはり自治会長会もそれなりの力量もつけないとニーズに対応していけないとそういう状況にもなっていると思います。他市町村においては、やはりそういう自治会長会に対しては補助を出して活動を支援しておりますよね。これは私は自治会長達が腰を上げてやはり自分たちもいろいろやらないといかんというようなことで、こういう助成も出されていたんですけれども、その辺については前向きに考えて十分な対応を

お願いしたいと思います。額については、私はこれ以上は申し上げませんが、他市町村がどれぐらいの額を助成しているのかというのは、皆さんお調べになって分かると思いますので申しませんが、ぜひこの辺については、新年度の予算に計上する検討はされているのかどうか、そこだけをお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

先ほどお答えしました。それと重複しますが、平成26年度からの補助金交付申請として、こちらのほうに上がってきています。今、申請書とそれから予算計上依頼が一緒になっていますので、それに事業計画、それからこれまでの前年度の予算、決算、それと次年度の予算というふうなことが上がってきています。これらを精査しまして、審査会で諮り、補助金額を決定していきたいと考えております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 やはり自治会長たちのモチベーションを高めるために非常に大事なことだろうと思います。十分な検討をお願いしたいと思います。去った11月、公民館の館長の研修会も宮古でもあったようですが、それについても自治会長たちは馳せ参じて参加してございます。その場合においても、中城村は全額自費で参加したと思います。お隣の西原町とか、北中城村がそういう自治会長が公民館長としてのこういう研修がある場合においても、いろいろ何らかの助成をして派遣、研修の研鑽を奨励して自治会長の力量をアップしてもらおうような取り計らいをしておりますので、やはりこういう自治会長会の活動については、その辺も十分配慮して査定と言いますか、その辺を下していただければと思います。

それから次に移りますけれども、河川の整備計画、大体30年ごろまでの村道の整備計画については、資料をもらいました。今のところ、や

はりそれぐらいの30年ごろまでは私は期限切っ  
てしまったので、こんなものかなと思いますけ  
れども、それ以外にも長期的にはやはりいろい  
ろな予備設計とか、そういうものを済ませた村  
道の整備計画というのはかなり都市建設課とし  
てはお持ちですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

今現在持っている予備設計は新川線1本です。  
以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 わかりました。都市建  
設課に当たっては、一番頭の痛いのはやはり財  
源をどこから引っ張ってくるかなということ  
であり、いろいろな金がかかる整備計画で大変厳  
しいところがあるだろうと察し、申し上げます。  
皆さん優先順位をちゃんとつけておられる  
と思いますので、それに従ってぜひ進めてい  
ていただきたいと。財源の確保はこれはもう村  
長にハッパをかけるしかないと思いますので、  
その辺はまた村長も村道の整備、あるいは県道  
との結びつきを考慮した上で道の整備に関し  
ては、非常に遅れが目立つというのか、村道だ  
けではないんですけれども。西原町、北中城村と  
か、周りを見ると中城村だけが取り残されて  
いる感がありまして、西原町から来て、もうそ  
ろろ目立ってきましたね。形ができてきたので。  
「あい、中城村で止まっている」北へ行くと北  
中城村のところは道の工事がまた始まってい  
と。中城村ということになると、その辺に関し  
てはやはり道の整備については、これは単独で  
できることではないと思うんですよね。大変目  
立つような状況に置かれてきております。この  
辺はやはりみんな目で見てもこうなると、「あい  
えー、中城村やー」と言うことになると思  
いますので、しっかりと対応をお願いしたいと思  
います。

それから河川の整備計画で、これは今のとこ

ろはほとんどなくて、維持管理で処理するとい  
うことでありましたけれども、やはりこの河川  
については、この河川の整備とか、計画を立て  
るようなメニューとか、そういう補助メニュ  
ーですか、そういうのを見つけるのは大変厳しい  
状況ですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。  
都市建設課長 新垣 正 お答えします。

河川事業については、今国道329号から下か  
らのほうは基盤整備でほとんど終わっています。  
しかし、山手のほうの河川、例えば屋宜排水も  
そうなんですけれども、もともとモデル事業で  
やったところをつなぎでやる補助が今のところ、  
見つけることはできなくて、苦慮はしています。  
今のところは河川事業の本体そのものの補助メ  
ニューがなく、他に単費で本当に少しずつし  
か維持管理ができないかなと思っています。以  
上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 屋宜のほうにも、河川  
の中ではこれはどういういきさつでそうなっ  
たかはよく分からないですけれども、たまたまこ  
れは事業で取り残されたのか、何かいろいろ事  
情があって、何かがあって完全につながらな  
くて10メートル、20メートルですか、そういう  
ところで止まっているというところはあります。  
その辺はやはり補助メニューを見つけるのは大  
変厳しいだろうという感じで、ただ我々も関係  
者に聞いても、これは何でこうなったかとい  
うのは、ちょっとあまりよく分からないところ  
があります。しかし、現状としては、やはり支障  
を来しつつあるというようなことがありますの  
で、何とかこれはもう維持管理費で捻出して  
やっていただければ、そういうことで自治会と  
してはやはり自治会長を通して毎年12月ごろ  
ですか、都市建設課に要望事項がありますね。そ  
の中で取り上げてもらったり、あるいは都度、  
大雨があった後とかそういうのがあったら、そ

ういうのを別個にして要請しているのが現状であります。財源を見つけるというのは大変厳しいというのはもう課長からお話がありましたけれども、この単独でやる事業については、一括交付金というの、それは適用できるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

一括交付金につきましては、当然交付の対象というのがございます。交付要綱によりますと沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立戦略的発展に資するものなど沖縄の特殊性に起因する事業、そういうことがうたわれております。今、通常維持管理でやっている部分について、県あるいは国のほうで単なる維持管理だろうとそういうように判断された場合は、一括交付金の活用はできないものと考えております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ある意味、こういったのも沖縄の特殊事情の中に入るのはないかなというのは考えますよね。戦後、こういういろいろな基盤整備は取り残された中において、こういう問題も発生してきているところもありますので、この辺は柔軟に対応できるところもあるのではないかなと思います。具体的にできれば本当に皆さん単独で単費でやるというのは非常にきついところがあるわけです。それで財源捻出が難しい。ただ一括交付金としてのこの辺の運用に当たってはある程度、柔軟な運用もできるような話も聞いておりますし、ぜひこの辺については、都市建設課長とも十分相談して、やはり彼らもこういうやりたいということがあるけれども、メニューを見つけきれなくてできないときもいっぱいあるみたいなんですよ。単独でやるとやはり大変財源的な厳しいところもある。特に少しでも一括交付金が使えれば、単独の経費というのでも捻出できると。そういうものはやはりこの生活基盤の遅れというのは沖縄

の特殊事情だとある意味大きくとらえれば思うんですよね。そのために要するに財政事情がそういう許さなかったという事情もあるでしょうし、その辺は十分検討できるのではないかなと。やはり河川とか、道路のでこぼこかいろいろなものに関しては、我々直接、生活ではいや応なしにも実感させられるわけですよ。雨が降って、水たまりができて、道路を走っていたら水を車からかけられたとか、そういう細かい小さい生活の整備とか、この辺も出てくると思うんです。この辺もやはり何とか一括交付金で活用できるような方法を見つけていただきたいとこう思います。そういう意味では都市建設課長も知恵の絞りどころだと思いますけれども、ぜひ頑張ってこの辺のことも知恵を出して、我々の生活者の生活環境の改善に取り組んでいただきたいとします。

それから道路については、新川線についてはいろいろあったようですけれども、延期した反対の声と言いますか、住民の声とはどういうものだったんでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

新川線については、当初から城跡線跡が終わってからの事業開始でしたので、まだ時間があるということで若南線に切り替えて、交付金事業を取っています。新川線の反対については、役場のほうに二、三名の方から電話を頂いて、県道29号から32号線まであけたいという話で説明したんですけれども、反対するという声があって、ただ、この電話があったから中止ということではなくて、あくまでも城跡線跡が終わってからの事業開始ですので、その前に若南線を先にやったということです。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 大方の事情は大体わかりました。ただいろいろな話もあって、私もどれがどっちが正しいのか、いろいろよく分から

ないところがありましたけれども、そういうことかなと分かりました。いずれにしても今はそこにおいては、かなり危険なところもありますので、その辺は随時維持管理で応急手当というか、対応するしかないかと思しますので、その辺はぜひ十分な対応をお願いしたいと思います。

それから道路については、東西線のことだけ最後をお願いします。いろいろ話は多分あるかと思うんですけども、具体的に中城村として、ルートをどのように考えているのか、そういう話し合いとか調整とか、あるいは庁内でもいいんですけども、この話し合いというのはなされているんでしょうか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

当初は国道329号から南上原32号線までの東西線という話が役場のほうでは議論されていましたが、先ほど県道32号線ということで答弁しましたけれども、国道58号から国道329号までの計画で議論されています。これも宜野湾市の普天間飛行場跡地利用構想の中にも位置づけられておまして、大山から津波のほうに5.5キロ、トンネルの構想が今のところありますので、村としても一緒に推進していきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 と言いますのは、具体的にルートが決まらなないと、村あるいは跡地利用計画の中で、あれもこれもとか、何もできないとそんな時間ではないと思うんですけども。中城村はもうこういうルートで、ぜひ計画の中のものつけて欲しいとそこまで詰めておく時期ではないかと思いますが、その辺はやはり中城村としても、今の計画の案として出ている。それだけそこだけでいいのか、あるいはやはりもう少し修正を加えて、やるかということを絞って、やはり要望というのは、もう村として決めておかなければいけない時期かと思えますので、そ

の辺は十分熟慮して決定とか、要請をしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次は、障がい者条例について、お伺ひいたします。この条例を見ますと、県の並々ならぬ障害者へ対する思いというのが、感じられます。ほとんど、この条例では県の責務としていろいろやっています。市町村には役割としていろいろ協力をお願いするというところであります。大変これは期待されているのではないかなと思えます。村長は常々、住みよい中城村をつくるということでありまして、それはもちろん健常者だけが住みよい中城村ということではないと思うんですけども、当然、障害を持った方々も住みよいということが含まれていると思えます。この県の条例、これを見まして、やはり村にも相應の役割をお願いしたいということがありますので、住みよい中城村をつくるに当たって、県の条例の施行に当たって、村長の決意と言いますか、住みよい中城村づくりに推進するに当たって、所見とかお伺ひしたいなと思えます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

当然、健常者もしかり不自由な方々もしかり、住みよい村づくり、町づくりというのは当たり前のことでもありますし、また条例ある、なしに関係なく、そこは中城村の長としても当然これは優先すべきことだという認識は持っておりますので、議員おっしゃるとおり、施行が一つの入り口になって、全県に広がって、当然我々、中城村も沖縄県、そして近隣市町村ともしっかりと手を携えてこの部分はまたしっかりやっていきたいなと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これはすぐに中城村においては、すぐにできるようなものはそんなにたくさんはないと思うんですけども。この周りの環境を見ても、まずは障害を持った方々が窓口に



サービスを受けるにしても、今の状況では本当に大変厳しいところがあります。これはもう計画的にやることしかできないと思いますよ。どんなサービスとか改善をしなければならないとか、いろいろあると思うんですよ。これは役場全体がこの洗い出しをしながらやっていくしかない。この条例を勘案しながら、まず物理的なバリアフリーの考え方とか、あるいは窓口に来たときの手話とか、そういったものが必要になるかどうか、何が障害者が本当にサービスを受けるために必要なのかという。どこどこが障害者にとっては不便を感じる場所がある。この辺をまずは洗い出すことから始めなければ。これは今できるもの。それからあるいは最終的には庁舎が完成してからしかできないだろうなという。そのものを洗い出しておかないと、逆に庁舎をつくるに当たってはどのような設計にしていけばいいかということは、これはできないと思うんですね。だから徹底的にこういう条例を照らしながら、何が必要かという。ホームページにしてもどういう形でアクセサビリティというのはいろいろありますけれども、実際規定されているから。とにかく拾い出すこと、まずは、これが大事だろうと思いますよ。そのための準備委員会とか、そういうのもぜひつくっていただきたいと思います。この辺も考慮しながら、最後に教育長も教育者に対する要望もちゃんと書かれていますので、その辺も考慮しながらやはりみんな一緒になって、ぜひ洗い出し検討委員会とか、準備委員会という結成していただきたいと思います。これを要望しまして、一般質問を終わります。どうもお疲れ様でした。

議長 比嘉明典 以上で、9番 仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

## 平成25年第7回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                        |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成25年12月13日（金）  |                        |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成25年12月20日 （午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 平成25年12月20日 （午後0時46分）  |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（ 出 席 議 員 ）                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番     | 仲 眞 功 浩 |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番    | 新 垣 健 二 |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番    | 宮 城 治 邦 |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番    | 仲 村 春 光 |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番    | 宮 城 重 夫 |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番    | 比 嘉 明 典 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 14 番            | 宮 城 重 夫                | 15 番    | 新 垣 善 功 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 知 名 勉                  | 議 事 係 長 | 比 嘉 保   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |
|                                                 |                 |                        |         |         |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 第 1 | 陳情第19号 要請書 組合製品採用について                                          |
| 第 2 | 陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書                          |
| 第 3 | 意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議（NSC）の廃止を求める意見書                        |
| 第 4 | 意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書 |
| 第 5 | 意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書                                        |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩します。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(12時02分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 陳情第19号 要請書 組合製品採用についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲村春光。

建設常任委員長 仲村春光 それでは読み上げて報告いたします。

平成25年12月20日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

建設常任委員会
委員長 仲村春光

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第19号	12月20日	要請書 組合製品採用について	採択

以上です。

議長 比嘉明典 これで委員長報告を終わります。

これから陳情第19号 要請書 組合製品採用についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第19号 要請書 組合製品採用についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、陳情第19号 要請書 組合製品採用については委員長報告のとおり採択されました。

日程第2 陳情第21号 国に対し「消費税増

税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 それでは読み上げて報告いたします。

平成25年12月20日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

総 務 常 任 委 員 会
委員長 新 垣 光 栄

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第21号	12月13日	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	趣旨採択

以上です。

議長 比嘉明典 休憩します。

休 憩 (1 2 時 0 6 分)

~~~~~

再 開 ( 1 2 時 0 7 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

休憩します。

休 憩 ( 1 2 時 0 7 分 )

~~~~~

再 開 (1 2 時 1 4 分)

議長 比嘉明典 再開します。

これで委員長報告を終わります。

これから陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

本案における委員長報告は趣旨採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第21号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

は委員長報告のとおり決定しました。

日程第3 意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 先ほどからいろんな意見、議論を重ねてまいりましたが、私としてはこの提案書を全会一致ということを望むんですが、そういうふうに望めないのでしたら、また採択になっても仕方がないかなというふうには思っております。

意見書第8号を提出したいと思います。読み上げて提出いたします。

意見書第8号

平成25年12月20日

中城村議会議長 比嘉 明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣 徳正

賛成者

中城村議会議員 宮城 重夫

中城村議会議員 安里ヨシ子

特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条2項の規定により提出します。

(提案理由)

現在、政府が進める特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の制定は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権という日本国憲法の基本原理を根底から覆すことであり、同法はまさに戦前の治安維持法の現代版であると考えます。

過去の忌まわしい戦争を体験し、その猛省も含めて、誠実に平和を希求する我々沖縄県民にとって断じて同法の制定を許すわけにはいかない。

よって、同法の廃止を求めべく、別紙意見書案として、要請し提出します。

特定秘密保護法、及び国家安全保障会議（NSC）の廃止を求める意見書（案）

特定秘密保護法、及び国家安全保障会議（NSC）の制定は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権という日本国憲法の基本原理を根底から覆すことであり、同法は、まさに戦前の治安維持法（1925年公布45年廃止）並び、軍機保護法（1937年全改正公布45年廃止）の形を変えた現代版であると考えます。

国の持つ情報は当然国民のものであり、国民には「知る権利」が保障されている。同法はその権利を国民から取り上げ、国の権限だけを行行使し、国民を縛り付け従属させる危険性が指摘されており大いに危惧されるべき事柄である。まさに戦前回帰であり「八重山教科書問題」「道徳の教科化」等における一連の国の動きもその延長線上にあるものと言わざるを得ない。

現在政府の推し進めるこのような法は、この国を再び戦争のできる国へと変えることであり、国民を戦争へと導く大変危険な行為だと認識されても、仕方がない事である。

特に我が沖縄県においては、国土防衛の名の下に、広大な米軍基地が存在する。故に今日まで米軍関連の様々な事件事故など問題が発生し、その事の情報開示も然り。オスプレイ配備に関しても、県民が情報開示を求めても、配備直前まで提供されぬまま強硬配備された経緯がある。現状でさえこのような状況でありながら、今また同法の制定により秘密保護ということになれば、それこそ情報の隠蔽強化であり、憲法で保障された国民の「知る権利」の侵害であると言わざるを得ない。

また今回の法では、情報の調査、公表自体が罰則の対象となり、刑罰が科せられる事態にも成り得る事があらゆる方面から指摘、懸念されている。まさに国民の目、耳、口を封じる悪法としか言えない。

過去の忌まわしい戦争を体験し、その猛省も含め、誠実に平和を希求する我々沖縄県民にとっても、断じて同法の制定を許すわけにはいかない。

よって本村議会は今回の特定秘密保護法、及び国家安全保障会議（NSC）の制定に断固反対し、その廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県中城村議会

あて先

内閣総理大臣 内閣特命担当大臣（特定秘密保護法担当）

衆議院議長 参議院議長

以上です。

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 比嘉明典 休憩します。

休憩(12時20分)

~~~~~

再開(12時21分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第8号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 私は今、意見書として提案されている意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書について、反対の立場で討論します。

今、どんな国家においてもある程度の秘密は必要だと思ひます。これは国の安全保障の問題です。そして、あくまでも平和主義という立場で日本はこれまで憲法にもうたわれているとおりでございます。しかし、今の日本の周辺状況を見ますと、相当緊迫しているような状況でございます。そういう意味でも、私は国家にはある程度の秘密はあっていいと考えておりますし、また国家安全保障会議もこれまではなかったことが、私は非常に疑問を感じております。そ

の意味でも、この中身についてはいろいろ問題はあると思ひますが、それは国会において、これからまた1年後の施行でございますので、いろいろ改正もされていく、施行までにいろいろ改正されていくものと思ひますし、そして第三者機関ですか、も設置すると思ひますので、廃止を求めることは反対いたします。以上。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

2番 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書に、賛成の立場で討論をいたします。

本県は国土防衛の名のもとに広大な米軍基地が存在し、これまでも米軍関係のさまざまな事件、事故が発生したときも情報の開示を怠りながら、オスプレイの配備に対しても直前まで開示されなかったという経緯があります。いわゆる国民が憲法で保障される知る権利の侵害が起こる可能性が十分考えられると思ひます。意見書の反対討論の中にもありましたが、ある程度というような文言の中で、秘密の範囲が定かでない状態で法案が成立したことは、まことに遺憾であります。そして、法案が成立した後に修正をするということであれば、この法案を審議する十分な審議時間を確保できたという証明でもあります。急いで法案を成立させたことの瑕疵があると、私は思っております。そして、通常のさまざまな法律において公務員の守秘義務であるとか、自衛隊法の中でも自衛官の守秘義務等々は十分守られるというふうに私は解釈しております。よって、同意見書に賛成の立場で討論といたします。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

14番 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 私もこの意見書第8号に賛成する立場から、一言申し上げたいと思ひます。



ただ一言。何年前ですか、沖国にヘリコプターが墜落したことがありますよね。そのとき、秘密を守るといふことで、米軍が日本の警察は立ち入れないと。まさしく、今でさえそういうもんですから、この特定秘密保護法であれば、もう当然のごとくそういうのが日常的になる危険性が私はあると思います。そういった意味から、この意見書に賛成の立場から意見を述べました。以上です。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全

保障会議(NSC)の廃止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第8号 特定秘密保護法及び国家安全保障会議(NSC)の廃止を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第4 意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 意見書第9号を読み上げ提案いたします。

意見書第9号

平成25年12月20日

中城村議会

議長 比嘉明典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣博正

賛成者

中城村議会議員 伊佐則勝

中城村議会議員 仲村春光

辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、  
普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

村民・県民の生命と財産、安全な生活を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府

に激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求めるため、この案を提出する。

辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、  
普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書（案）

私たち沖縄県民は、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、垂直離着陸機・オスプレイ配備撤回の県民総意を文字通り“オール沖縄”でまとめあげてきた。

本年1月には、県内41市町村のすべての首長と議会議長、県議会議長などが署名した「建白書」を安倍晋三首相に手渡した。9月には、県内の行政・議会の5団体（県議会、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会）が、オスプレイを強行配備した日米政府を糾弾し、全機撤去を求める抗議声明を発表した。

然るに、日米両政府はこの県民総意を無視して、「辺野古移設」を「唯一の解決策」として力づくで押し付けようとしている。

国土面積の0.6%に過ぎない沖縄に米軍専用施設の74%が集中する異常な実態に対する県民の憤りは、今や限界点をはるかに超えている。

本村議会は、これまでも沖縄の過重な基地負担の問題解決を求め、全会一致で意見書を可決してきた。

私たち沖縄県民は、米軍占領時代から保革を超えた島ぐるみのたたかいで、土地取り上げに反対し、祖国復帰を実現してきた。いま、求められているのは沖縄のアイデンティティを貫き、県民の心をひとつに県民総意の実現へ頑張り抜くことである。

よって、本村議会は、沖縄への圧力を強め、政治家に公約の変更を迫り、「県民総意」を分断し、県知事に新基地建設のための公有水面埋め立て申請の許可を迫るなど、子や孫の代まで米軍基地を強要しようとしている日本政府のやり方に、激しい怒りを禁じえない。同時に、村民、県民の生命と安全を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣  
防衛大臣、沖縄及び北方担当大臣、沖縄防衛局長

以上です。

議長 比嘉明典 これて提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第9号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第9号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今提案されている議案について、反対の立場から討論をします。

そもそも米軍普天間基地は、日米両政府が危険性を除去するために平成8年の日米首脳会談で7年以内で移設するということが合意されてから17年が経過しています。その間、辺野古移設が決定され、県民の反対もある中、辺野古移設が推進されてきましたが、前々回の衆議院選挙におきまして、鳩山由紀夫代表は「最低でも県外」と県民に訴えてきて、民主党は圧勝し、県民は大きな期待を抱き信じてきましたが、その途中、民主党政権は県民の期待を裏切り、結局辺野古に配置した。その後、民主党政権は崩壊しましたが、現在の状況になっていることは承知のとおりでございます。私も大きな期待を持って、さきの議会においては県内移設反対に賛同してきましたが、昨今の状況を見ると、県外移設を訴えても実現不可能と判断し、よって、固定化を避けるためにあらゆる移設先を、あらゆる選択肢を排除しないとの考えに至りました。

そういうことで、私は今提案されているものにつきましては、反対をいたします。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

4番 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 意見書第9号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書に対して、賛成の立場で討論をしたいと思ひます。

この意見書は、今さらこの意見書が出てくるということ自体もおかしな話で、もうそれは既に辺野古への新基地建設は、反対という県民総意はもう既に整っております。それにも増して、今政府がなりふり構わず沖縄に普天間基地の固定化、それとも辺野古か、この二者択一しかないように決めて、恫喝的な態度でもって沖縄県民に対しての振る舞いというのは、まさに看過できるものではありません。と言ひますのも、状況が変化したということをよく聞きますが、その当時から今の状況は何も変わっておりません。いわゆる沖縄県民は、もう二度と県内に新しい基地はつからないという、それを変化としてとらえていることはありません。そういう意味からしても、この意見書に対しては賛成という形で討論したいと思ひます。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

1番 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 ただいまの意見書第9号につきまして、賛成のところで討論を行います。

意見書の中にもあるとおり、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄には米軍専用施設の74%が集中するという異常な実態に対する県民の憤りは、今やもう限界点をはるかに超えていると思ひます。辺野古移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求める今回の意見書に賛同し、討論とさせていた

だきます。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第9号 辺野古沖移設を強引に押し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書第9号 辺野古沖移設を強引に押し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議長 比嘉明典 「起立多数」です。したがって、意見書第9号 辺野古沖移設を強引に押し進める政府に対して激しく抗議し、普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書は原案のとおり採択されました。

日程第5 意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 意見書第10号を読み上げて提案いたします。

意見書第10号

平成25年12月20日

中城村議会

議長 比 嘉 明 典 殿

提出者

中城村議会議員 新垣光栄

賛成者

中城村議会議員 伊佐則勝

中城村議会議員 金城 章

道州制導入に断固反対する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

道州制導入により再編された「基礎自治体は」は、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退するだけでなく、地域の伝統や文化、郷土意識が失われ、住民を置き去りにするものである。よって、道州制導入に断固反対するため、この案を提出する。

## 道州制導入に断固反対する意見書（案）

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々中城村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

内閣官房長官 総務大臣 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当

以上。  
議長 比嘉明典 これで提出者の趣旨説明を  
終わります。

これから意見書第10号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第10号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。  
15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 今、提案されている意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書でございます。大変恥ずかしいことですが、まだまだ勉強をする余地があるし、今のところ、賛成、反対をする立場ではありませんが、とりあえず賛成といたします。以上。

議長 比嘉明典 ほかにありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 これで討論を終わります。

これから意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第10号 道州制導入に断固反対する意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉 会 ( 1 2 時 4 6 分 )

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 宮 城 重 夫

中城村議会議員 新 垣 善 功